

第4期小林市障がい者計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

小林市

はじめに

近年、わが国の障がい者施策は、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法の施行、そして平成28年4月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が施行されるなど、国内法令の整備が進められてきました。

また、本市においては、手話が言語であるという認識に基づき、「小林市手話言語条例」を制定し、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現を目指すこととしております。

このように障がい者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、共生社会の実現に向け、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、ともに支えあいながら、社会参加を促進するための取り組み等を推進するため、本市の障がい者福祉の指針となる「第4期小林市障がい者計画」を策定しました。

この計画においては、市民の皆様や関係機関と連携を図りながら、「認めあい、支えあう、優しさあふれるふれあいのまち 小林」を基本理念とし、各障がい福祉施策の推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました小林市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係機関や市民の皆様から貴重なご意見やご提案を賜り、本計画が策定できましたことを心より感謝申し上げます。

令和2年3月

小林市長 宮原 義久

～ 目 次 ～

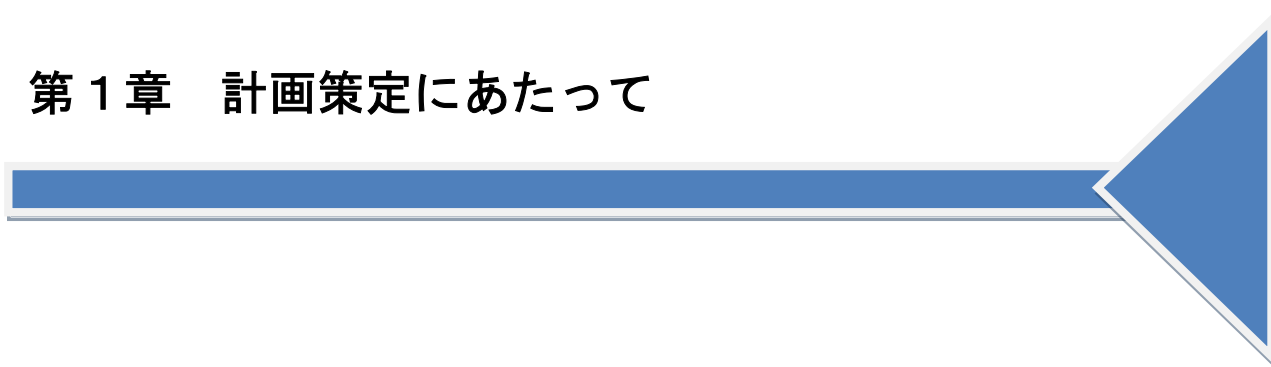
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の根拠.....	2
3 計画の期間.....	3
4 各種計画との関連.....	3
5 計画の対象.....	4
6 近年の国・宮崎県の動向.....	4
7 計画の策定方法.....	6
8 「障がい」の表記について.....	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 総人口の推移.....	10
2 手帳所持者の状況.....	11
3 アンケート調査結果からみる本市の現状.....	15
第3章 第3期計画の実施状況	51
第1節 啓発・広報活動の推進.....	52
1 啓発・広報の推進.....	52
2 差別の解消及び権利擁護の推進.....	53
第2節 療育及び教育の充実.....	53
1 療育の充実.....	53
2 教育の充実.....	55
第3節 生活の経済的安定の推進.....	56
1 制度の周知.....	56
2 就労の支援.....	56
第4節 福祉サービスの推進.....	57
1 相談機能の充実.....	57
2 障がい福祉サービスの充実.....	58
第5節 健やかな生活の推進.....	59
1 健康づくりの推進.....	59
2 医療費負担、能力の回復・向上に関する支援.....	60
第6節 暮らしやすい環境づくりの推進.....	61
1 住居の確保・住環境の改善.....	61
2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進.....	61
3 安全な環境の確保.....	62

第7節 生きがいのある心豊かな生活の推進.....	62
1 社会参加の促進.....	62
2 活動の基盤づくり.....	64
第8節 行政サービス等における配慮.....	64
1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等.....	64
第4章 第4期計画の基本理念等.....	67
1 基本理念.....	68
2 基本的視点.....	68
3 施策の体系.....	70
第5章 施策の展開.....	71
1 啓発・広報.....	72
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	74
3 教育・育成.....	75
4 雇用・就労、経済的自立の支援.....	78
5 生活支援.....	80
6 保健・医療.....	83
7 生活環境.....	85
8 情報・コミュニケーション.....	86
9 防災・防犯等.....	87
10 行政サービス等における配慮.....	89
第6章 計画の推進.....	91
1 計画の推進体制.....	92
2 計画の点検・評価.....	92
資料編.....	93
1 用語解説.....	94
2 小林市障害者施策推進協議会条例.....	99
3 小林市障害者施策推進協議会委員名簿.....	100
4 小林市障害者計画策定委員会設置要綱.....	101
5 小林市障害者計画策定委員会委員名簿.....	102
6 小林市手話言語条例.....	103

【用語解説について】

この計画書の中で、〇〇〇*となっている部分は 94～98 頁に用語解説を掲載しています。御活用ください。

第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

障がい者を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等の様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも明確化、多様化しています。また、難病^{*}、発達障がい^{*}、高次脳機能障がい^{*}といった様々な障がいへの対応が必要となっています。

国においては、平成26年1月に、障がい者の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約^{*}」を批准しました。この条約は、障がいに基づくいかなる差別もなしに、全ての障がい者のあらゆる人権および基本的自由を完全に実現することを確保し、促進するための措置を締約国が取ることなどを定めています。

また、障害者権利条約の締結に先立ち、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者総合支援法^{*}」の施行（平成25年4月）、「障害者差別解消法^{*}」の成立及び「障害者雇用促進法^{*}」の改正（平成25年6月）など、国内法令の整備が進められてきました。

さらに、平成30年3月には、障害者権利条約の理念を踏まえた「障害者基本計画（第4次）」が策定されています。

こうした国の動向を踏まえ、本市では関係法との整合を図りながら、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくため、「第3期小林市障がい者計画」の見直しを行い、新たに「第4期小林市障がい者計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

【根拠法令（抜粋）】

障害者基本法（第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 計画の期間

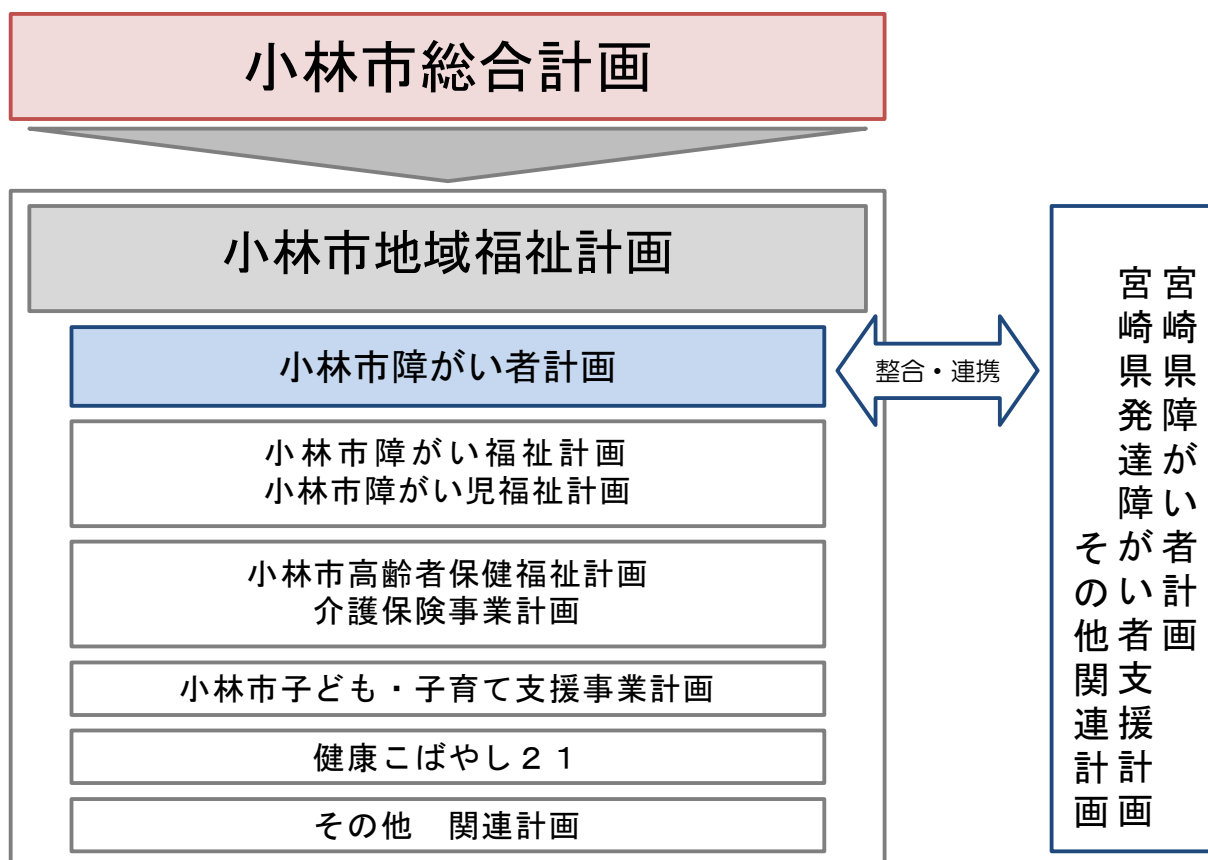
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
小林市 障がい者計画	第3期 計画	第4期計画					第5期 計画
	見直し					見直し	

4 各種計画との関連

本計画は、「小林市総合計画」を上位計画とする個別計画であり、保健福祉分野関連計画や「宮崎県障がい者計画」、「宮崎県発達障がい者支援計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



5 計画の対象

この計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法の規定に基づき、身体障害者手帳^{*}、療育手帳^{*}、精神障害者保健福祉手帳^{*}所持者のみではなく、発達障がい者、高次脳機能障がい、難病疾患など心身の機能に障がいがある方であって日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を総称して使用しています。

障害者基本法（第2条）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6 近年の国・宮崎県の動向

（1）国の動向

① 近年の主な法整備等

障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。

平成25年6月	障害者差別解消法の制定
平成25年6月	障害者雇用促進法の改正
平成26年1月	障害者権利条約の批准
平成28年4月	成年後見制度 [*] の利用の促進に関する法律の制定
5月	障害者総合支援法の改正
6月	児童福祉法の改正
6月	発達障害者支援法 [*] の改正
平成29年3月	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（第5期障害福祉計画等基本指針）の告示
平成30年3月	障害者基本計画（第4次）の策定

② 障害者基本計画（第4次）の策定

「障害者権利条約」の理念に基づき、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。

「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を基本理念とし、4つの基本的方向が示されています。

【障害者基本計画（第4次）（平成30年3月策定）の概要】

【基本理念】

「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」

【基本的方向】

- ・ 2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア除去を強力に推進
- ・ 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ・ 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- ・ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

（2）宮崎県の動向

宮崎県では、平成31年3月に「地域生活支援拠点^{*}等の整備促進」や「就労定着支援^{*}の活用による職場定着の推進」等を追加した「第4次宮崎県障がい者計画」が策定されています。

【第4次宮崎県障がい者計画（平成31年3月策定）の概要】

【基本目標】

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」

【施策の体系】

「啓発・広報」、「生活支援」、「教育・育成」、「保健・医療」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、「情報・コミュニケーション」、「生活・環境」、「福祉を支える人づくり」、「行政サービス等における配慮」の9項目

7 計画の策定方法

計画策定に当たっては、広く意見を聴取するため、関係団体の代表者等からなる「小林市障害者施策推進協議会」を設置するとともに、庁内策定体制として「小林市障害者計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

また、障害者手帳所持者や児童発達支援等利用保護者、障がい福祉サービス事業所等を対象としたアンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

(1) 小林市障害者施策推進協議会

本計画に盛り込むべき施策等を検討するため、小林市障害者施策推進協議会を2回開催しました。

回	期 日	協議内容
第1回	令和元年12月25日	計画素案について
第2回	令和2年3月16日	計画最終案について (新型コロナウイルス感染症予防の観点から文書会議とし、全ての委員に最終案を送付し意見の聴取を行いました。)

(2) 小林市障害者計画策定委員会

庁内策定体制として「小林市障害者計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

回	期 日	協議内容
第1回	令和2年1月16日	計画素案について

(3) 障害者手帳所持者アンケート調査

本市在住の障害者手帳所持者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和元年10月にアンケート調査を実施しました。

(4) 保護者アンケート調査

本市在住の児童発達支援事業所利用の保護者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和元年10月にアンケート調査を実施しました。

(5) 障がい福祉サービス事業所アンケート調査

本計画策定の基礎資料とするために、令和元年10月に本市在住の障がい者が利用している事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。

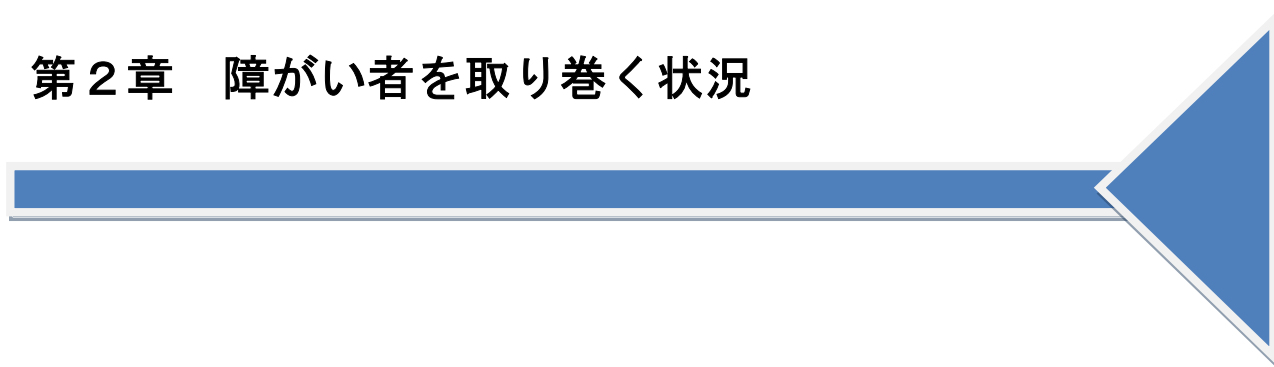
(6) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、令和2年1月29日から令和2年2月28日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

8 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

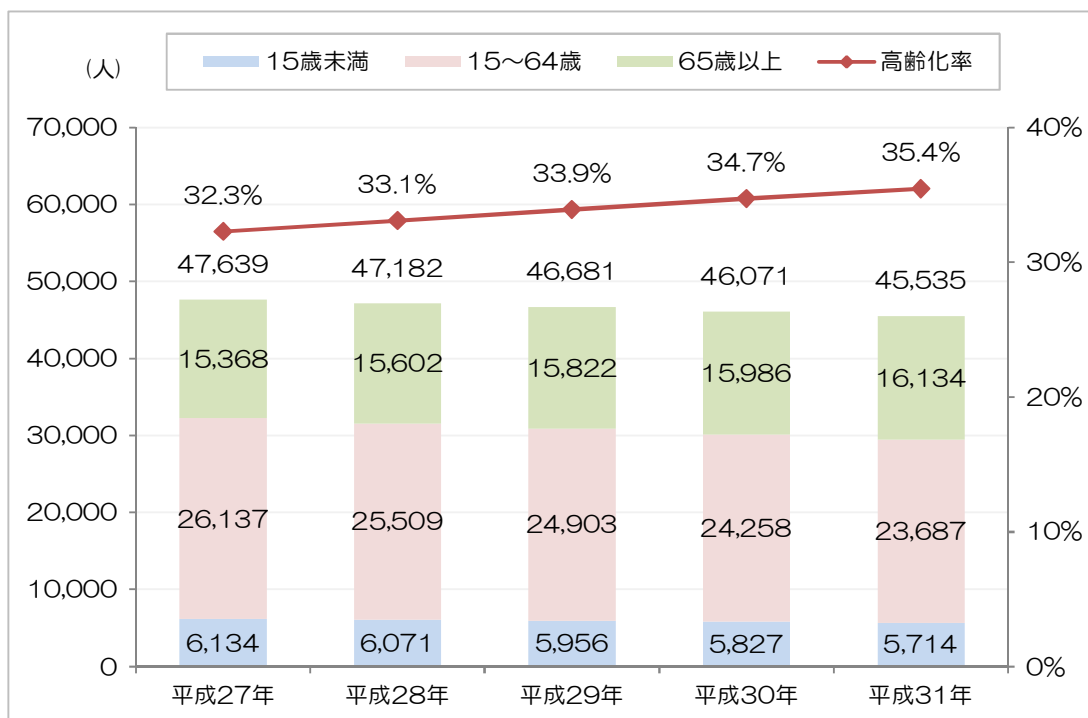


1 総人口の推移

本市の総人口は平成31年4月現在で45,535人となっており、65歳以上の高齢者人口は16,134人、総人口に占める割合は35.4%となっています。

平成27年と比較して、総人口は2,104人減少している一方、高齢者人口は766人増加しており、高齢化率も上昇傾向を示しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
15歳未満	6,134人	6,071人	5,956人	5,827人	5,714人
15～64歳	26,137人	25,509人	24,903人	24,258人	23,687人
65歳以上	15,368人	15,602人	15,822人	15,986人	16,134人
総人口	47,639人	47,182人	46,681人	46,071人	45,535人
高齢化率	32.3%	33.1%	33.9%	34.7%	35.4%



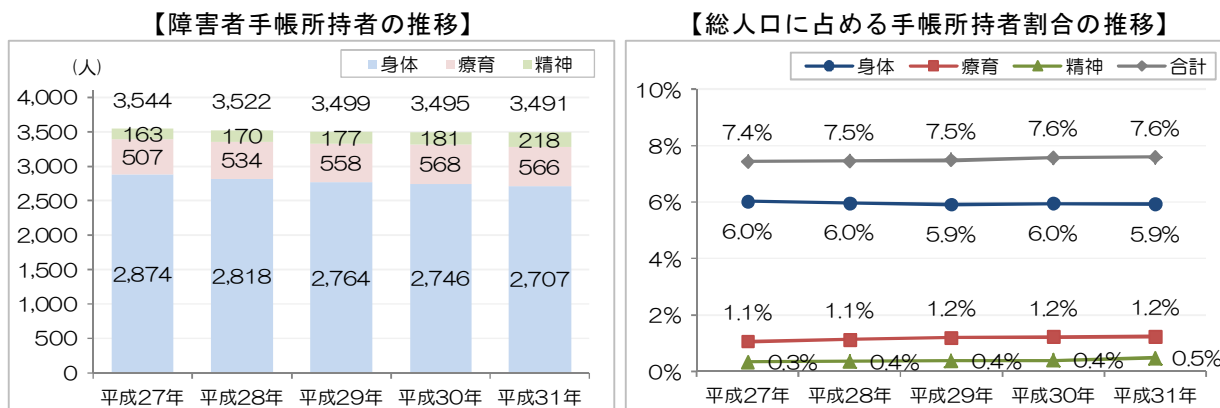
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

平成31年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者2,707人、療育手帳所持者566人、精神障害者保健福祉手帳所持者218人となっています。

また、平成31年の総人口に占める手帳所持者の割合は7.6%(うち身体5.9%、療育1.2%、精神0.5%)となっています。



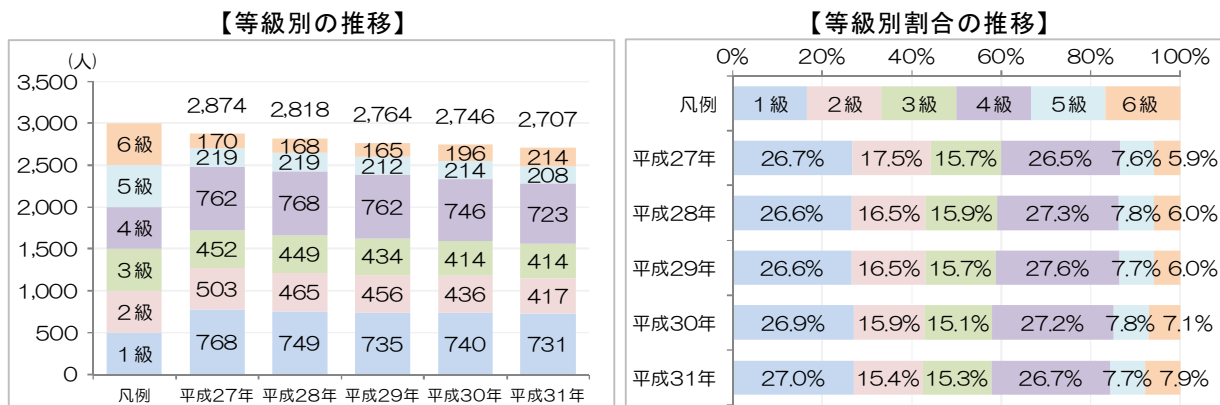
出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

平成31年の身体障害者手帳所持者は2,707人となっており、平成27年と比較して167人減少しています。

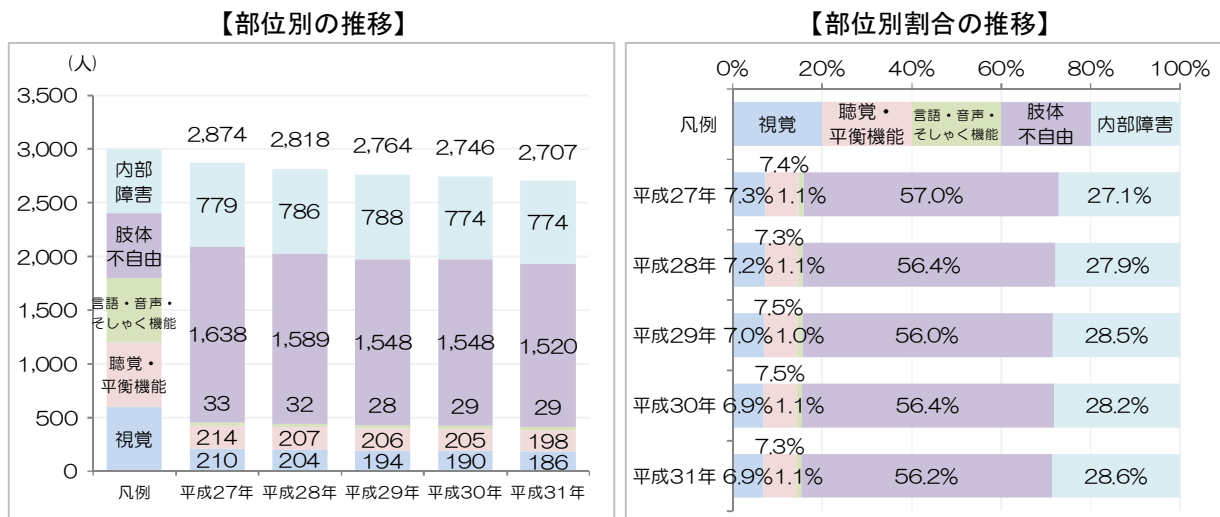
平成31年の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く27.0%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が約4割（42.4%）を占めています。



出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

② 部位別の推移

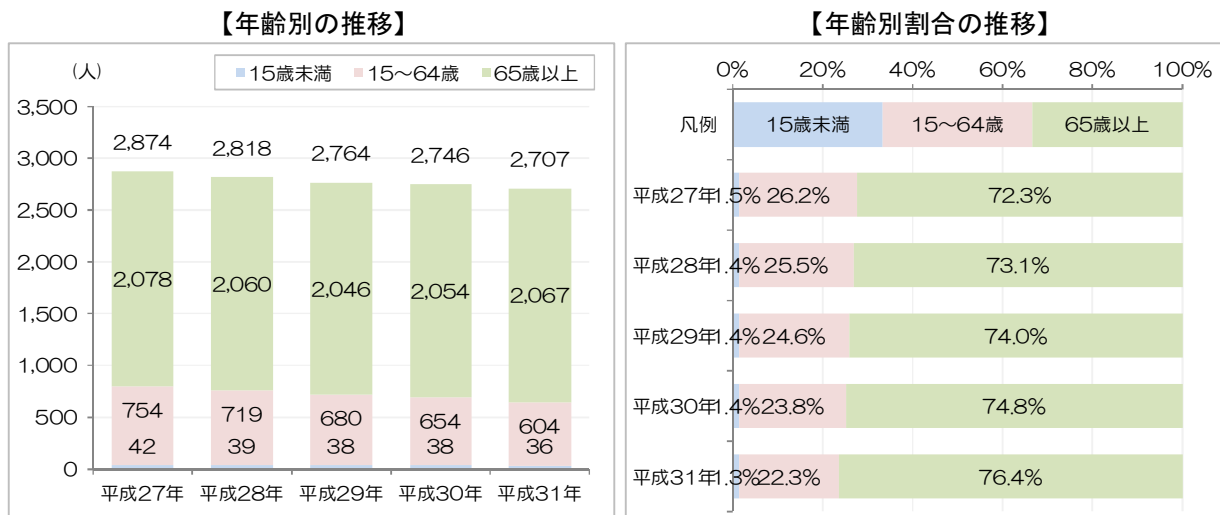
平成31年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が56.2%と最も多く、次いで「内部障害」の28.6%となっています。



出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

③ 年齢階層別の推移

平成31年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が約8割（76.4%）となっており、上昇傾向で推移しています。



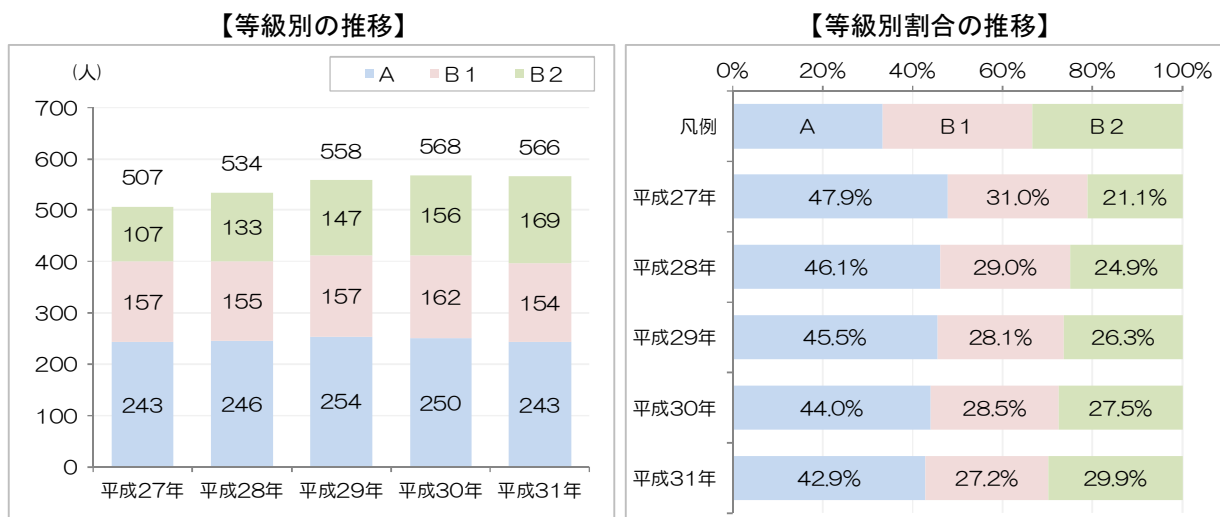
出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

平成31年の療育手帳所持者は566人となっており、平成27年と比較して59人増加しています。

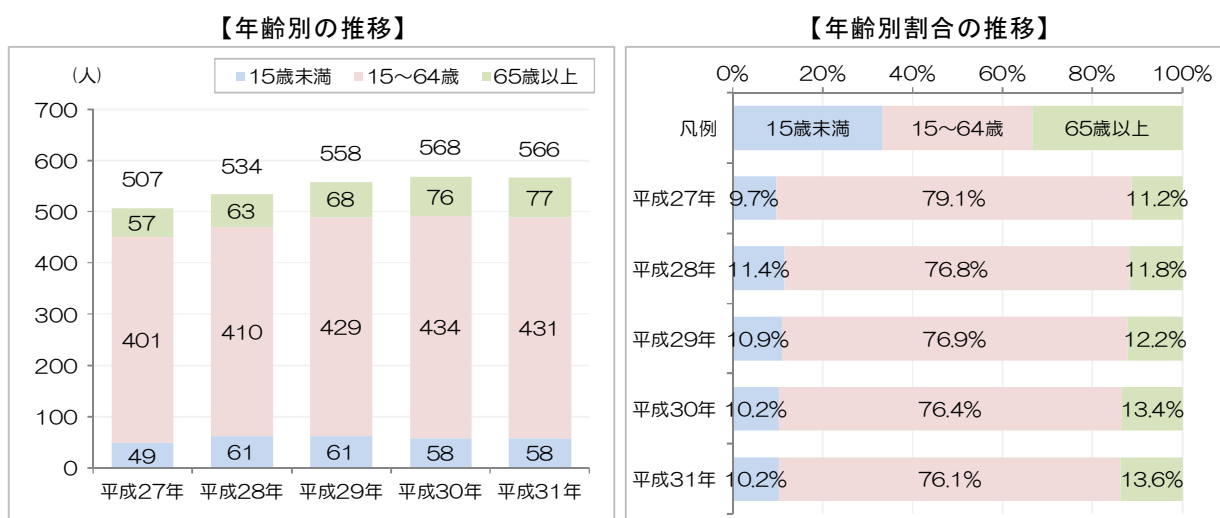
また、平成31年の等級別割合をみると、重度者であるAが42.9%で最も高くなっています。



出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

② 年齢階層別の推移

平成31年の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、15～64歳が431人（構成割合76.1%）、65歳以上が77人（構成割合13.6%）、15歳未満が56人（構成割合10.2%）となっており、65歳未満の構成割合が約9割（86.3%）となっています。



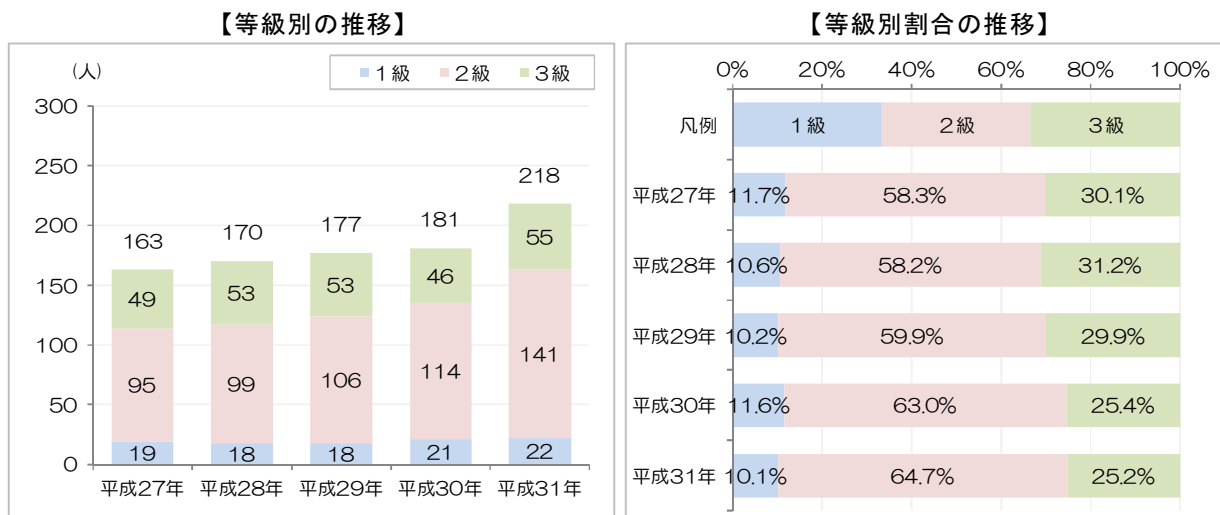
出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

平成31年の精神障害者保健福祉手帳所持者は218人となっており、上昇傾向で推移しています。

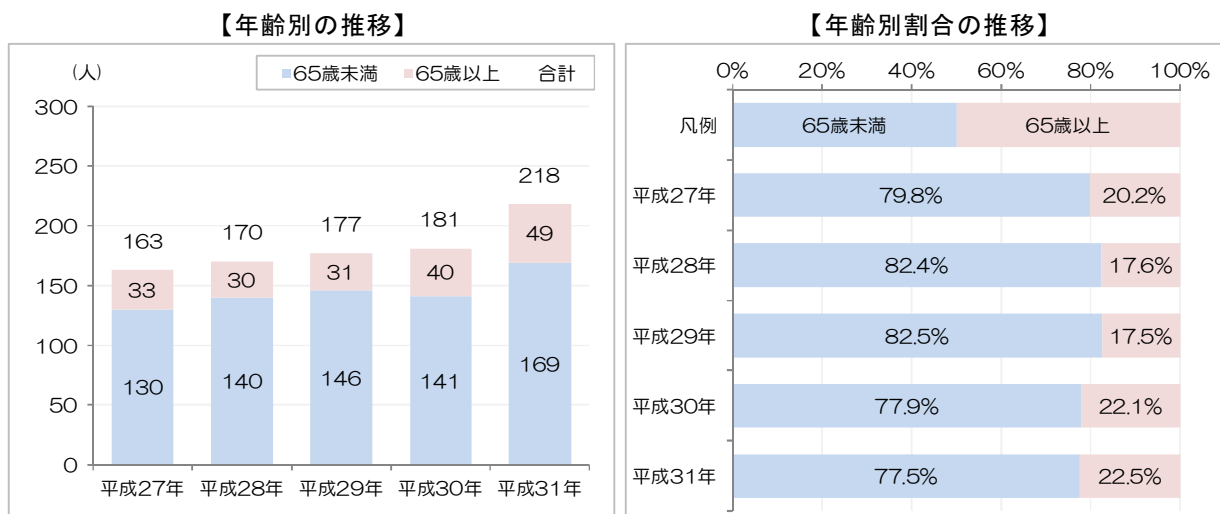
また、平成31年の等級別割合をみると、2級が64.7%と最も高くなっています。



出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

② 年齢階層別の推移

平成31年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳未満が169人（構成割合77.5%）、65歳以上が49人（構成割合22.5%）となっています。



出典：小林市福祉課資料（各年4月1日現在）

3 アンケート調査結果からみる本市の現状

(1) 調査概要

① 手帳所持者アンケート調査

ア) 調査実施時期

令和元年10月に実施しました。

イ) 調査対象者・調査方法

本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民を対象とし、郵送による配付・回収を行いました。

ウ) 配付数・有効回答数

障がい種別	配付数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	847人	448人	52.9%
療育手帳所持者	453人	227人	50.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者	200人	82人	41.0%
合計	1,500人	757人	50.5%

② 児童発達支援事業所等利用の保護者アンケート調査

ア) 調査実施時期

令和元年10月に実施しました。

イ) 調査対象者・調査方法

本市在住の児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している保護者の方を対象とし、郵送による配付・回収を行いました。

ウ) 配付数・有効回答数

	配付数	有効回答数	有効回答率
保護者調査	219人	106人	48.4%

③ 事業所アンケート調査

ア) 調査実施時期

令和元年10月に実施しました。

イ) 調査対象事業所・調査方法

本市在住の障がい者が利用している障がい福祉サービス事業所等を対象とし、郵送による配付・回収を行いました。

ウ) 配付数・有効回答数

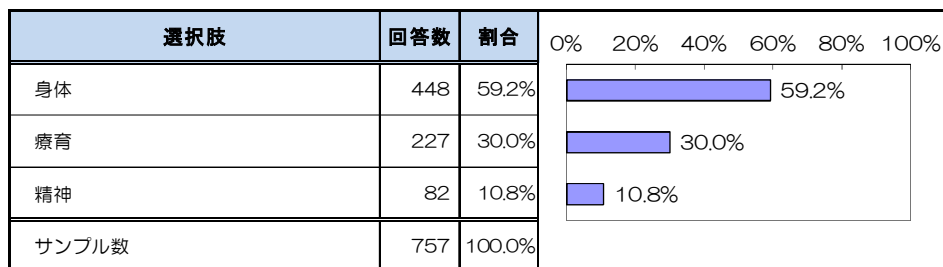
配付数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
63事業所	34事業所	54.0%	27事業所	42.9%

(2) 手帳所持者調査結果（抜粋）

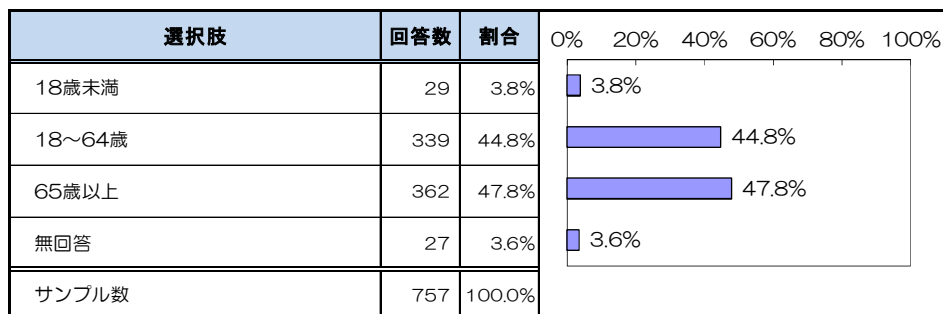
- ※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ※ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ※ 調査結果比較グラフの「宮崎県」は宮崎県が平成30年に実施した調査結果、「H29調査」は本市が平成29年に実施した調査結果となっています。
- ※ 以降の調査結果についても同様となります。

① 対象者の状況について

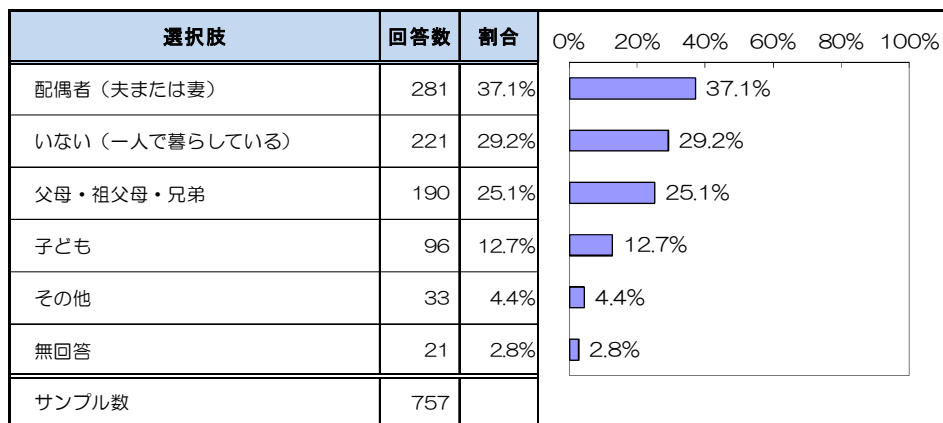
ア) 手帳種別



イ) 年齢（平成31年4月1日現在）

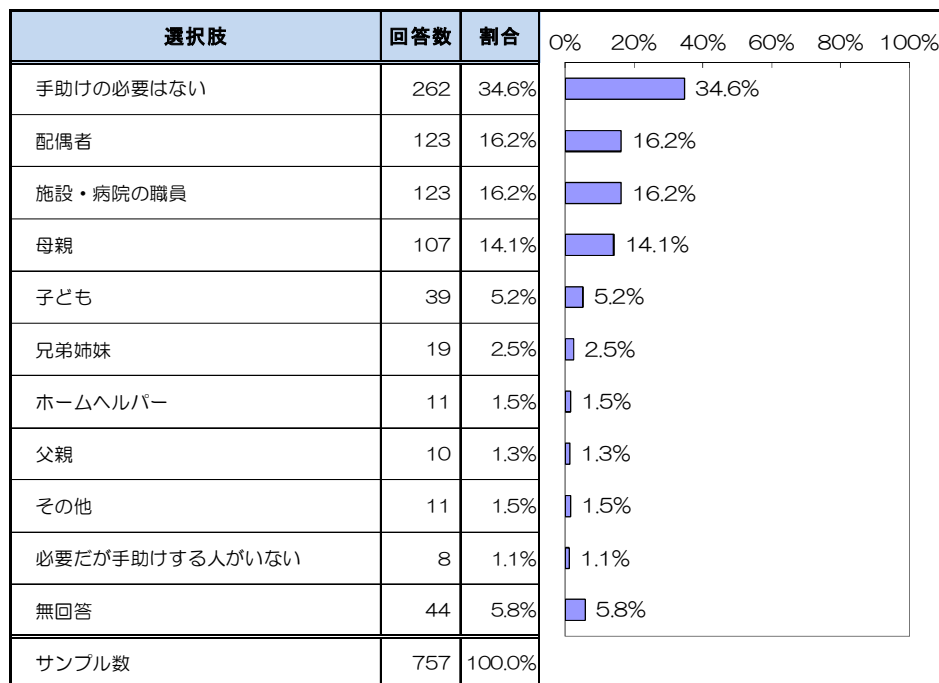


ウ) 同居者（全て選択）

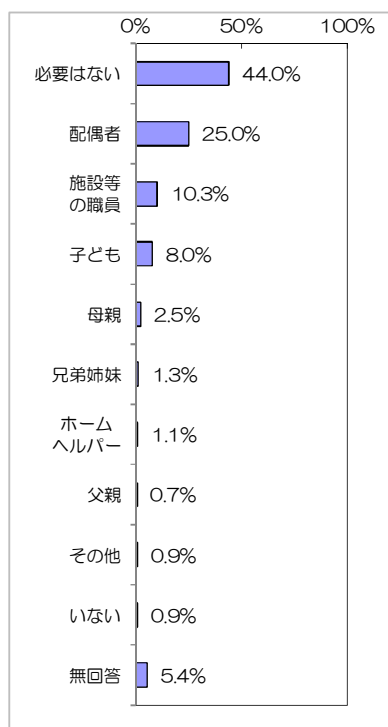


エ) 介助の必要性の有無及び主な介助者

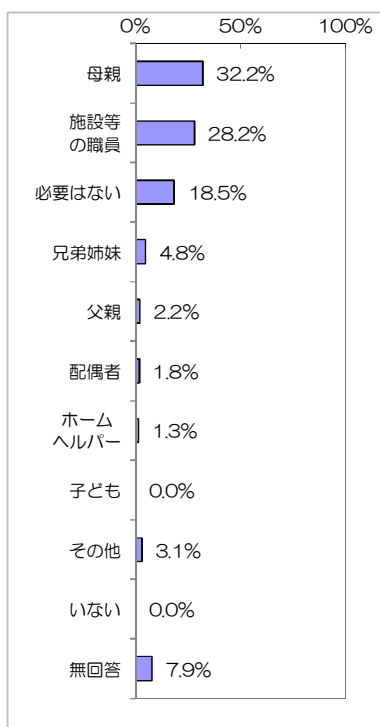
「手助けの必要はない」が最も多く、次いで「配偶者」、「施設・病院の職員」となっています。障がい種別で見ると、身体、精神は「手助けの必要はない」、療育は「母親」が最も多くなっています。



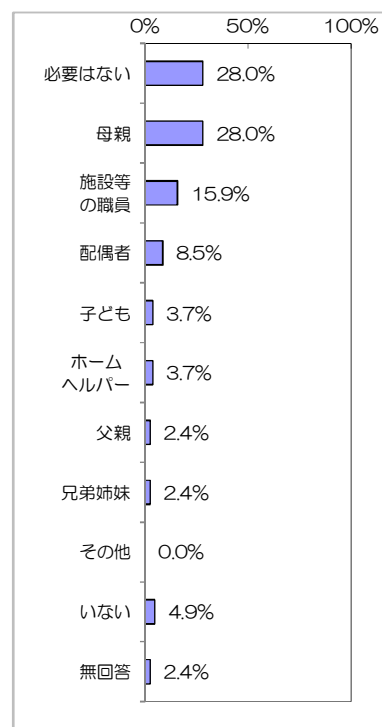
【身体】



【療育】



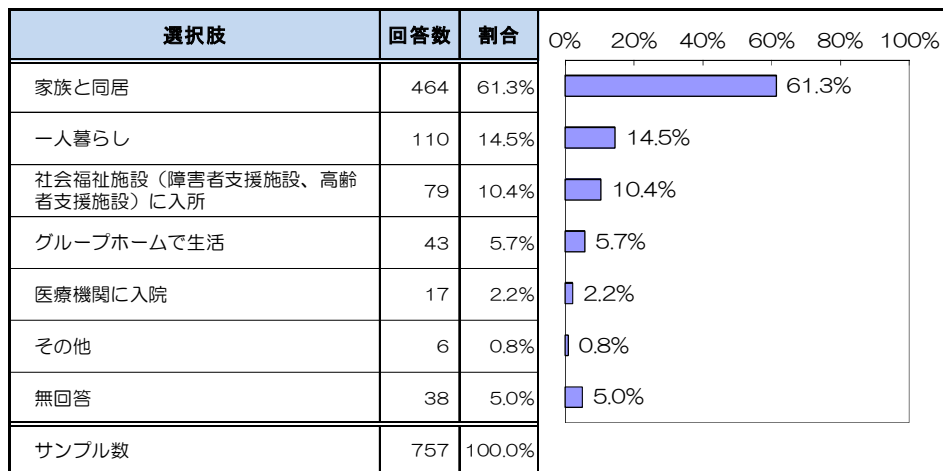
【精神】



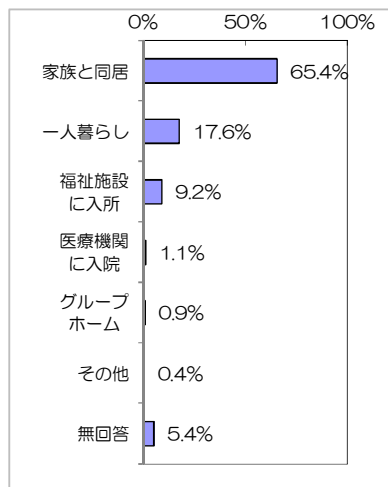
② 日常生活及び社会生活について

ア) 現在の暮らし

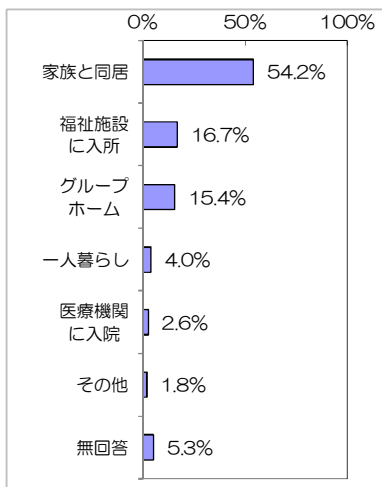
「家族と同居」が最も多く、次いで「一人暮らし」となっています。障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「家族と同居」が最も多くなっています。



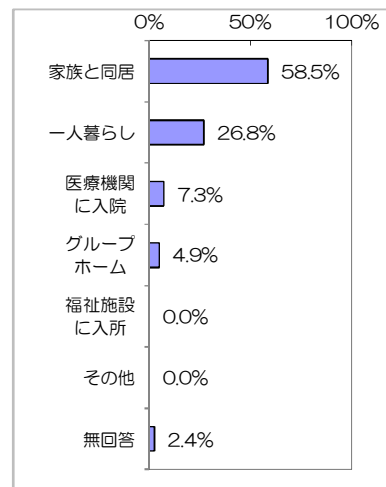
【身体】



【療育】

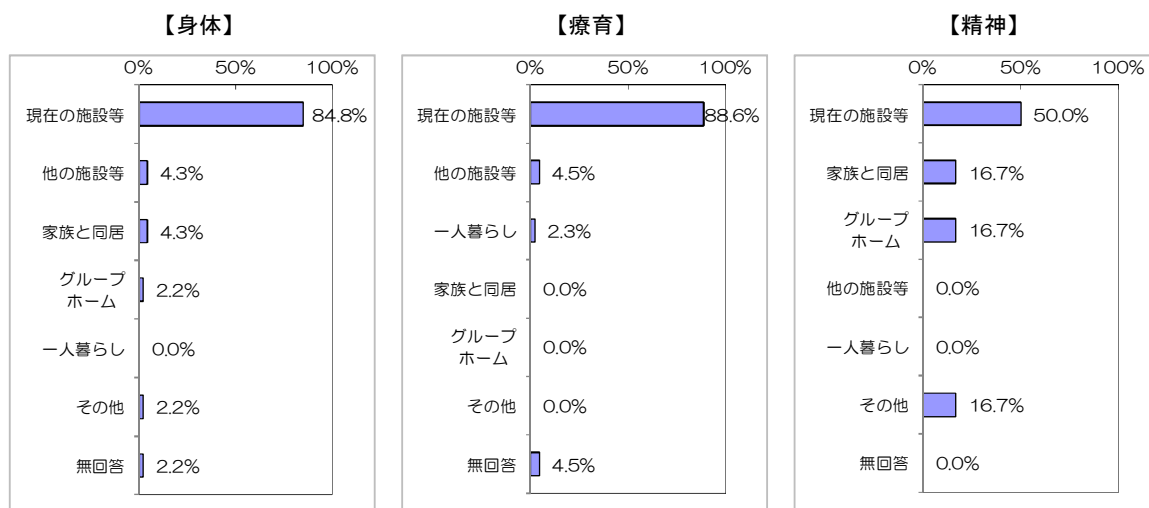
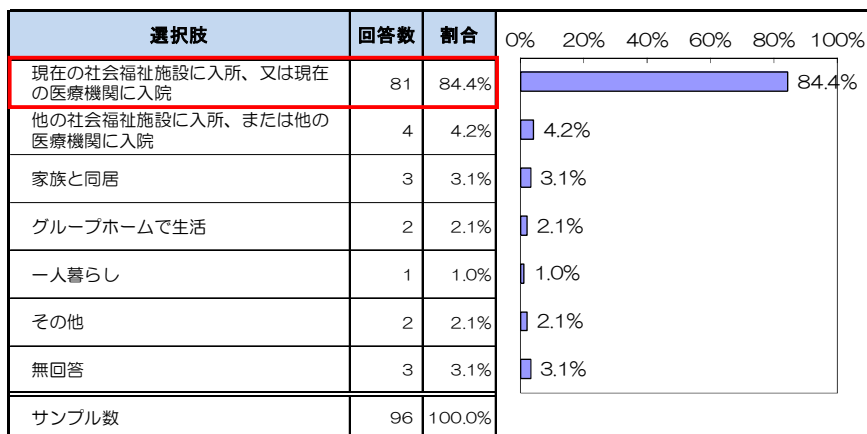


【精神】

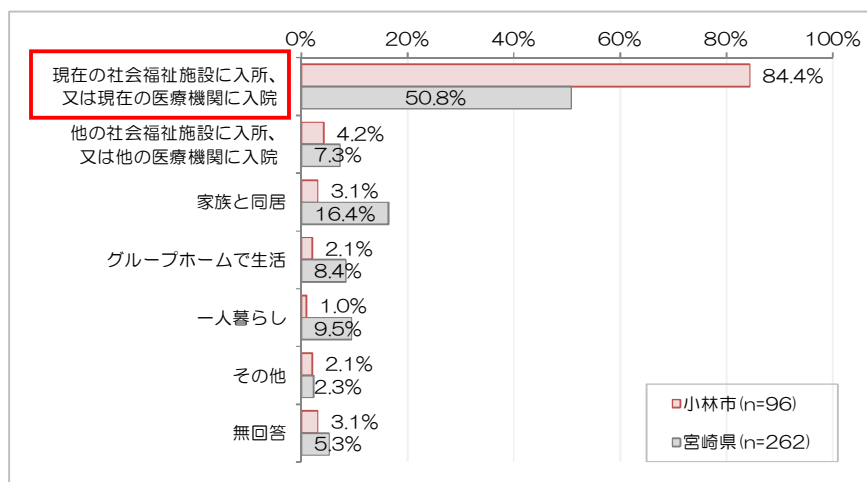


イ) 将来的な暮らし方（施設入所者及び医療機関入院中の方）

全体及び障がい種別で「現在の社会福祉施設に入所、又は現在の医療機関に入院」が最も多くなっています。また、宮崎県調査結果と比較すると、「現在の社会福祉施設に入所、又は現在の医療機関に入院」が33.6ポイント高くなっています。

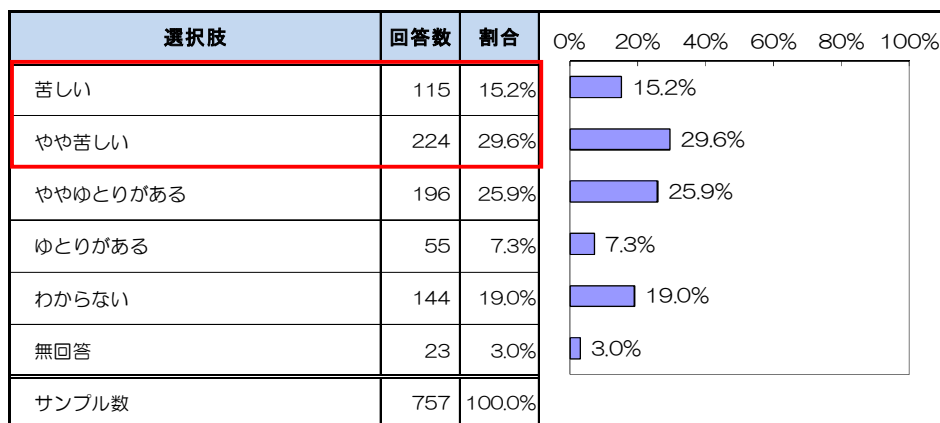


【宮崎県調査結果との比較】

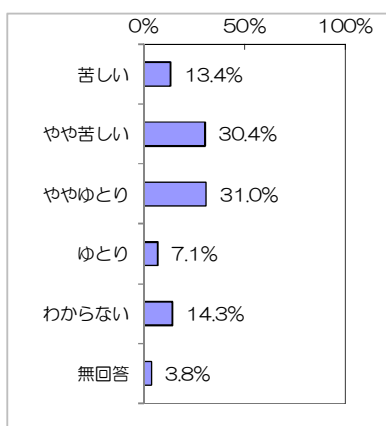


ウ) 経済的な状況

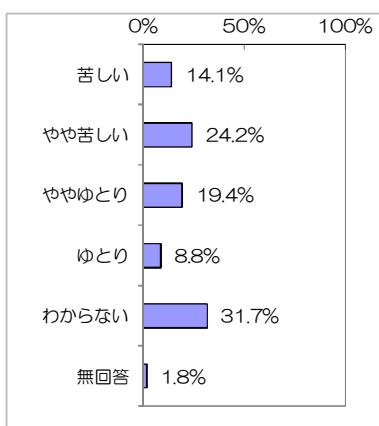
「苦しい」と「やや苦しい」の合計が44.8%となっています。障がい種別で見ると、身体43.8%、療育38.3%、精神68.2%となっています。また、前回調査結果と比較すると「苦しい」と「やや苦しい」の合計が8.1ポイント低くなっています。



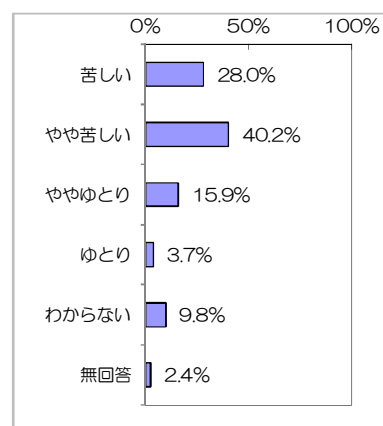
【身体】



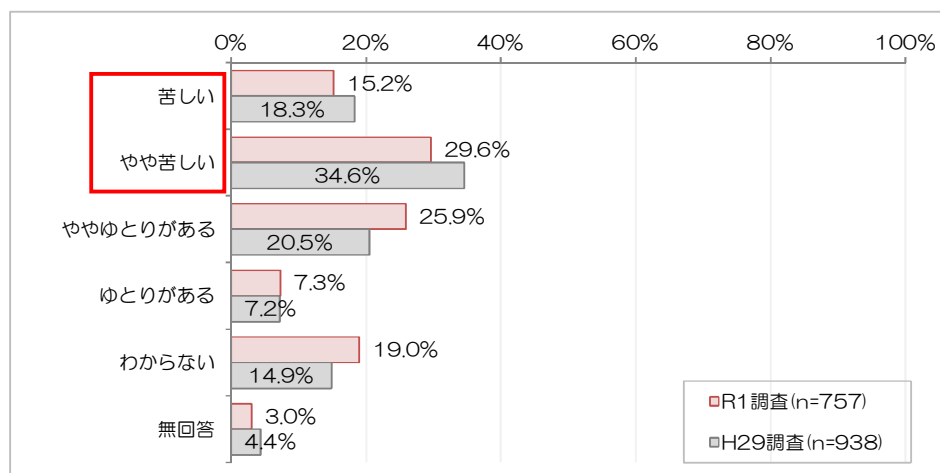
【療育】



【精神】



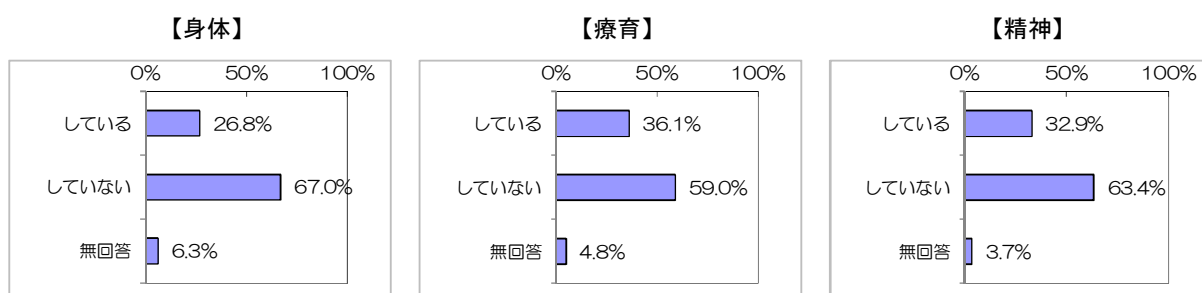
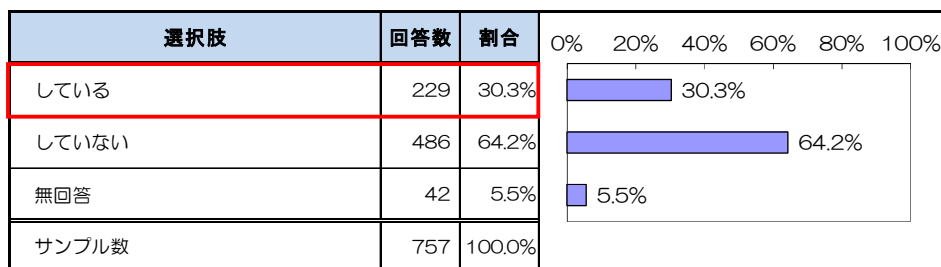
【前回調査結果との比較】



③ 雇用・就労について

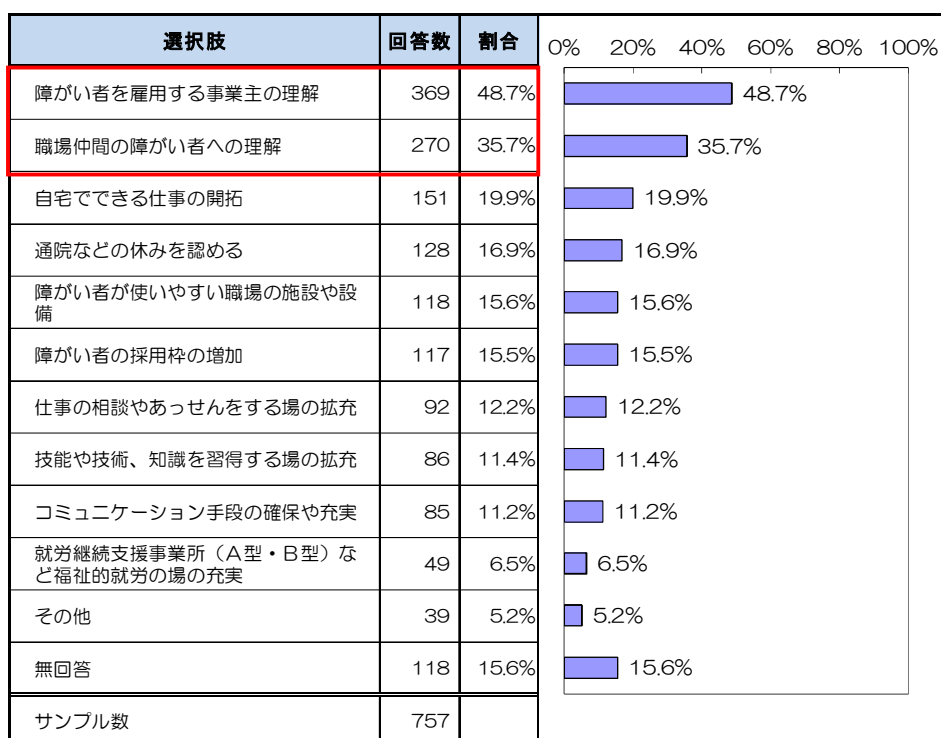
ア) 仕事の有無

「している」が30.3%となっています。障がい種別でみると、身体26.8%、療育36.1%、精神32.9%となっています。

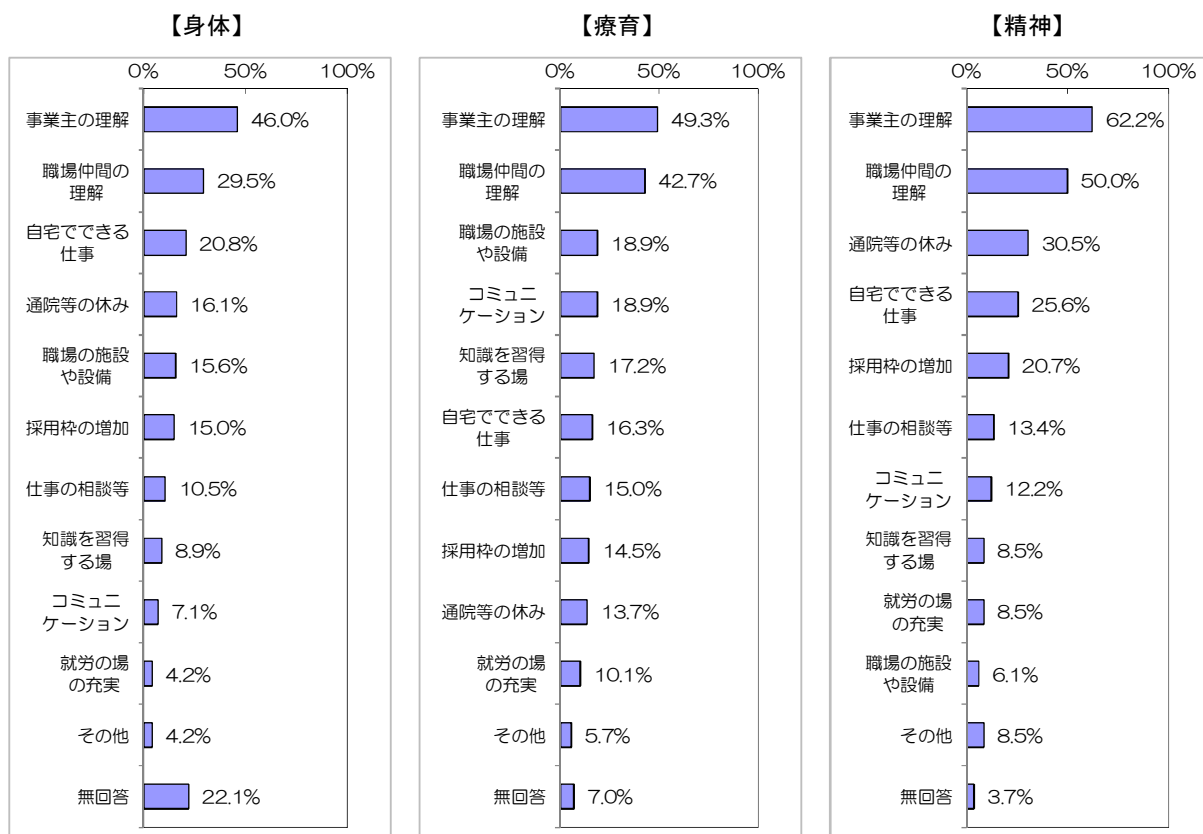


イ) 必要な就労環境及び条件整備（3つ以内選択）

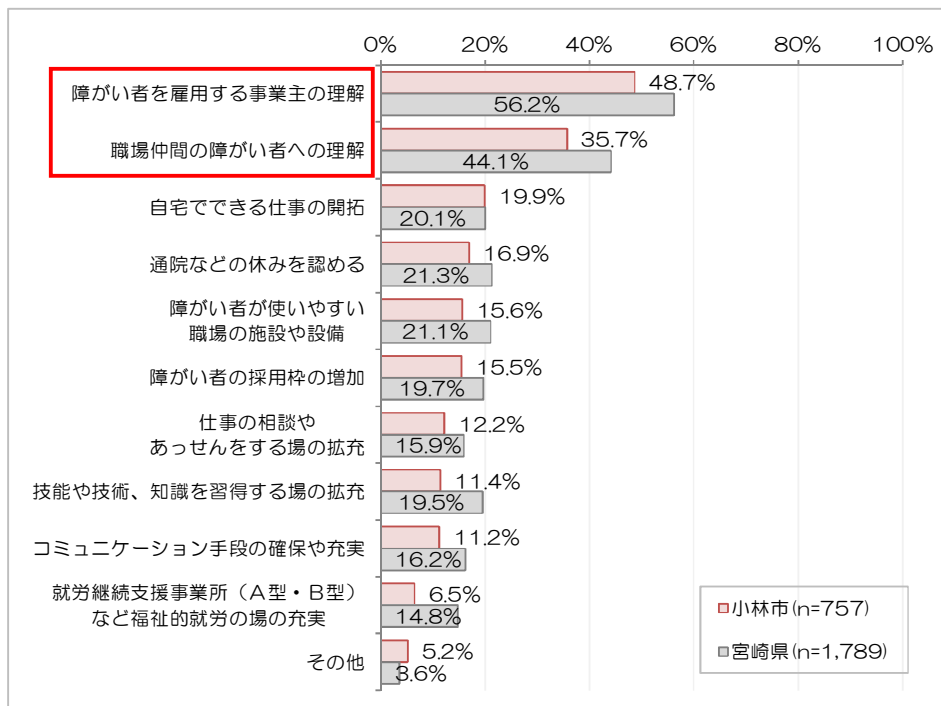
「障がい者を雇用する事業主の理解」が最も多く、次いで「職場仲間の障がい者への理解」となっています。障がい種別でも、身体、療育、精神のいずれも同様となっています。また、宮崎県調査結果と比較しても同様となっています。



第2章 障がい者を取り巻く状況



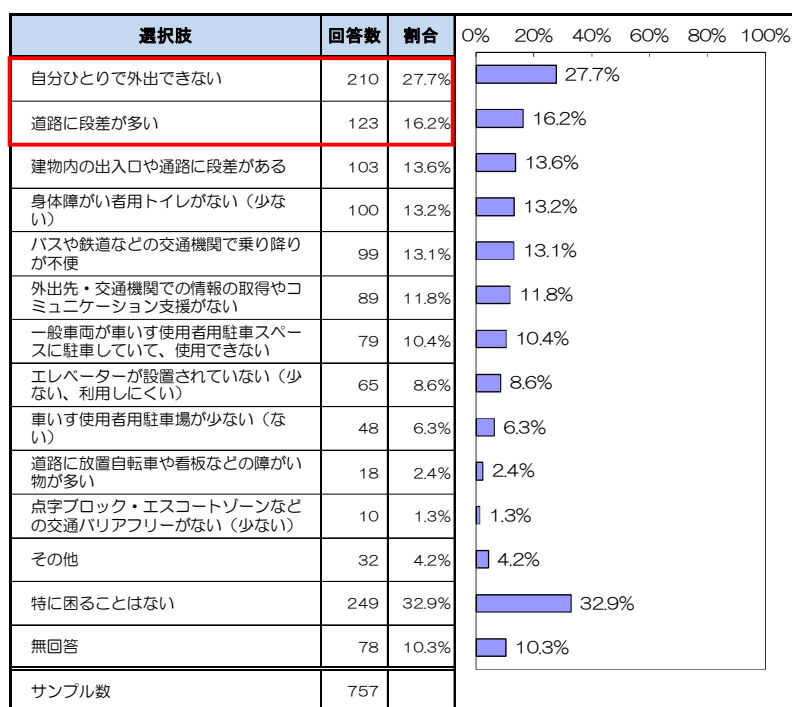
【宮崎県調査結果との比較】



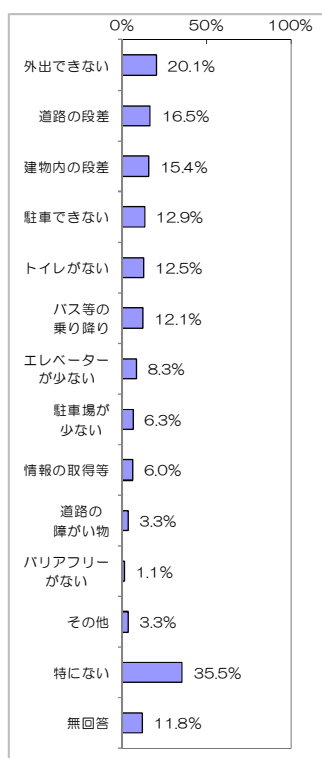
④ 社会参加等について

ア) 外出時の困りごと（全て選択）

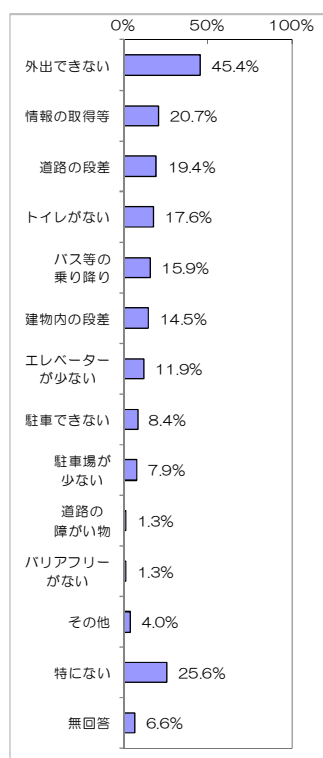
「自分ひとりで外出できない」が最も多く、次いで「道路に段差が多い」となっています。障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「自分ひとりで外出できない」が最も多くなっています。また、宮崎県調査結果においても同様に「自分ひとりで外出できない」が最も多くなっています。



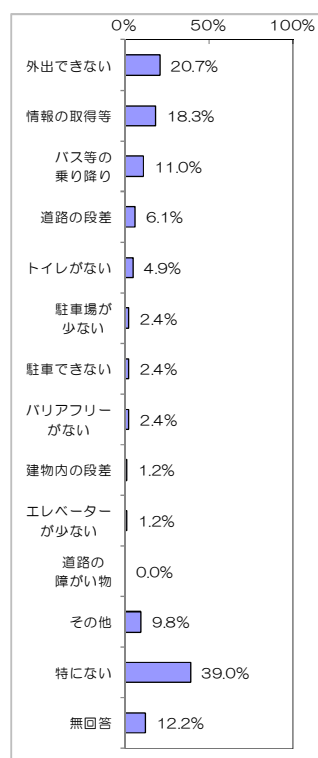
【身体】



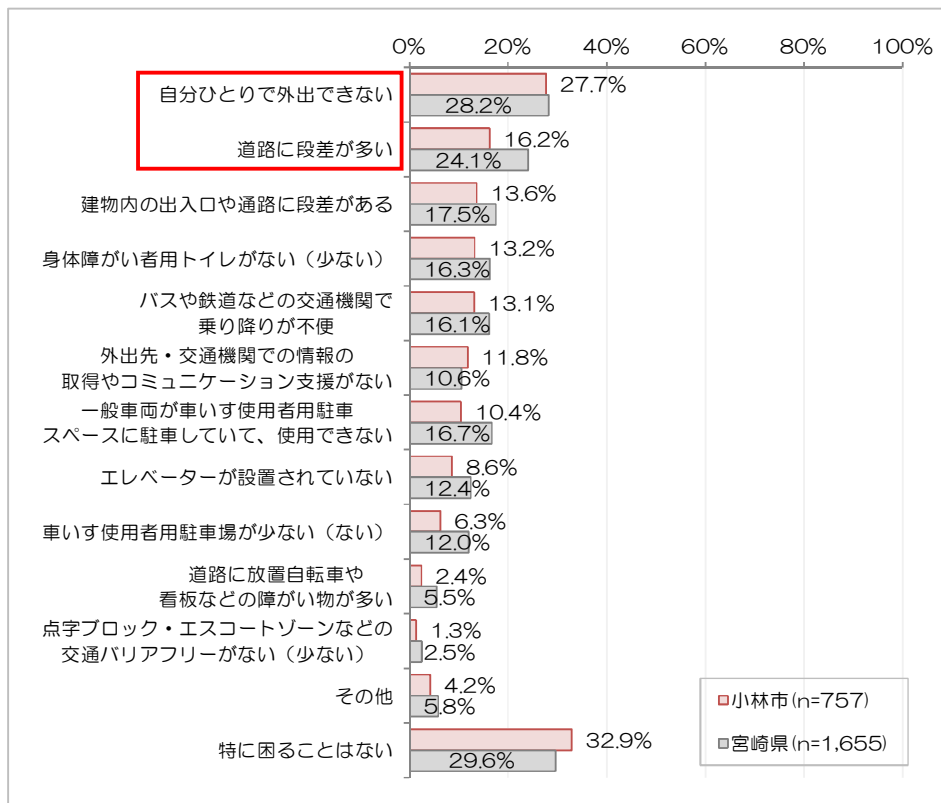
【療育】



【精神】

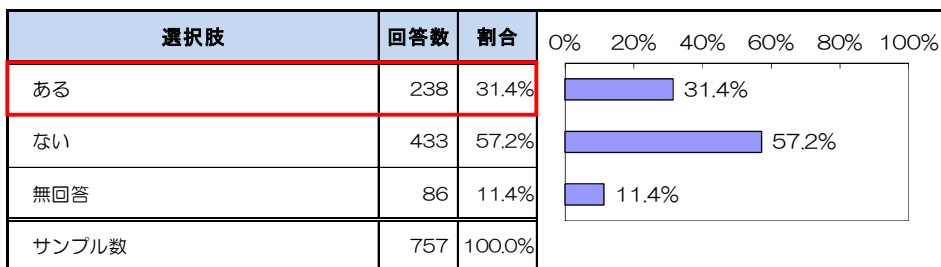


【宮崎県調査結果との比較】

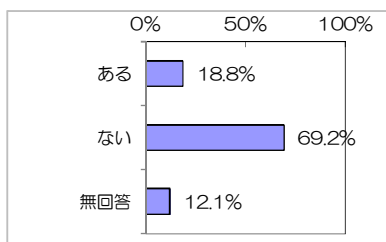


イ) コミュニケーションでの困りごとの有無

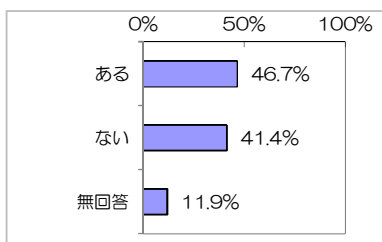
「ある」が31.4%となっています。障がい種別で見ると、身体 18.8%、療育 46.7%、精神 58.5%となっています。また、宮崎県調査結果と比較すると、1.3ポイント高くなっています。



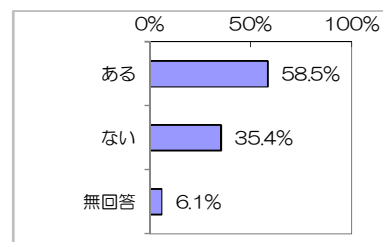
【身体】



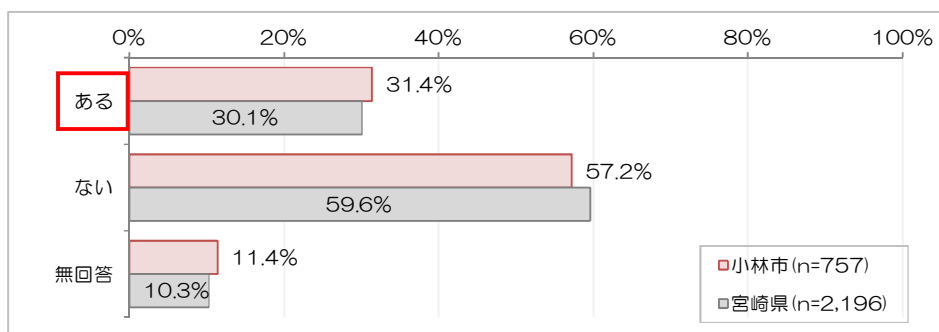
【療育】



【精神】

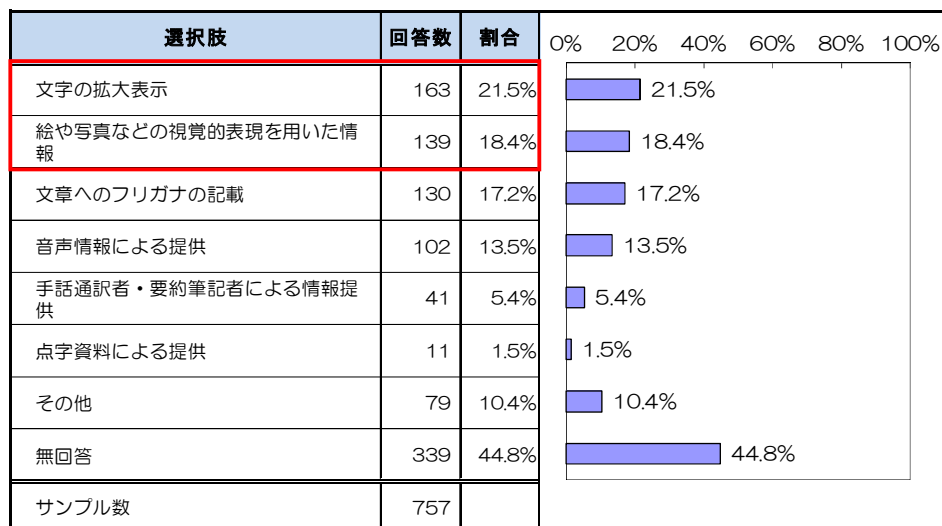


【宮崎県調査結果との比較】

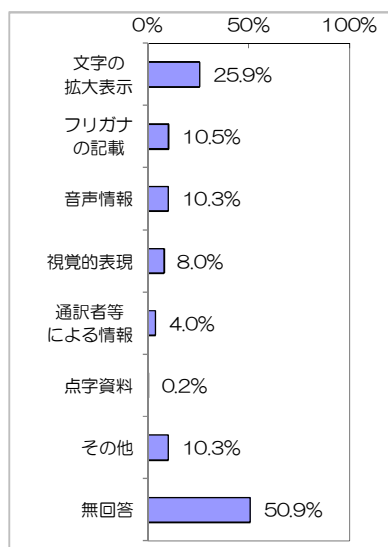


ウ) 必要な情報を理解するために配慮すべき点 (全て選択)

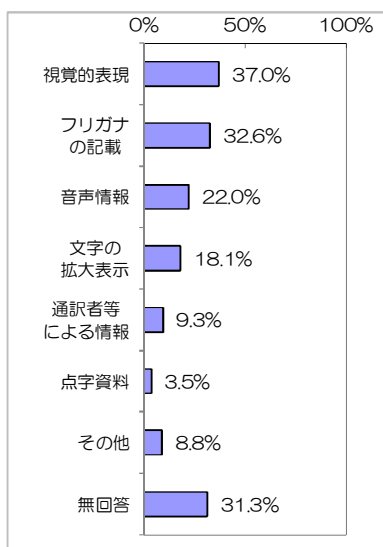
「文字の拡大表示」が最も多く、次いで「絵や写真などの視覚的表現を用いた情報」となっています。障がい種別でみると、身体は「文字の拡大表示」、療育、精神は「絵や写真などの視覚的表現を用いた情報」が最も多くなっています。



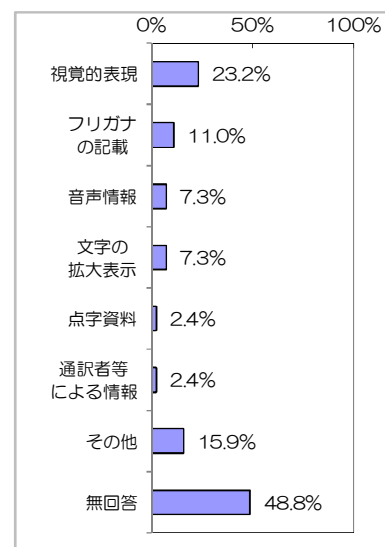
【身体】



【療育】

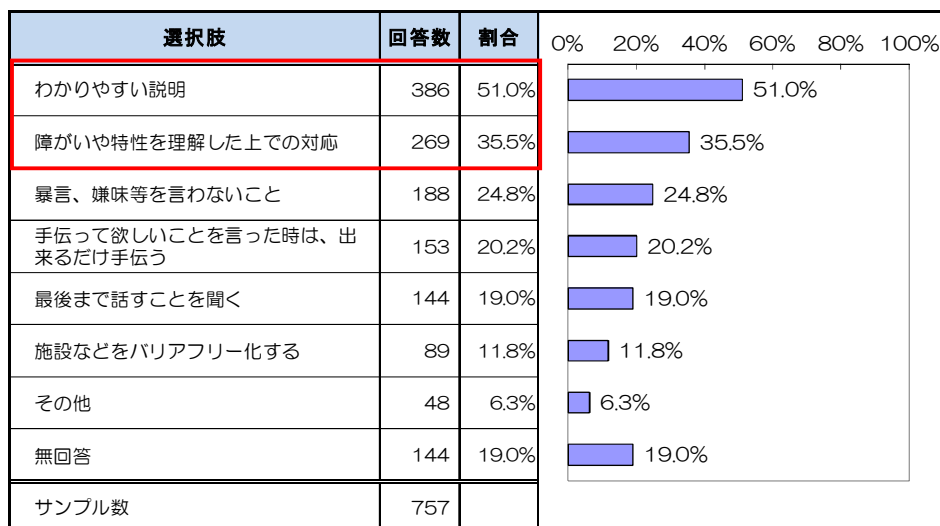


【精神】

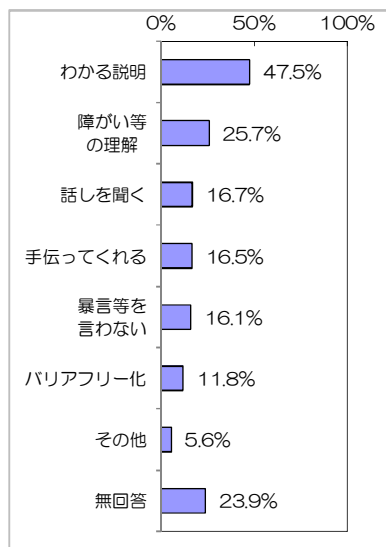


エ) 役所・会社・お店などに希望する必要な配慮（全て選択）

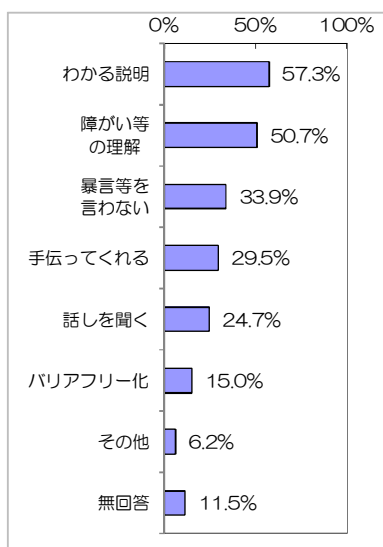
「わかりやすい説明」が最も多く、次いで「障がいや特性を理解した上での対応」となっています。障がい種別でも、身体、療育、精神のいずれも同様となっています。



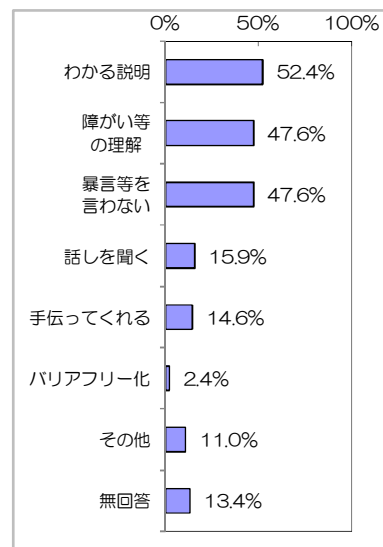
【身体】



【療育】

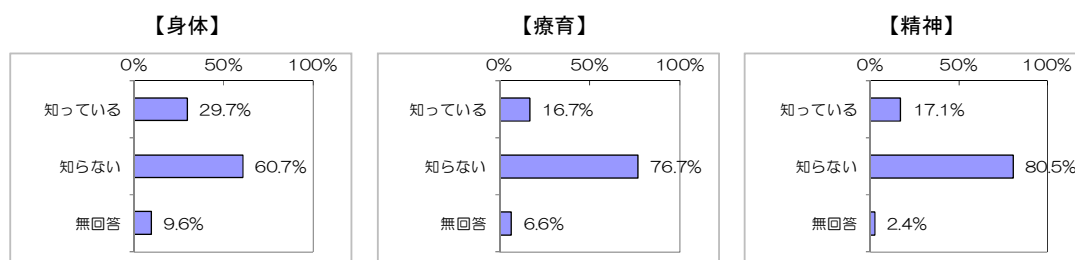
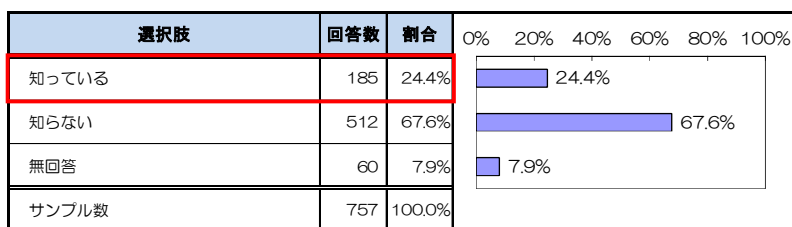


【精神】



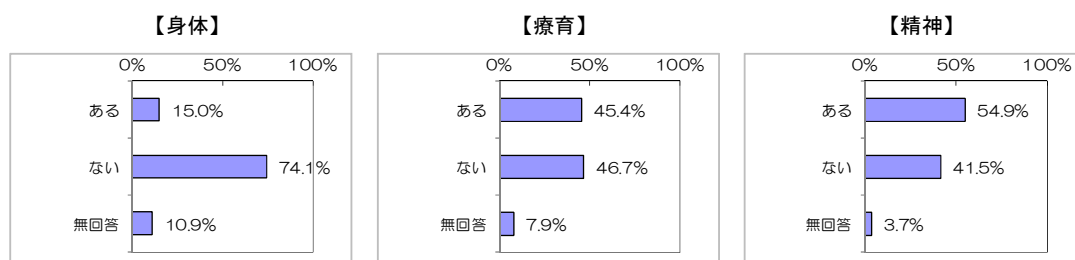
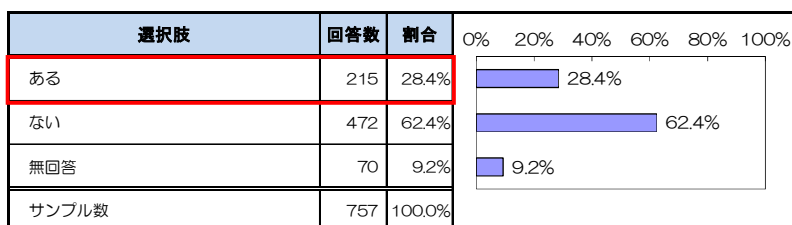
オ) 障害者差別解消法の認知度

「知っている」が24.4%となっています。障がい種別でみると、身体 29.7%、療育 16.7%、精神 17.1%となっています。

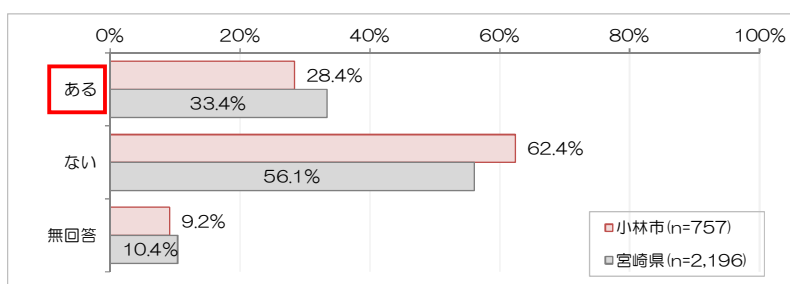


カ) 障がいがあることで不当な扱い等を経験した有無

「ある」が28.4%となっています。障がい種別でみると、身体 15.0%、療育 45.4%、精神 54.9%となっています。また、宮崎県調査結果と比較すると、5.0ポイント低くなっています。

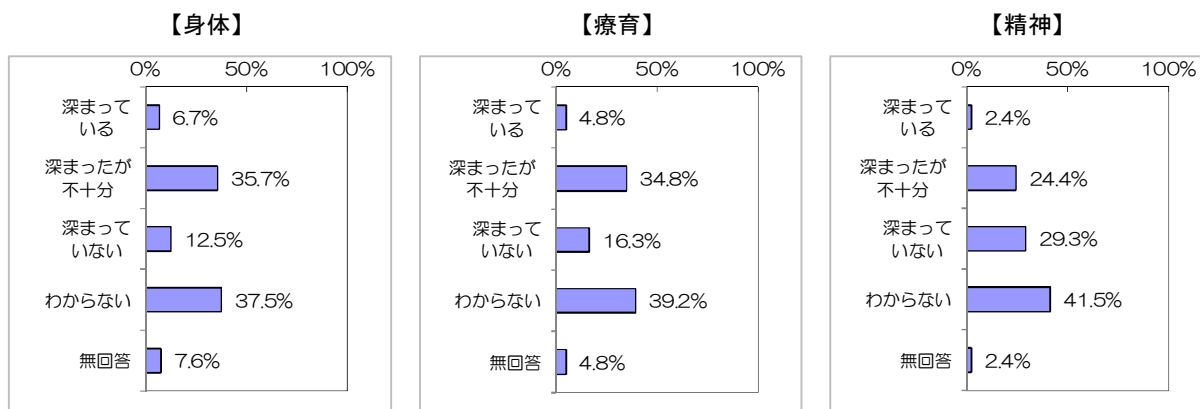
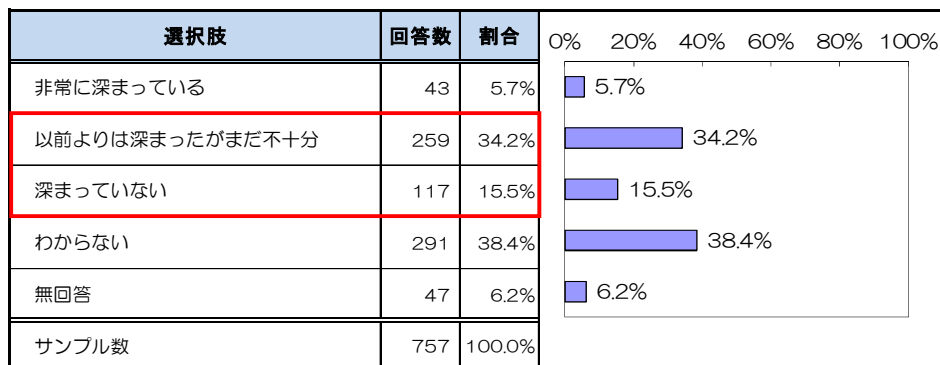


【宮崎県調査結果との比較】

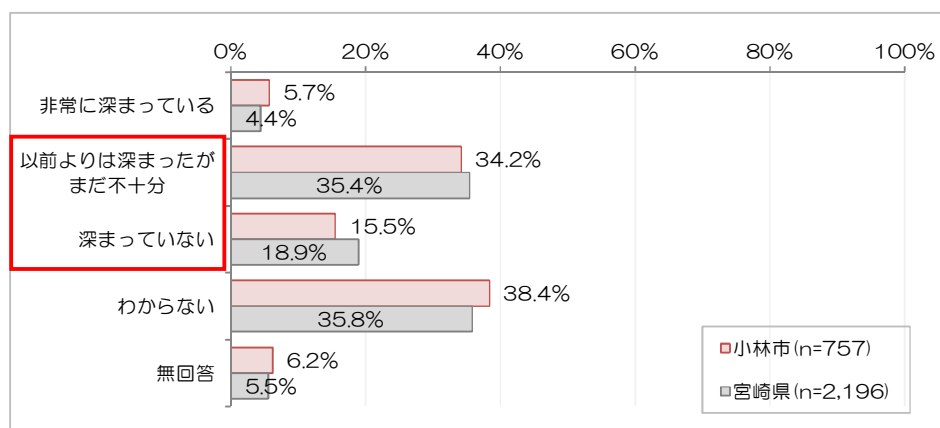


キ) 市民の障がい者への理解と認識

「以前よりは深まったがまだ不十分」と「深まっていない」の合計が49.7%となっています。障がい種別でみると、身体48.2%、療育51.1%、精神53.7%となっています。また、宮崎県調査結果と比較すると、4.6ポイント低くなっています。

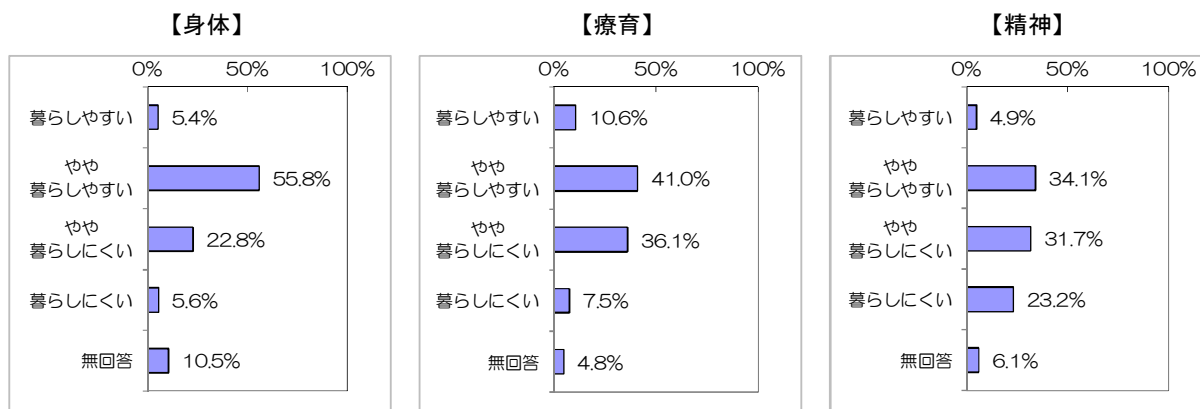
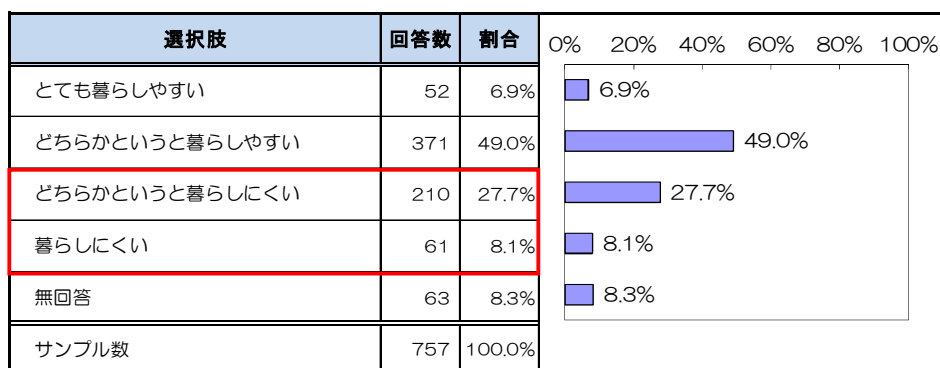


【宮崎県調査結果との比較】

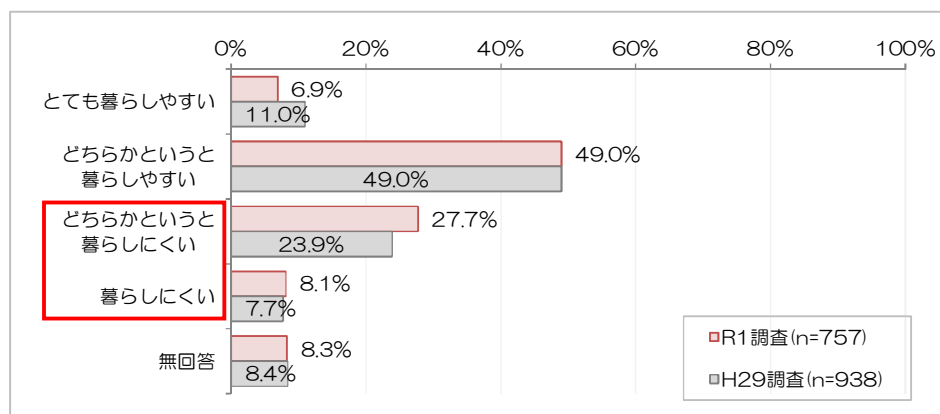


ク) 本市の暮らしやすさ

「どちらかという暮らしにくい」と「暮らしにくい」の合計が35.8%となっています。障がい種別で見ると、身体28.4%、療育43.6%、精神54.9%となっています。また、前回調査結果と比較すると、4.2ポイント高くなっています。

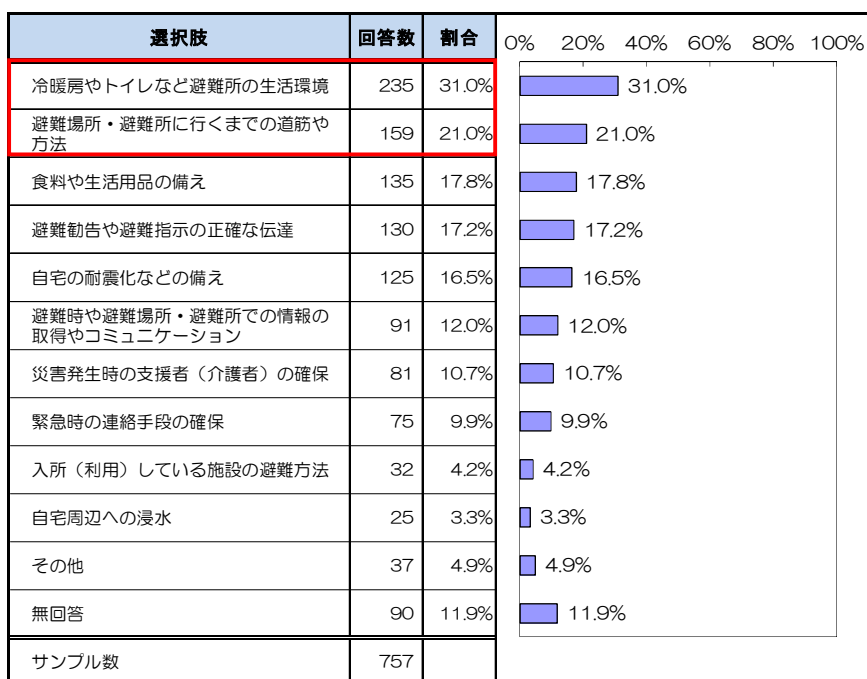


【前回調査結果との比較】

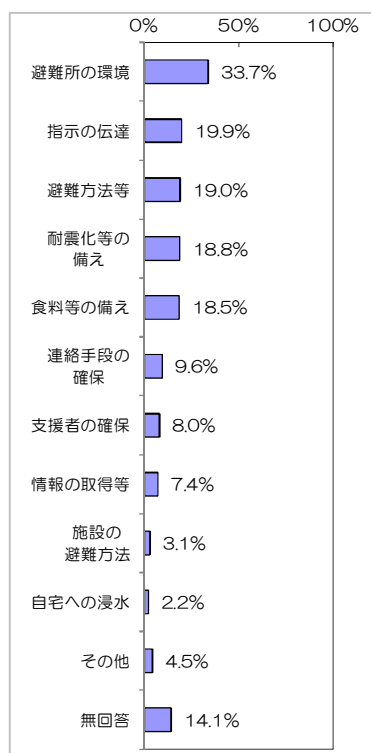


ケ) 防災対策に関する不安点（2つ以内選択）

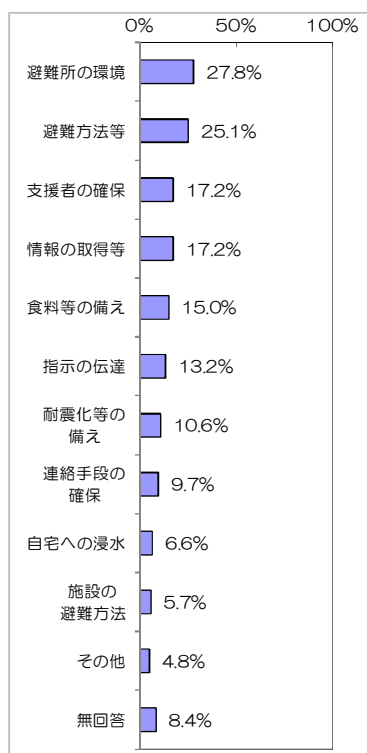
「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」が最も多く、次いで「避難場所・避難所に行くまでの道筋や方法」となっています。障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」が最も多くなっています。宮崎県調査結果においても同様に「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」が最も多くなっています。



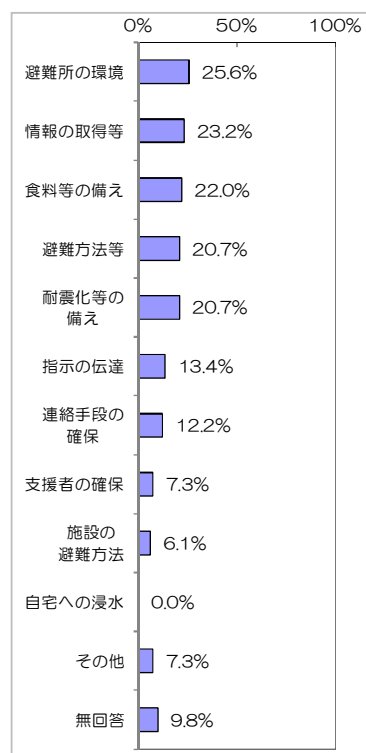
【身体】



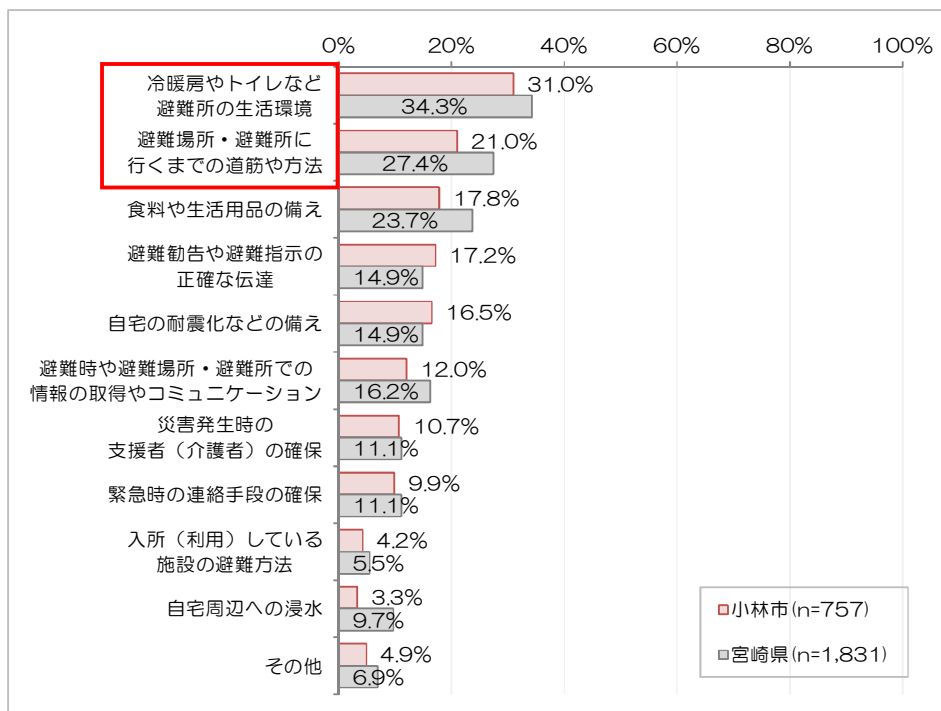
【療育】



【精神】



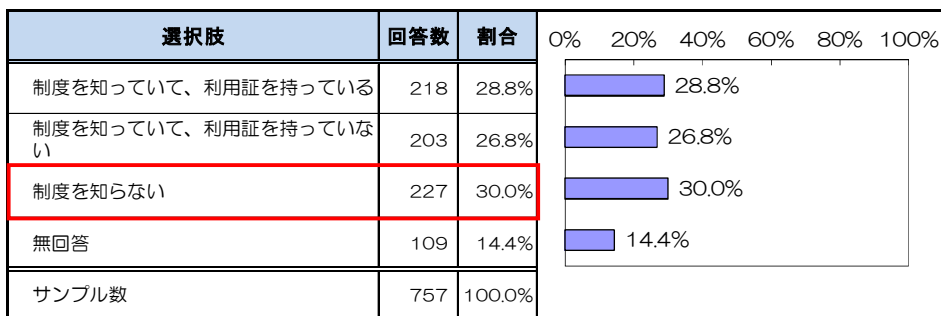
【宮崎県調査結果との比較】



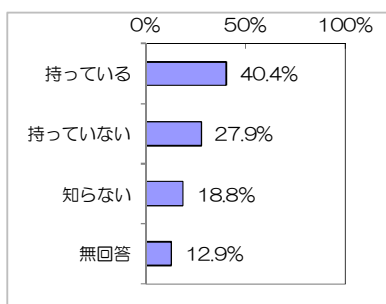
⑤ 必要な取組等について

ア) おもいやり駐車場制度*の認知度及び所持の有無

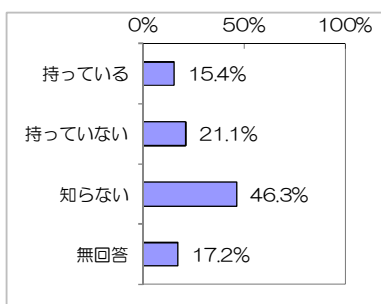
「制度を知らない」が30.0%となっています。障がい種別でみると、身体18.8%、療育、精神46.3%となっています。



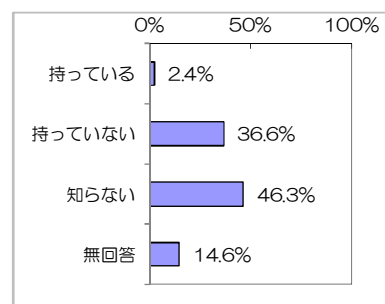
【身体】



【療育】

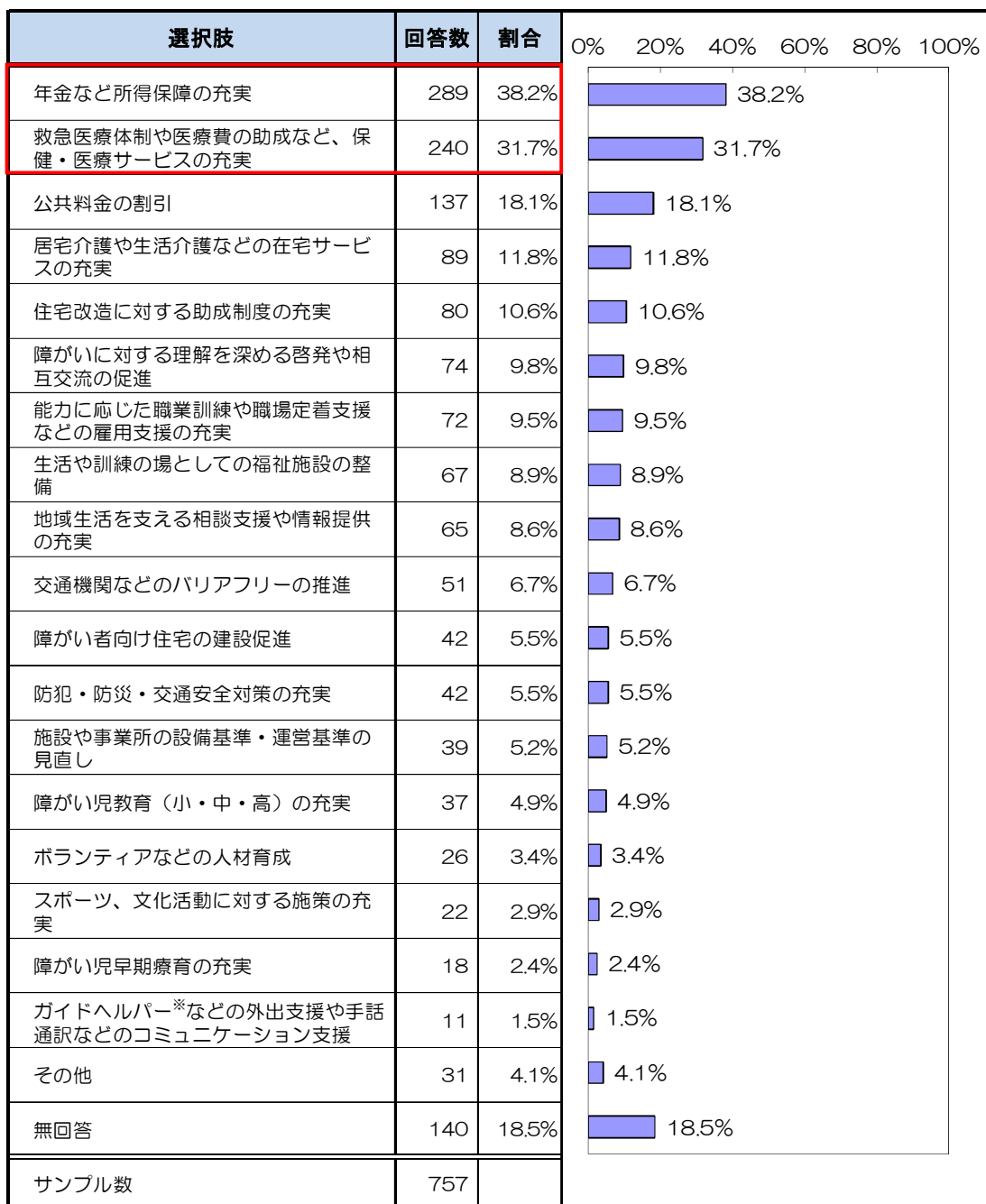


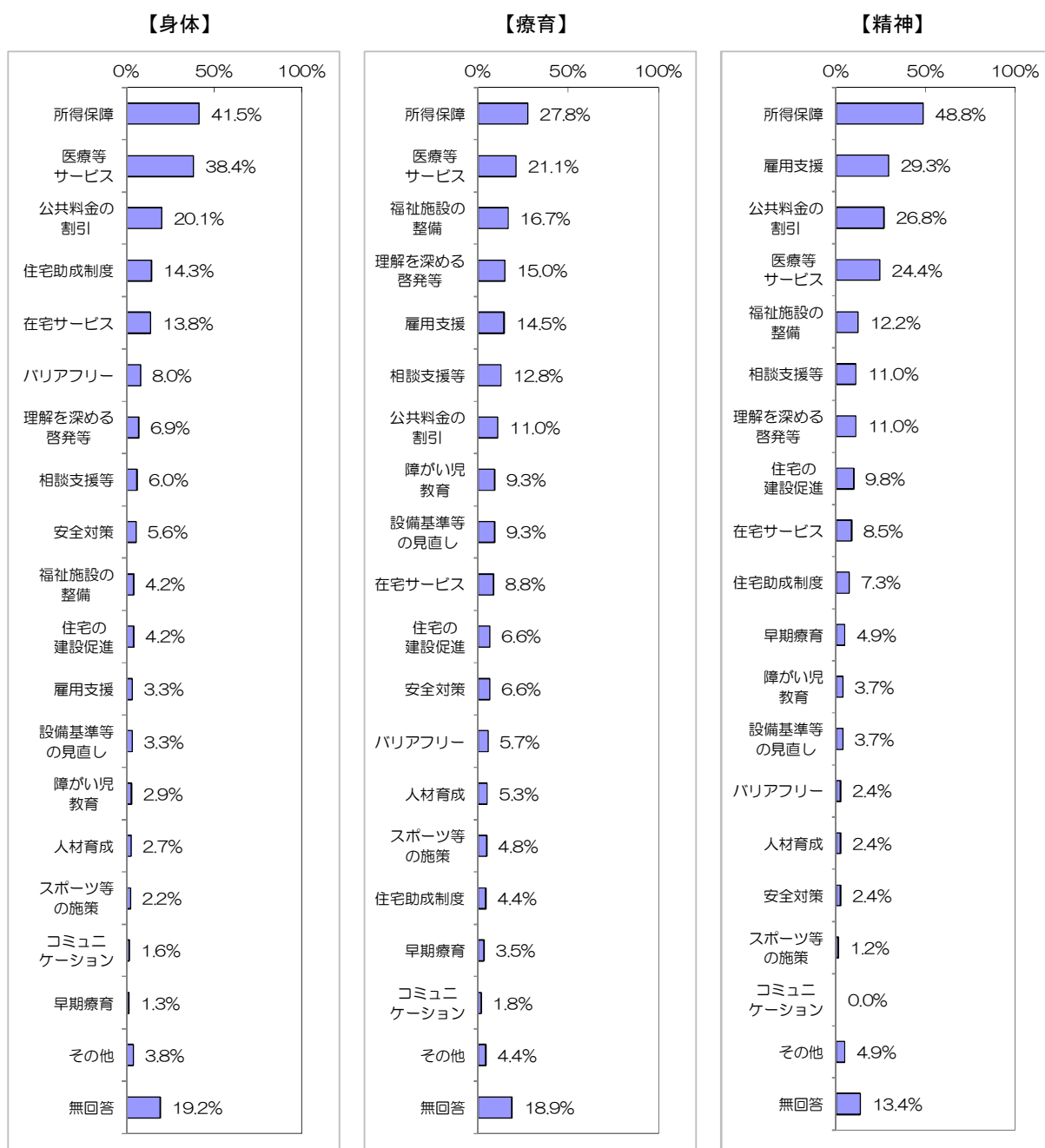
【精神】



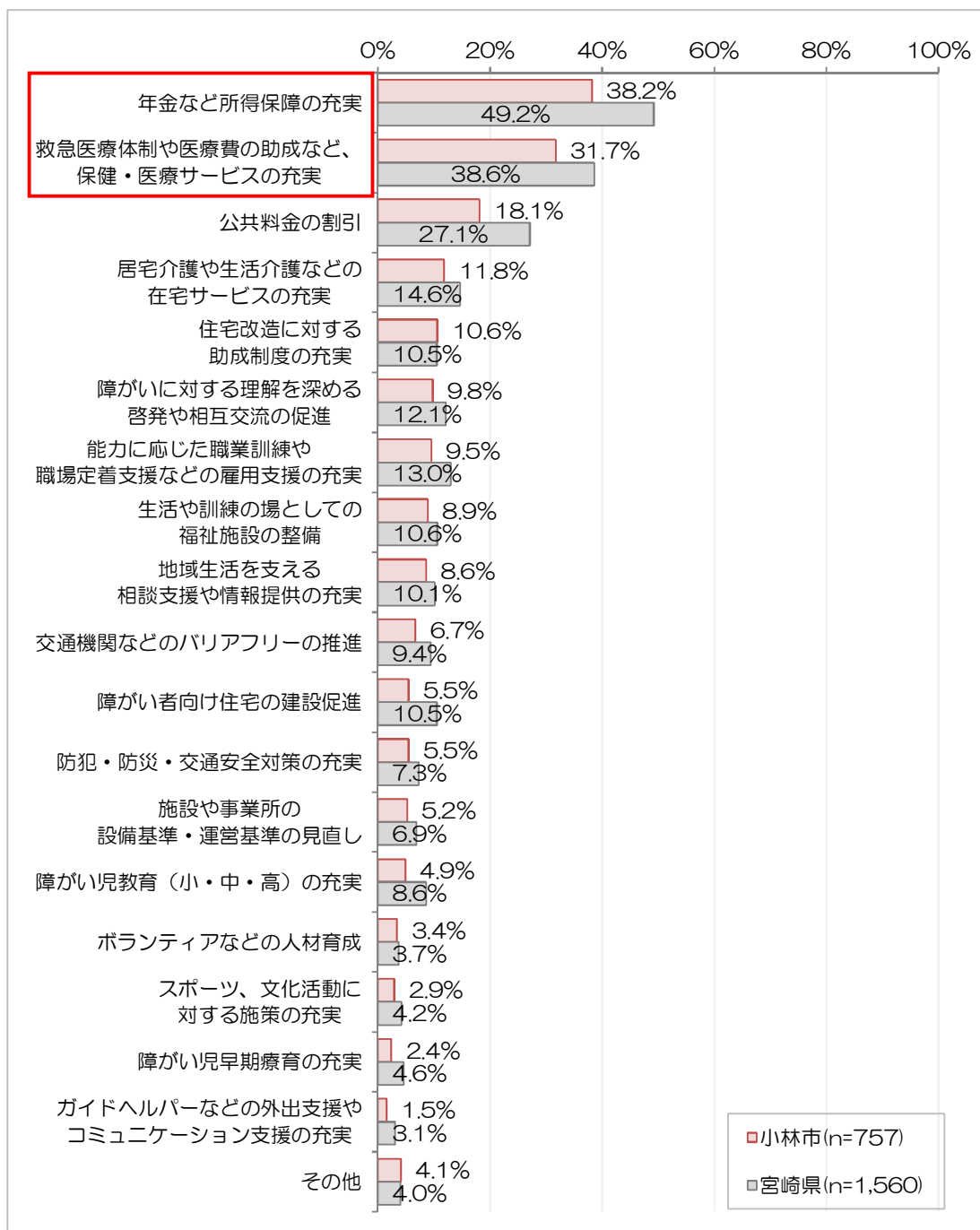
イ) 今後必要な取組（3つ以内選択）

「年金など所得保障の充実」が最も多く、次いで「救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実」となっています。障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「年金など所得保障の充実」が最も多くなっています。宮崎県調査結果においても同様に「年金など所得保障の充実」が最も多くなっています。





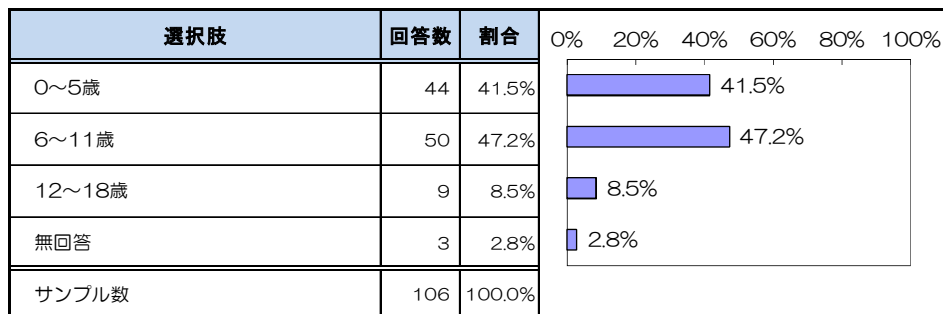
【宮崎県調査結果との比較】



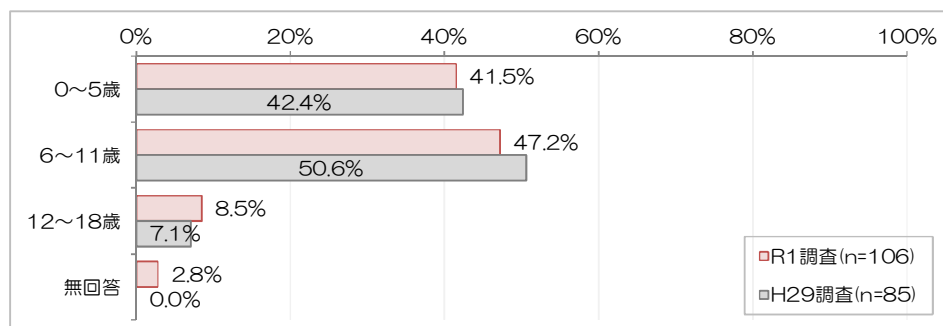
(3) 保護者調査 (抜粋)

① お子さんの状況について

ア) 年齢

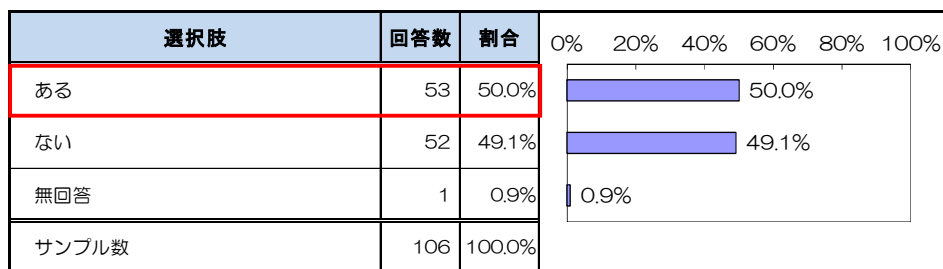


【前回調査結果との比較】

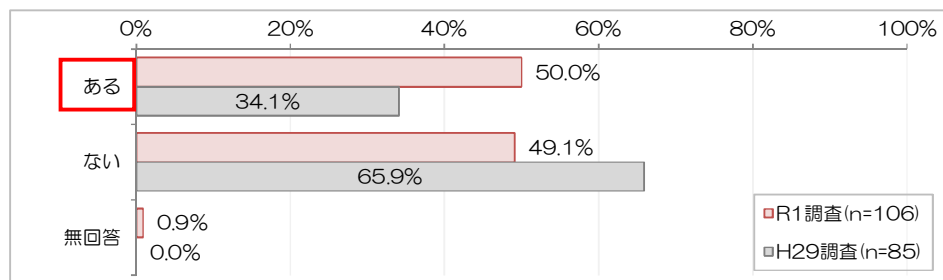


イ) 発達障がい診断の有無

「ある」が50.0%で、前回調査結果と比較して15.9ポイント高くなっています。



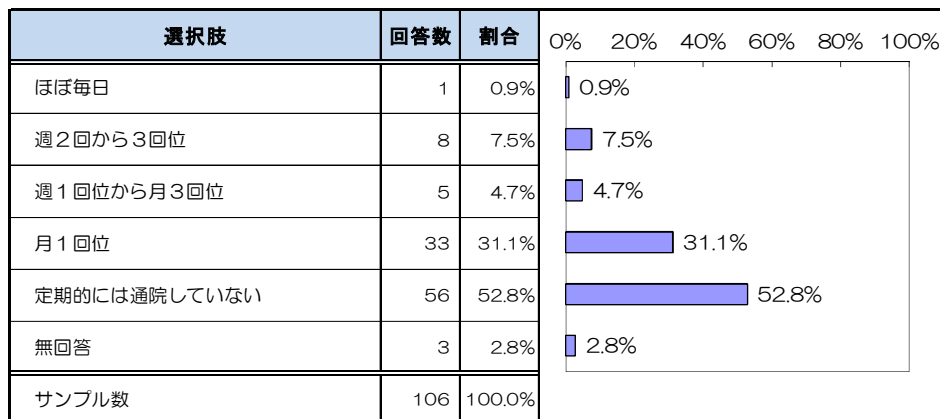
【前回調査結果との比較】



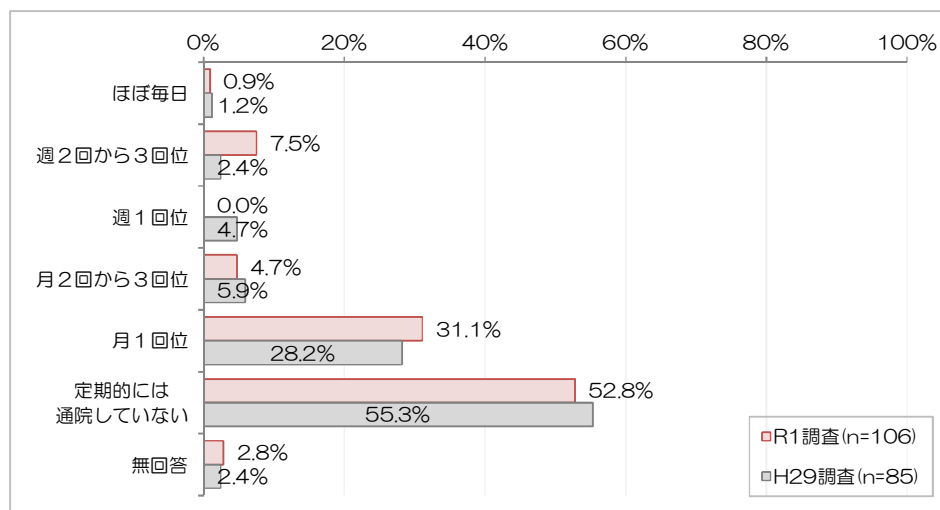
② 医療及び福祉サービスの利用状況について

ア) 医療機関の通院頻度

定期的に通院している割合(「ほぼ毎日」から「月1回位」までの合計)は44.2%で、前回調査結果(42.4%)とほぼ同様となっています。

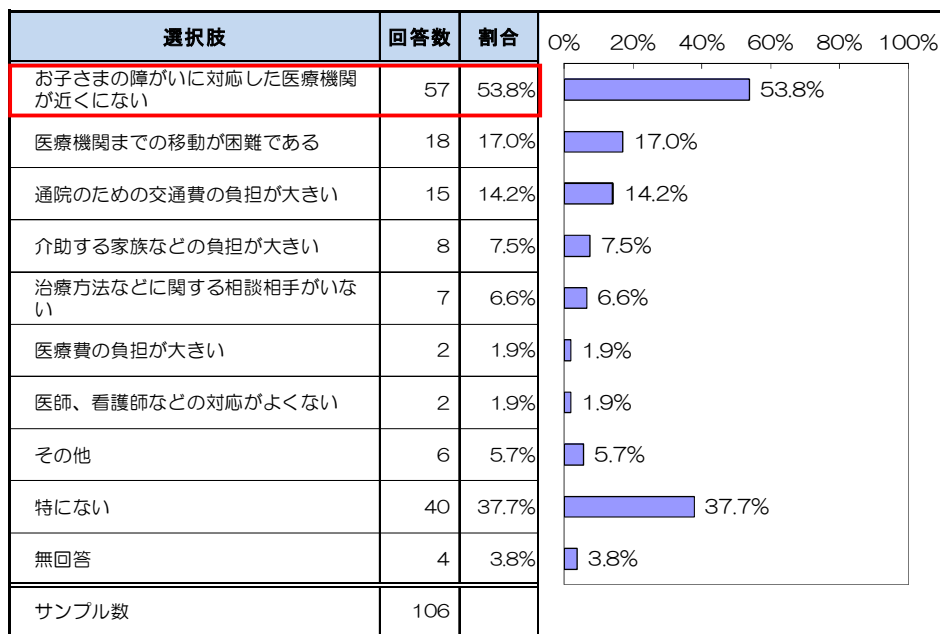


【前回調査結果との比較】

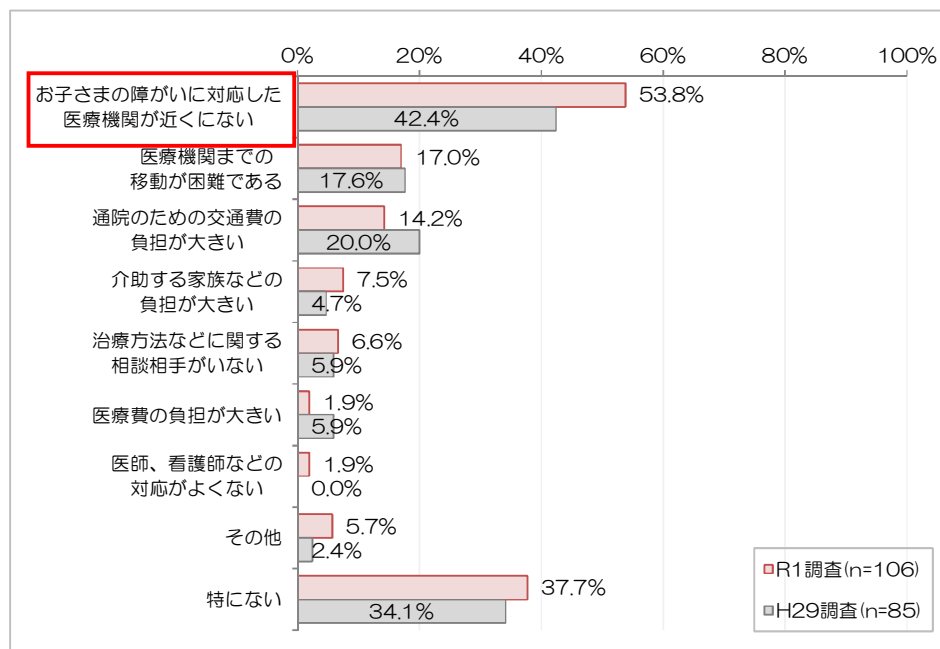


イ) 医療機関を利用する上での困りごと（全て選択）

「お子さまの障がいに対応した医療機関が近くにない」が最も多く、次いで「医療機関までの移動が困難である」となっています。前回調査結果と比較すると、「お子さまの障がいに対応した医療機関が近くにない」が11.4ポイント高くなっています。

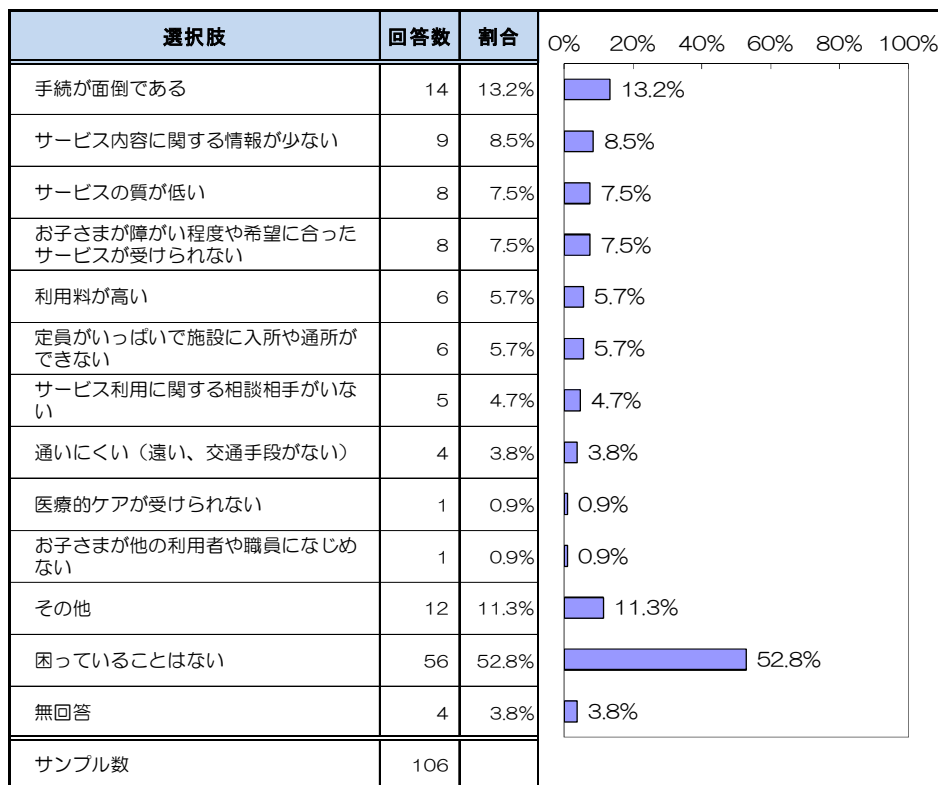


【前回調査結果との比較】

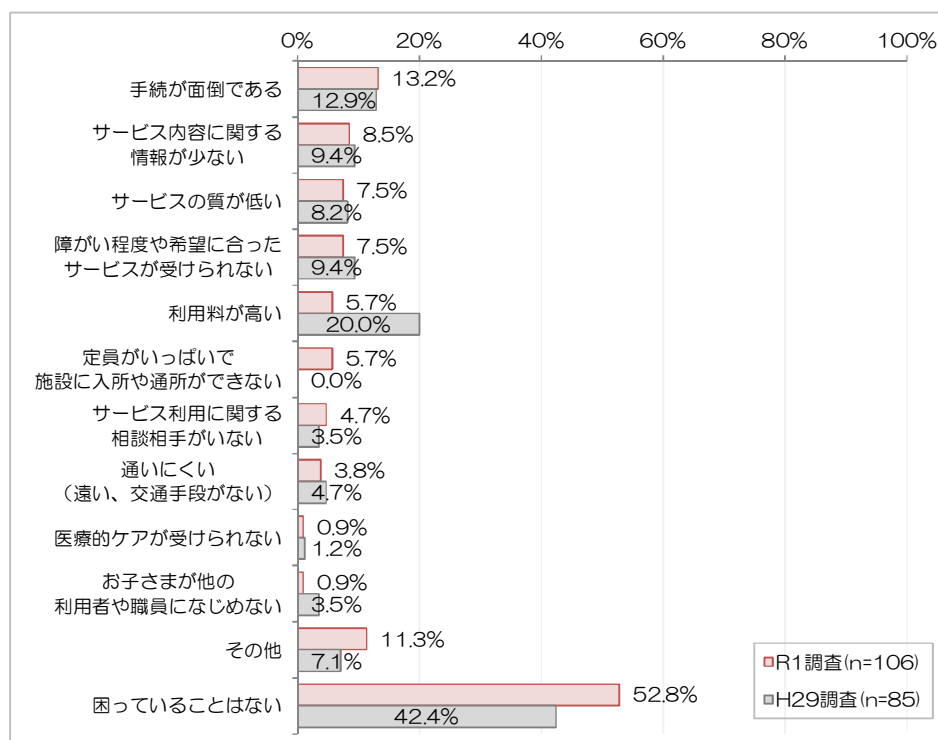


ウ) 福祉サービスを利用する上での困りごと（全て選択）

「困っていることはない」以外の選択肢では「手続きが面倒である」が最も多く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」となっています。前回調査結果と比較すると、「利用料が高い」が14.3ポイント低くなっています。



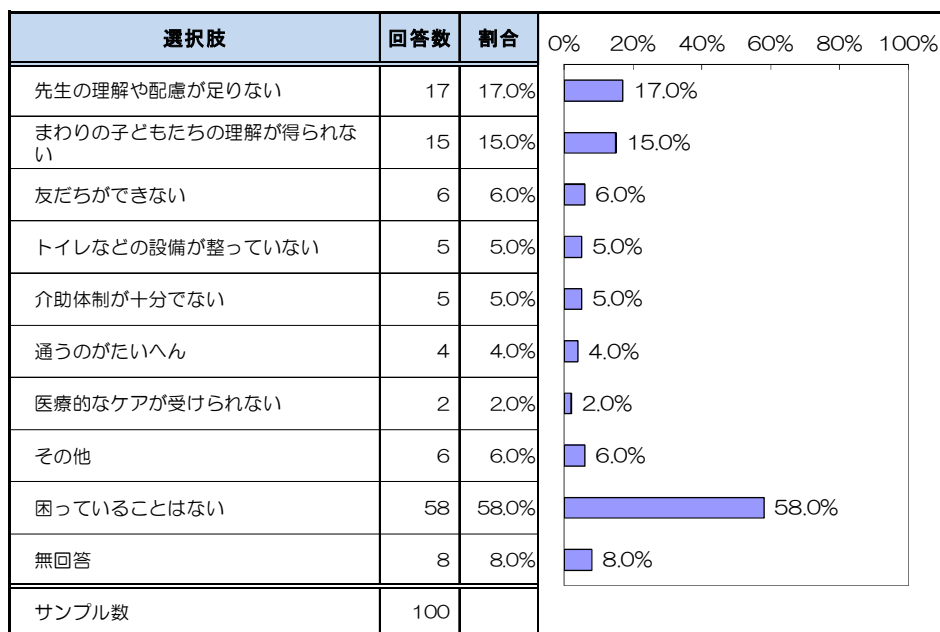
【前回調査結果との比較】



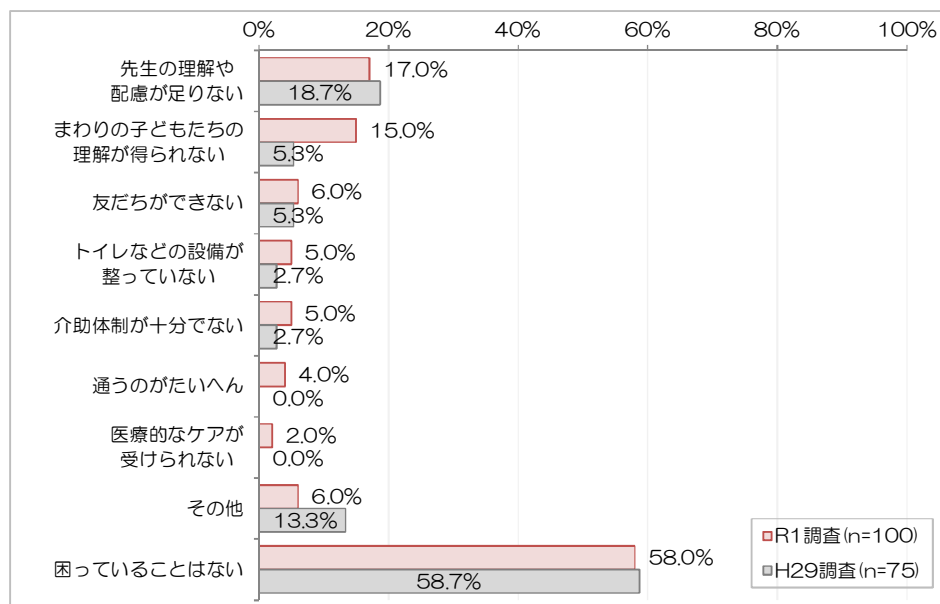
③ 保育・教育の状況について

ア) 保育所等・学校での困りごと（全て選択）

「困っていることはない」以外の選択肢では「先生の理解や配慮が足りない」が最も多く、次いで「まわりの子どもたちの理解が得られない」となっています。前回調査結果と比較すると、「まわりの子どもたちの理解が得られない」が9.7ポイント高くなっています。

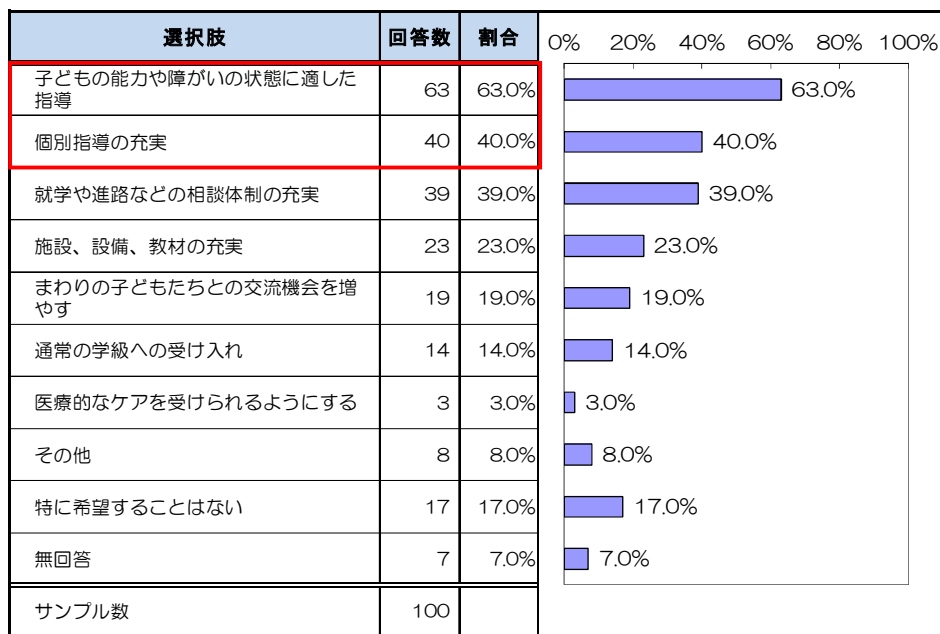


【前回調査結果との比較】

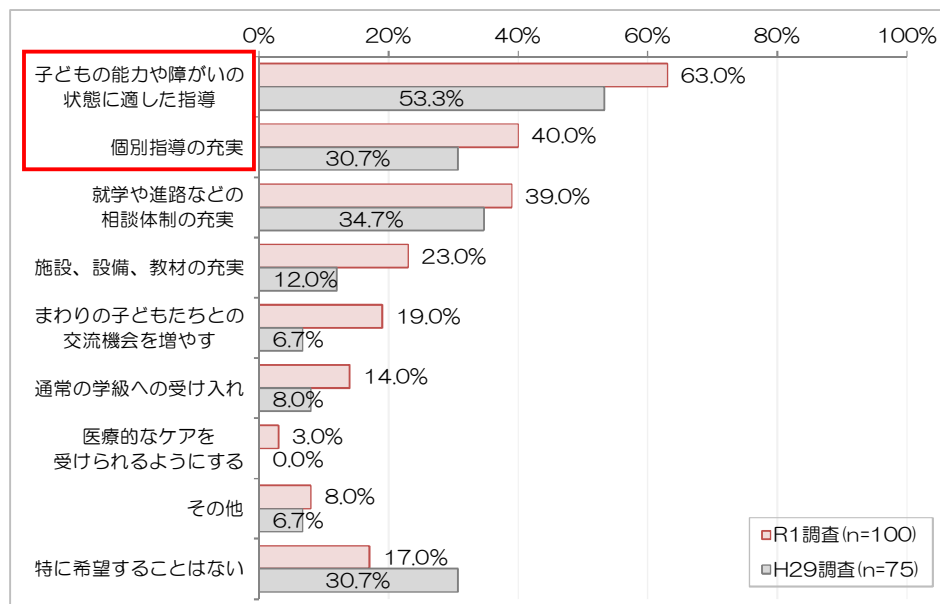


イ) 保育所等・学校に希望すること（全て選択）

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が最も多く、次いで「個別指導の充実」となっています。前回調査結果と比較すると、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が9.7ポイント、「個別指導の充実」が9.3ポイント高くなっています。

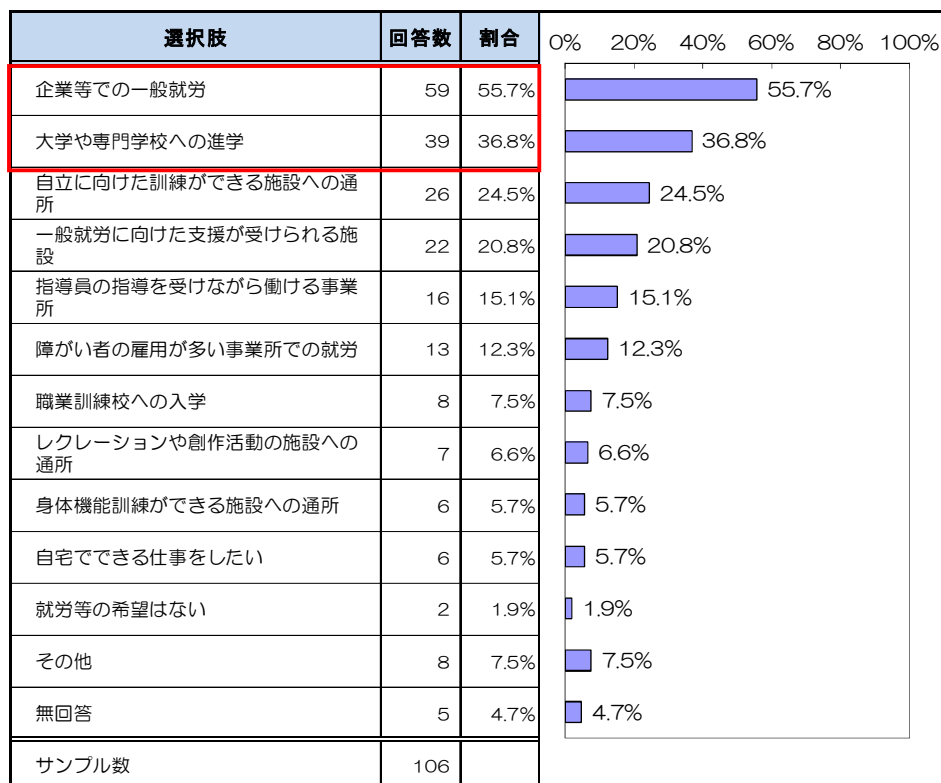


【前回調査結果との比較】

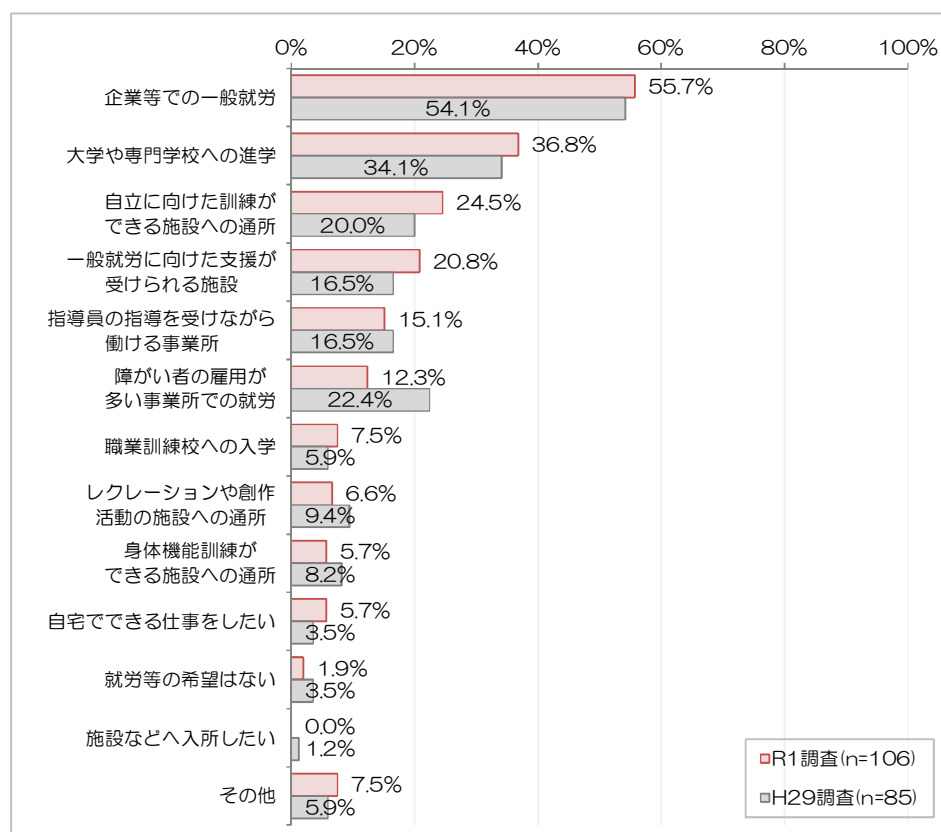


ウ) お子さんの将来の進路

「企業等での一般就労」が最も多く、次いで「大学や専門学校への進学」となっており、前回調査結果とほぼ同様となっています。



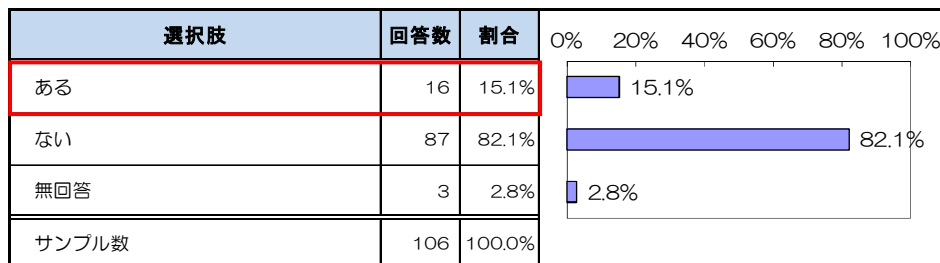
【前回調査結果との比較】



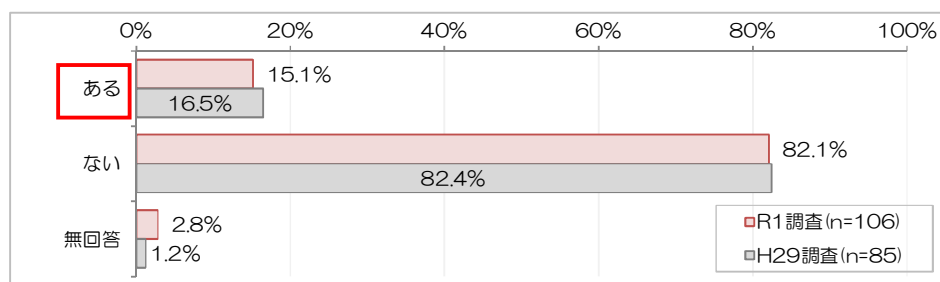
④ 障がいを理由とした差別について

ア) 障がいがあることで不当な扱い等を経験した有無

「ある」が15.1%で、前回調査結果とほぼ同様となっています。

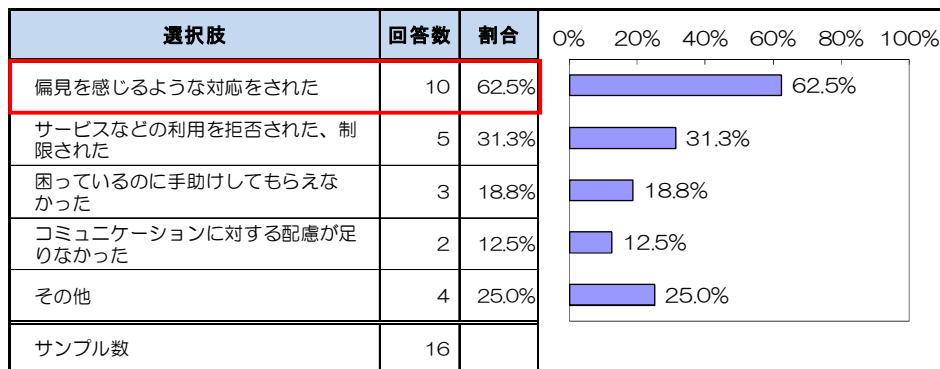


【前回調査結果との比較】

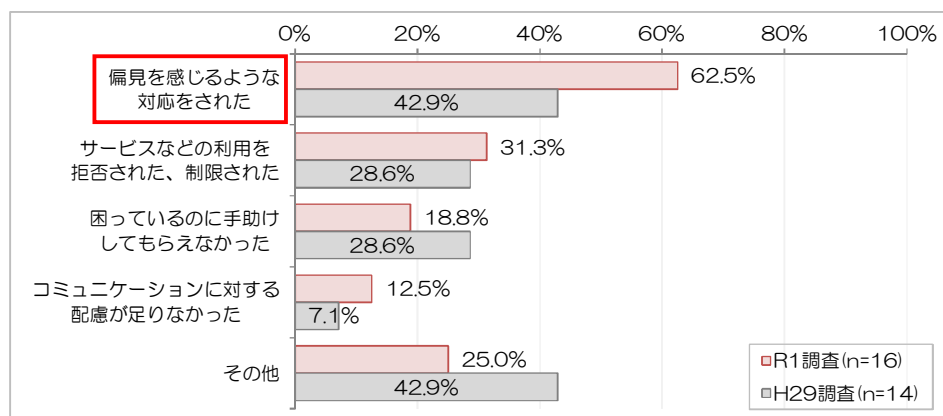


イ) 不当な扱いを受けた内容

「偏見を感じるような対応をされた」が最も多く、次いで「サービスなどの利用を拒否された、制限された」となっています。前回調査結果と比較すると、「偏見を感じるような対応をされた」が19.6ポイント高くなっています。



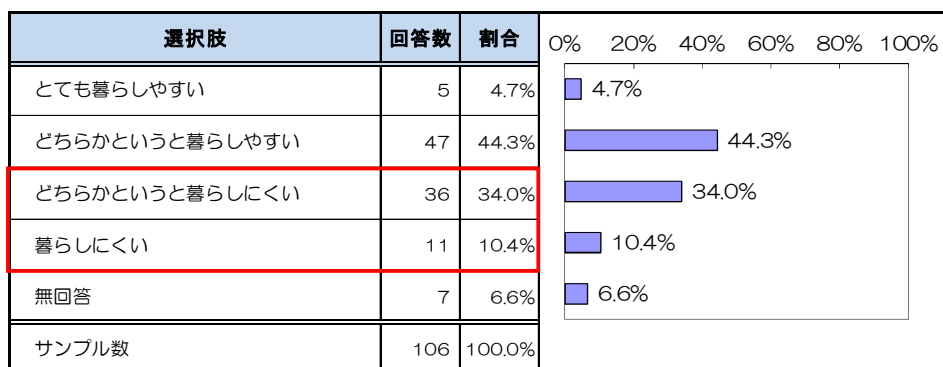
【前回調査結果との比較】



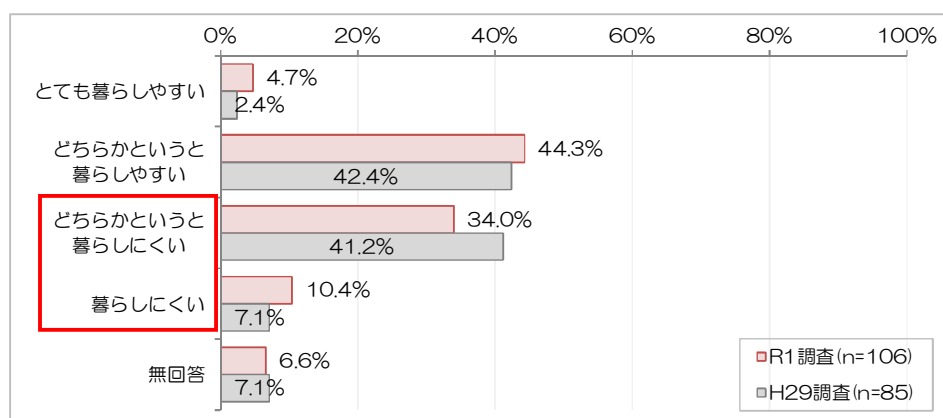
⑤ 必要な取組等について

ア) 本市の暮らしやすさ

「どちらかという暮らしにくい」と「暮らしにくい」の合計が44.4%で、前回調査結果と比較すると、3.9ポイント低くなっています。

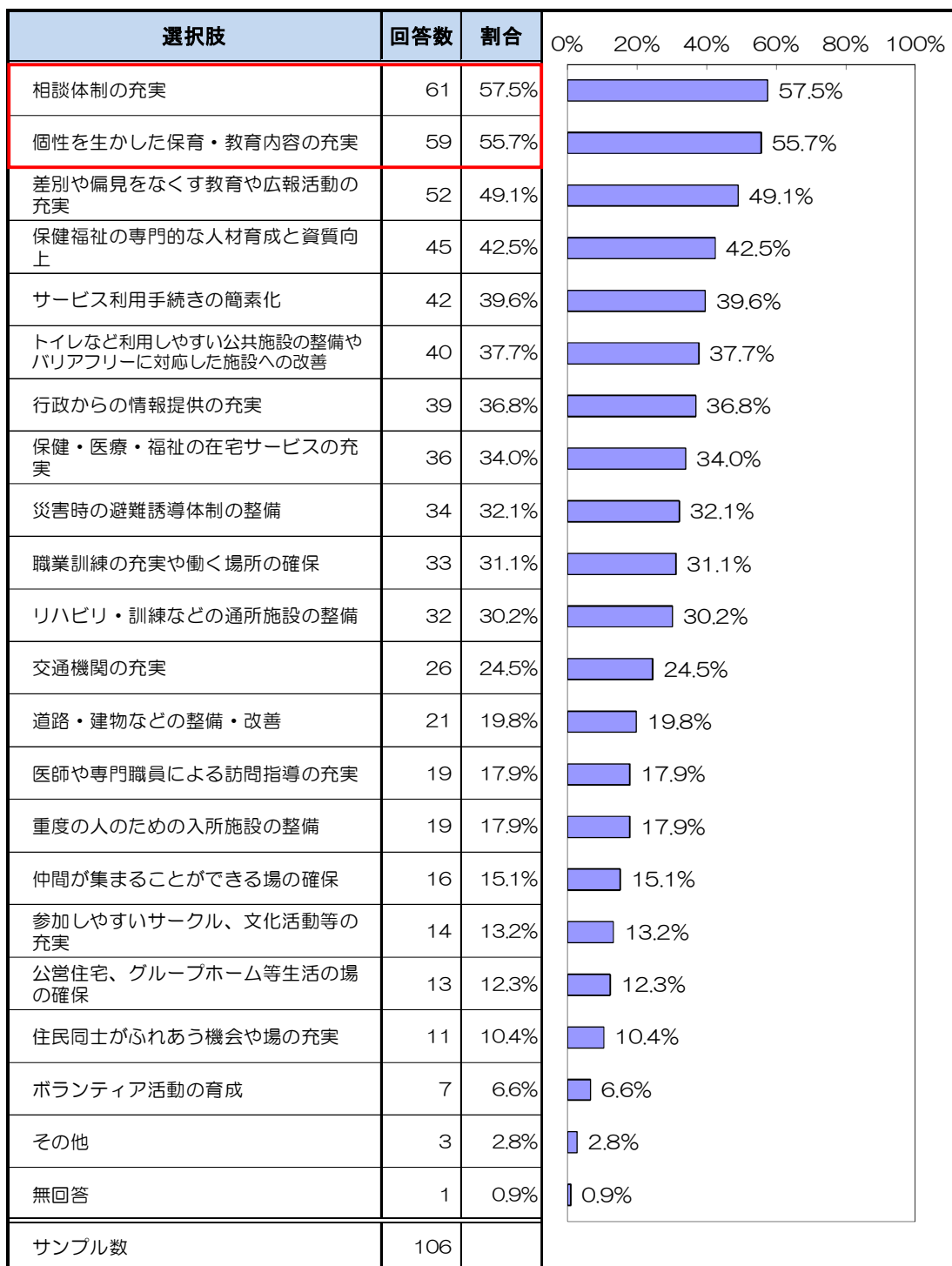


【前回調査結果との比較】

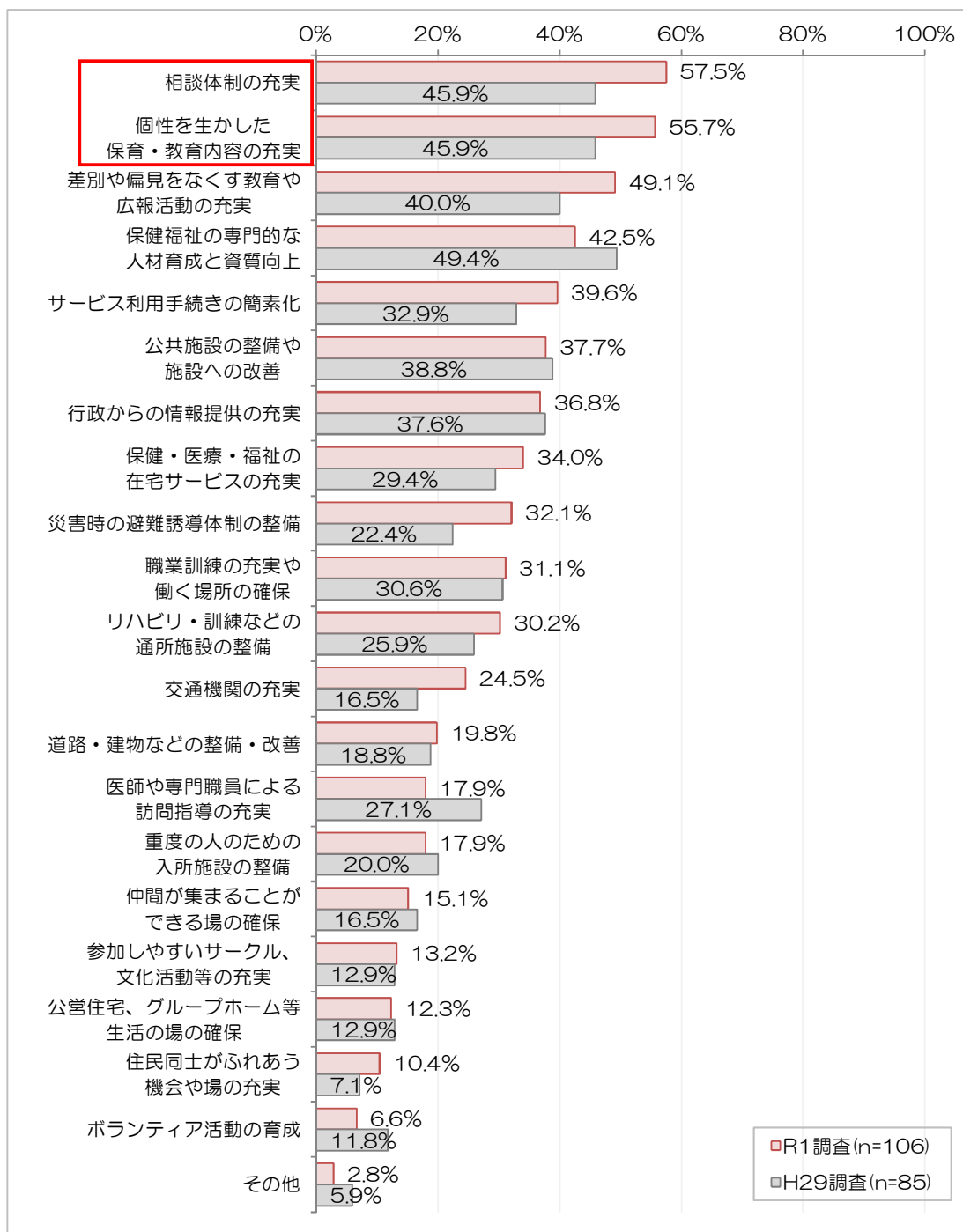


イ) 今後必要な取組（全て選択）

「相談体制の充実」が最も多く、次いで「個性を生かした保育・教育内容の充実」となっています。前回調査結果と比較すると、「相談体制の充実」が11.6ポイント、「個性を生かした保育・教育内容の充実」が9.8ポイント高くなっています。



【前回調査結果との比較】

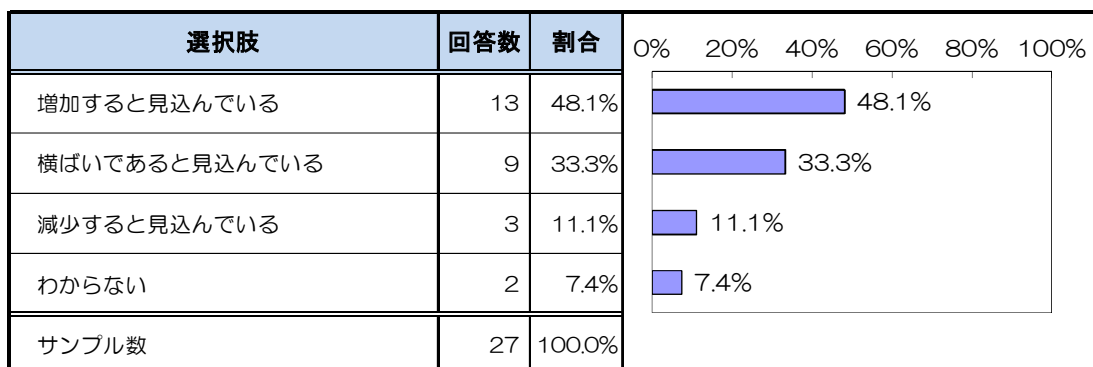


(4) 事業所調査結果 (抜粋)

① 今後の動向・方針について

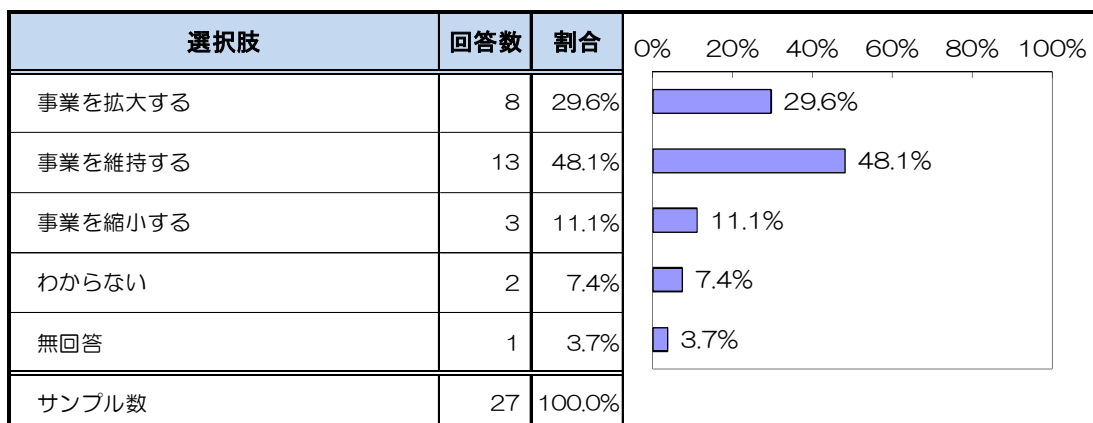
ア) サービス利用者の推移

「増加すると見込んでいる」が48.1%となっています。



イ) 事業規模の意向

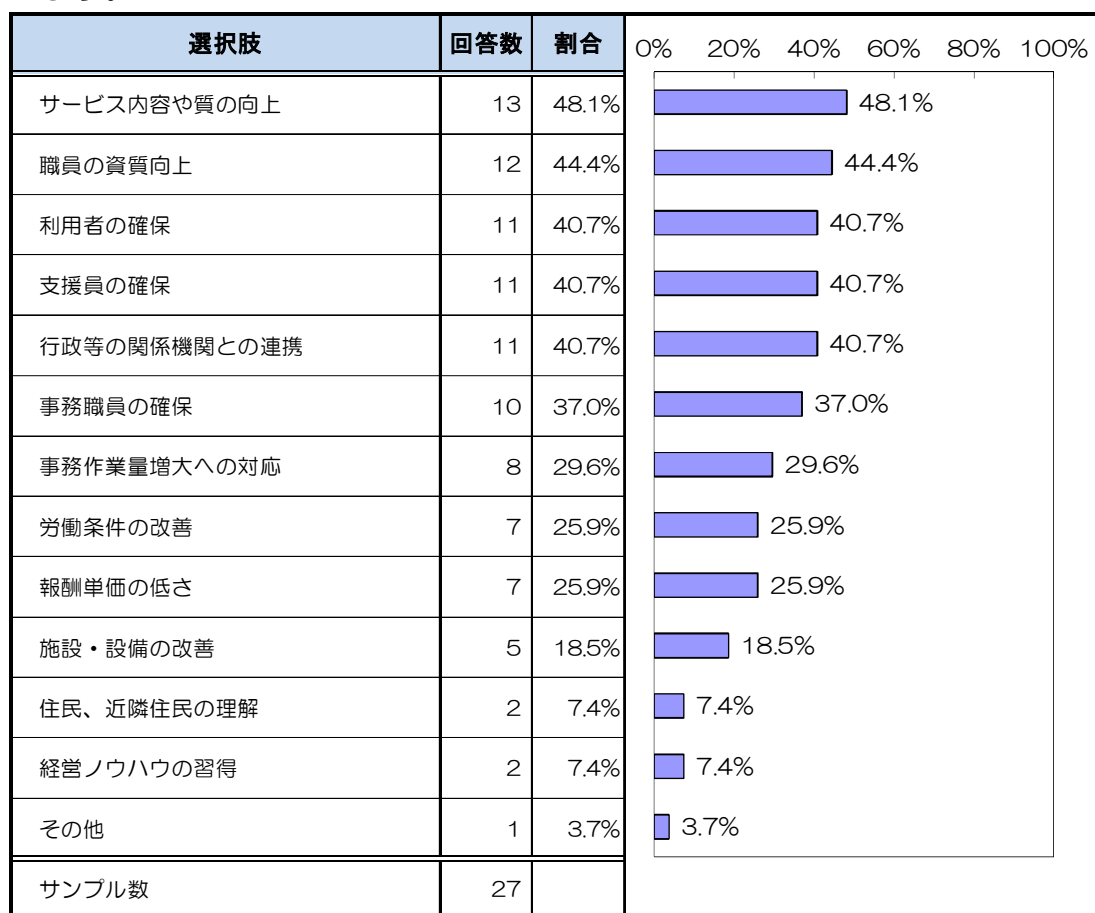
「事業を拡大する」が29.6%となっています。



② 経営上の課題及び必要とする支援について

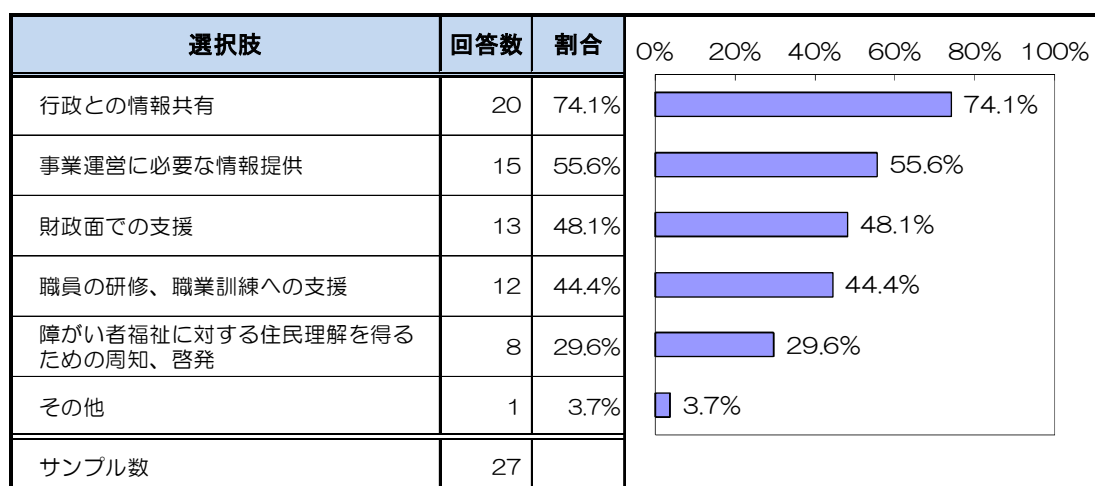
ア) 改善したい経営上の課題（全て選択）

「サービス内容や質の向上」が最も多く、次いで「職員の資質向上」となっています。



イ) 必要とする支援（全て選択）

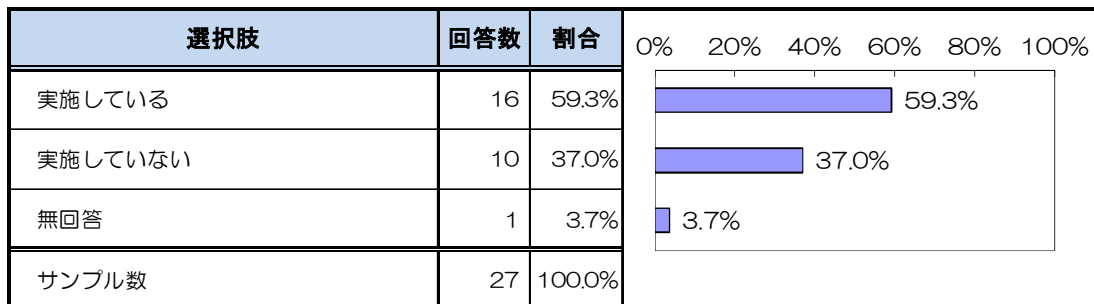
「行政との情報共有」が最も多く、次いで「事業運営に必要な情報提供」となっています。



③ 防災・防犯対策について

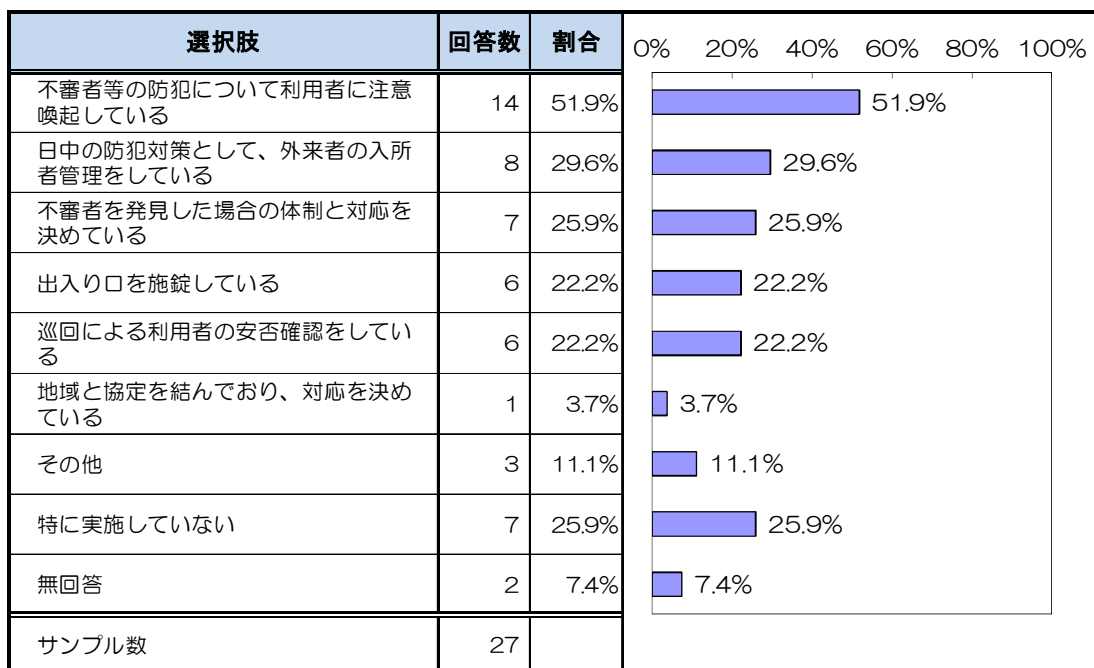
ア) 独自の防災対策実施の有無

「実施している」が59.3%となっています。



イ) 防災対策（全て選択）

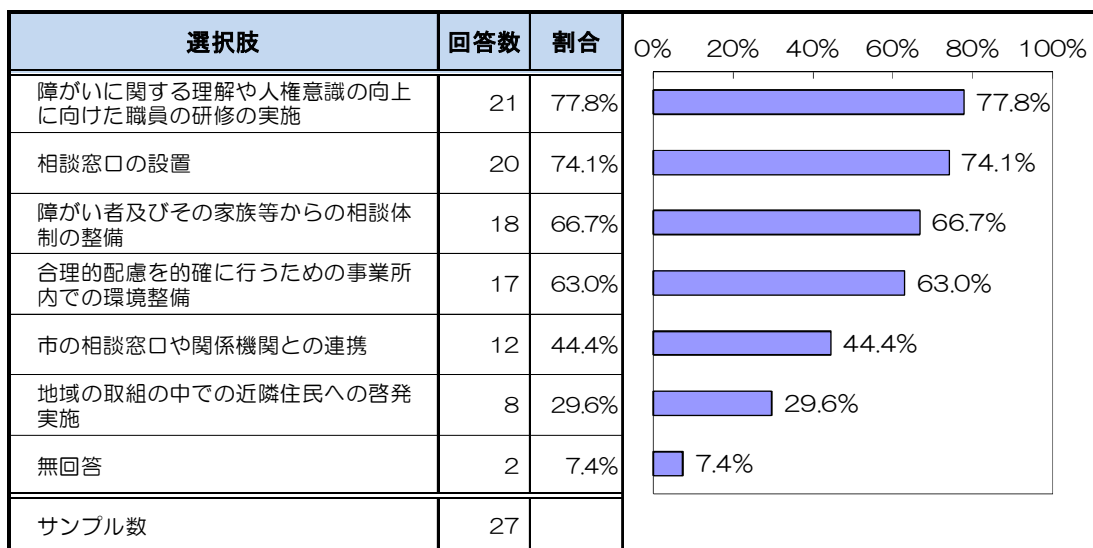
「不審者等の防犯について利用者に注意喚起している」が最も多く、次いで「日中の防犯対策として、外来者の入所者管理をしている」となっています。



④ 法律に基づいた取組について

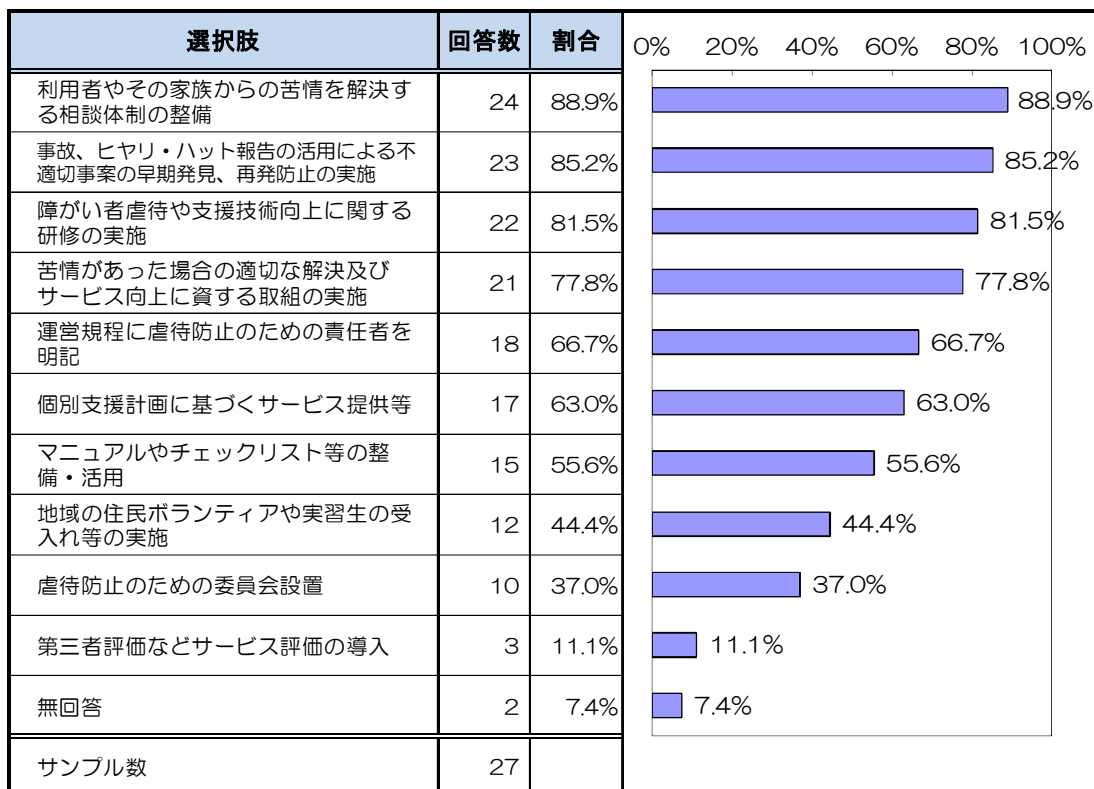
ア) 障害者差別解消法に基づく取組（全て選択）

「障がいに関する理解や人権意識の向上に向けた職員の研修の実施」が最も多く、次いで「相談窓口の設置」となっています。

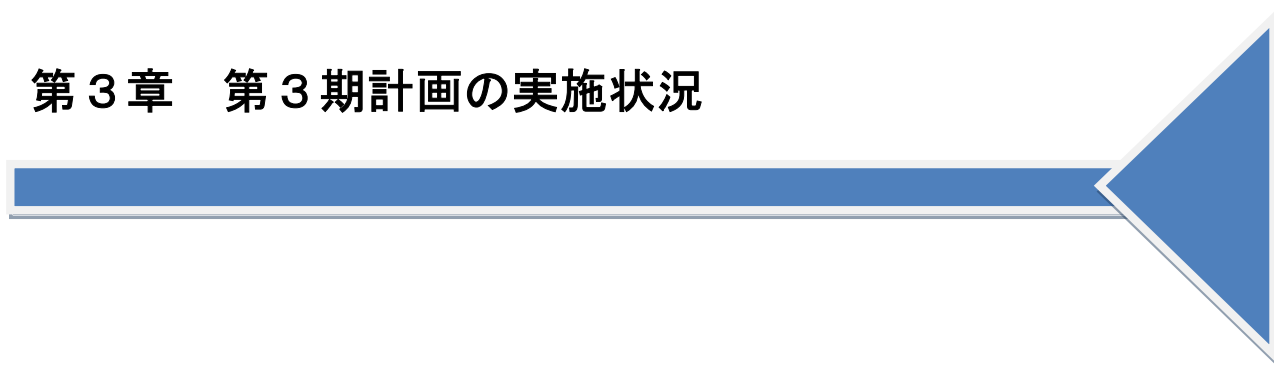


イ) 障害者虐待防止法*に基づく取組（全て選択）

「利用者やその家族からの苦情を解決する相談体制の整備」が最も多く、次いで「事故、ヒヤリ・ハット報告の活用による不適切事案の早期発見、再発防止の実施」となっています。



第3章 第3期計画の実施状況



第1節 啓発・広報活動の推進

1 啓発・広報の推進

(1) 啓発・広報活動の充実

施策	実施状況	担当課
①啓発・広報の推進	小林市障害者福祉連絡協議会や小林市障がい者自立支援協会等の関係団体、機関等と会議を開催し、各種制度等の意見交換や情報の共有を図りました。また、12月の障がい者週間にあたって市役所玄関前をはじめ市内各所で啓発用のティッシュを配布しました。	福祉課
②意識啓発活動の充実	福祉しょっぶ*を市役所市民交流スペースにて隔月ごとに6回開催し、障がい者と市民との交流の場を設けました。また、県内自治体で2番目となる「手話言語条例*」の制定に当たり、当事者や関係機関で構成された検討委員会を設置し、条例案を協働作成しました。	福祉課
③人権啓発の推進	市民課においては、人権啓発講演会及び映画祭を開催し人権意識の高揚に努めました。 学校教育課においては、各学校の社会科担当者及び人権教育担当者を中心に、年2回の研修を実施しました。また、西諸みんなで人権を考える取組を実施しました。	市民課 学校教育課

(2) 福祉教育等の推進

施策	実施状況	担当課
①学校における福祉教育の推進	各学校において、道德教育を通して福祉社会について関連的に指導するとともに、総合的な学習の時間等の中で、福祉体験学習や福祉施設訪問等に取り組みました。	学校教育課
②交流教育の推進	幼保小連携協議会、研修会を定期的に開催し、連携を密にし相互理解を深めました。また、市の初任者研修や教職経験10年経過研修では、特別支援学校での交流研修等を実施しました。	学校教育課
③人権教育の推進	各学校において、道德教育をはじめ教育活動全体を通じ、児童生徒一人一人の意識が高まるよう人権教育に取り組みました。また、西諸みんなで人権を考える取組については、各学校で主体的に計画し、人権教育の指導方法の工夫改善に取り組みました。	学校教育課
④地域における福祉教育の推進	毎月1回、2時間程度の学習内容で実施している家庭教育学級、しあわせ学園、生きがい（高齢者）学級において、必須講座として1回は人権同和教育についてのカリキュラムを取り組みました。	社会教育課

(3) 福祉施策の体制確立

施策	実施状況	担当課
①福祉施策の体制確立	平成26年度に策定した第3期障がい者計画の各課題における施策については、各担当課から実施状況の分析・評価を実施しました。また、これらの結果について障害者施策推進協議会において報告を行いました。	福祉課

2 差別の解消及び権利擁護の推進**(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進**

施策	実施状況	担当課
①障がいを理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法が平成28年度に施行されたことに伴い、住民への啓発として市ホームページや窓口でのチラシ配布を行い、周知を行いました。	福祉課

(2) 権利擁護の推進

施策	実施状況	担当課
①日常生活自立支援事業の推進	平成28年度に成年後見センターこばやしが開設され、関係機関や団体等の会議等での周知や広報誌での周知を行いました。また、先進地への研修等を実施するなどし、市と後見センターとの連携を図りました。	福祉課
②成年後見制度の周知	平成28年度に成年後見センターこばやしが開設され、関係機関や団体等の会議等での周知や広報誌での周知を行いました。また、広域で成年後見制度の取組を行っている先進自治体から職員を招き、研修等を実施するなどし、市と後見センターとの連携を図りました。	福祉課
③虐待の防止・早期発見	福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、相談への対応等を行いました。また、適切に対応できる体制づくりを目指すため、毎年県主催の虐待防止研修会に職員が参加しました。	福祉課

第2節 療育及び教育の充実**1 療育の充実****(1) 障がいの早期発見・早期治療体制の充実**

施策	実施状況	担当課
①乳幼児健康診査の充実	乳幼児健診（赤ちゃん・1歳6か月児・3歳児）、4・5歳児健康相談及び発達相談等については、年間計画に基づき実施しました。乳幼児健診の未受診者には訪問等で受診勧奨を行い、受診率は約97%でした。	健康推進課

②発達相談の充実	年間計画に基づき、臨床心理士*・心理士・保健師・児童発達支援センター保育士等で対応し実施しました。発達検査等の結果を基に支援方法を検討し、就学前までフォローを続けました。	健康推進課
----------	---	-------

(2) 一貫性のある相談支援体制の整備

施策	実施状況	担当課
①支援体制の整備	<p>学校教育課においては、医療、保健、福祉、教育の専門員で相談体制を整備しており、子どものこころとからだの発達に不安のある保護者を対象に就学相談会を開催しました。また、関係機関において情報の共有化を図る教育支援ファイル「絆」*の内容の見直しを行いました。</p> <p>健康推進課においては、4・5歳児健康相談・就学相談会・就学時健診等に関係各課や関係機関が連携しながら取り組みました。また、会議等を通して情報の共有化や支援の方向性について検討しました。</p>	学校教育課 健康推進課
②早期療育体制の充実	<p>学校教育課においては、各学校内での教育支援委員会、市の教育支援委員会を主体に、早期からの就学相談や支援、その後の一貫した支援を行いました。</p> <p>子育て支援課においては、障がいや有する児童及び特別な配慮を要する児童を受け入れている保育所等に対し、人件費等の助成を目的として市単独で補助を行いました。また、4・5歳児健康相談で発達の不安や支援の必要性を早期に発見し、就学に向けた支援を行いました。</p>	学校教育課 子育て支援課
③発達障がいにかかる支援体制の充実	<p>福祉課においては、「発達支援事業所研修会」に参加し、圏域内の児童発達支援事業所及び相談支援事業所、家庭相談室、健康推進課等と定期的な研修会を実施し、情報交換・共有することで関係機関との連携を図りました。</p> <p>健康推進課においては、発達に不安のある幼児やその家族に対し発達相談等を行ないました。また、保育施設等の保育士の資質向上を目指して学習会を実施しました。</p>	福祉課 健康推進課

(3) 障がい児保育・訓練等の充実

施策	実施状況	担当課
①保育環境の充実	障がいや有する児童及び特別な配慮を要する児童を受け入れている保育所等に対し、人件費等の助成を目的として市単独で補助を行いました。また、4・5歳児健康相談で発達の不安や支援の必要性を早期に発見し、就学に向けた支援を行いました。	子育て支援課
②保育体制の充実	発達障害等の児童が増加していますが、保育士不足のため、支援に必要な保育士の確保が難しい状況となっています。	子育て支援課

<p>③児童発達支援事業等の充実</p>	<p>福祉課においては、「発達支援事業所研修会」に参加し、横のつながりを強化するとともに、定期的な研修会で意見交換を行うなど、体制の強化を図りました。 健康推進課においては、児童発達支援事業所主催の定期の会議や研修会に参加し、顔の見える関係づくりを行い連携を強化しました。</p>	<p>福祉課 健康推進課</p>
----------------------	--	----------------------

2 教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

施策	実施状況	担当課
①児童生徒の就学支援	特別支援教育コーディネーターについては、県が実施している研修会等への積極的な参加を促し、専門性の向上を図りました。また、特別支援教育支援員についても、スムーズな支援業務を行えるよう、年間を通じ、業務説明や研修会を実施しました。	学校教育課
②教職員研修の充実	県の「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート充実事業*における研修を軸に、多くの教職員が研修に参加できるよう研修を計画しました。	学校教育課
③教育環境の充実	小中学校の施設整備ではユニバーサルデザイン*の導入を図りました。	学校教育課
④就学指導・教育相談の充実	各学校の教育支援委員会、市の教育支援委員会を中心に、幼児期から成人期までの一貫した支援について助言などを行える体制を整え、支援が必要な子どもに対応するため、通級指導教室（小林小＝言語、LD・ADHD/小林中＝LD・ADHD）を設置するなど教育体制の整備に努めました。	学校教育課
⑤ネットワークの構築	個別の教育支援計画や個別の指導計画について、全ての学校では作成されていないものの、作成できていない学校に対して平成30年度中に必ず作成するよう促しました。	学校教育課
⑥卒業後のフォロー体制の整備		

(2) 教育指導の充実

施策	実施状況	担当課
①指導力の向上	特別支援教育コーディネーター*に対しては、エリア研修において実践的な指導力や専門的な知識を高めるための研修を年3回実施しました。	学校教育課
②研修の充実	特別支援教育エリアサポート充実事業における研修に、通常の学級の担任にも参加を呼びかけ、できるだけ多くの教職員が研修に参加できるような研修内容に努めました。	学校教育課

(3) 教育環境の整備

施策	実施状況	担当課
①教育環境の整備	障がいのあるなしにかかわらず、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを推進するよう研修会を通じて促しました。また、合理的配慮の提供についても研修会ごとに説明を行いました。	学校教育課

第3節 生活の経済的安定の推進

1 制度の周知

(1) 年金制度・各種手当制度・税制等の周知

施策	実施状況	担当課
①年金制度・各種手当制度・税制等の周知	市のホームページ上に、各種手当制度等の内容に関する広報・周知を行いました。また、「しょうがいしゃのしおり」の見直しに当たり、グループ内で内容を検討し、分かりやすいしおりの作成を行いました。	福祉課 市民課

2 就労の支援

(1) 福祉的就労の支援

施策	実施状況	担当課
①地域活動支援センター等への支援	市内の地域活動支援センター I 型については利用者が増加傾向にあり、障がい者の地域生活の支援となるよう利用促進を図りながら、様々な創作活動等の提供を行いました。	福祉課
②障がい福祉サービスにおける就労継続支援事業の充実	平成 29 年 9 月から市役所新庁舎で、奇数月第 3 金曜日に福祉しょっぷを開催しました。また、福祉バザーでも福祉しょっぷとして出店し、市民への周知を図りました。さらに、平成 30 年 12 月に市役所内に「福祉売店えみあす」を開設し、就労機会の提供と障がい者に対する理解の普及を図りました。	福祉課

(2) 雇用・就労の支援

施策	実施状況	担当課
①障がい福祉サービスにおける就労移行支援※事業	小林市障がい者自立支援協議会の就労部会において、企業向けの啓発パンフレットを作成しました。また、事業所、ハローワーク、障害者就業支援センター等で構成された就労支援部会で情報交換を定期的に行いました。	福祉課
②市から障がい者団体等への業務委託等	毎年度、法に規定する障がい者支援事業所からの優先調達については、目標値を設定して計画しました。	福祉課
③生活福祉資金の貸付	相談支援事業所等に貸付相談等ある際には、社会福祉協議会の実施している無償貸付事業の紹介を行いました。また、社会福祉協議会へ委託している「小林市生活自立支援センター」との連携も図りながら、障がい者が地域において自立した生活を送れるようサポートしました。	福祉課

(3) 一般就労の拡大

施策	実施状況	担当課
①関係機関との連携による就労支援	障がい者の就労支援（相談支援体制及び雇用の確保等）については、各種協議会を設置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら実施しました。	福祉課
②就労の促進	障がい者雇用の促進等に関する法律に基づき、小林市役所において障がい者の雇用を行いました。平成30年度職員採用試験についても、障がい者を対象とした試験区分を設け実施しました。	福祉課 総務課
③生活福祉資金の貸付（再掲）	相談支援事業所等に貸付相談等ある際には、社会福祉協議会の実施している無償貸付事業の紹介を行いました。また、社会福祉協議会へ委託している「小林市生活自立支援センター」との連携も図りながら、障がい者が地域において自立した生活を送れるようサポートしました。	福祉課

第4節 福祉サービスの推進

1 相談機能の充実

(1) 相談支援事業の充実

施策	実施状況	担当課
①相談支援事業の充実	福祉課においては、障がい者自立支援協議会の相談支援部会主催による全体の研修会を開催し、様々な事業所や機関が情報交換等を行いました。また、基幹相談支援センターの設置について引き続き協議を行いました。 健康推進課においては、随時こころの健康相談を実施しました。また、ケース検討会には積極的に参加し、各機関との情報共有に努めました。	福祉課 健康推進課
②ピアカウンセリング*の実施	平成28年度に障がい者相談員協会を設立し、多様な相談内容に対応できるようになりました。また、相談会以外にもまちなかのバリアフリー点検を行い、障がい者視点でのまちづくりを提言しました。	福祉課
③ケアマネジメント機能の充実	市内には6事業所が特定相談支援事業所に指定されており、相談支援事業の充実を図りました。	福祉課
④小林市障がい者自立支援協議会の機能強化	小林市障がい者自立支援協議会は、関係機関合わせて30人以内で構成され、全体会を年3回開催し、4つの各部会については、月1回程度の協議を行いました。関係機関が横の連携をとることにより情報交換を図りました。	福祉課

2 障がい福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービスの充実

施策	実施状況	担当課
①訪問系サービスの充実	在宅での自立した生活を送れるよう、サービス利用計画書に基づいた必要な福祉サービスの提供を行いました。	福祉課

(2) 日中活動系サービスの充実

施策	実施状況	担当課
①日中活動系サービスの充実	在宅での生活支援を図るため、サービス利用計画に基づく日中活動系サービスの提供を行いました。	福祉課

(3) 生活支援の充実

施策	実施状況	担当課
①日中一時支援の充実	緊急時の対応として、短期入所事業の確保を行っており、介護者の生活の向上に必要な支援を行いました。また、支援者の負担軽減を図るため、日中一時支援サービスの提供を行いました。	福祉課
②短期入所（ショートステイ）の充実	市内3か所の短期入所提供施設において、介護者不在時におけるサービスを提供しました。	福祉課
③地域生活支援拠点施設の整備	国の示した方針に伴い、西諸管内の市町にて、地域生活を支援する拠点の整備づくりに向けた議論を行いました。	福祉課
④緊急連絡手段の確保	緊急時の連絡手段の確保として、福祉電話の利用助成や緊急通報システムの提供を行いました。また、福祉サービスを利用している障がい者については、各相談支援事業所が連携しながら対応しました。	福祉課

(4) 適切な施設サービスの推進

施策	実施状況	担当課
①施設入所支援	地域移行の推進に当たっては、医療関係の地域連携部門や各相談支援事業所等と連携しながら、様々なサービスの選択を実施しました。	福祉課
②地域移行支援*	本人の意向に添ったきめ細やかな対応を心がけ、相談支援事業所等関係機関と連携しながら、移行支援を実施しました。	福祉課

(5) 関係職員の資質の向上

施策	実施状況	担当課
①関係職員の資質向上	障がい者の福祉制度の動向に対応できるよう、各種専門研修に積極的に参加し、質の向上に努めました。また、各庁舎の福祉業務担当者間の研修会を実施し、情報共有を行いました。	福祉課

第5節 健やかな生活の推進

1 健康づくりの推進

(1) 障がいの要因となる疾病等の予防

施策	実施状況	担当課
①予防接種の促進	予防接種の実施方法について、母子健康手帳交付時に説明を行いました。また、赤ちゃん健診、1STバースディ健康相談、1歳6か月児、3歳児の各種健康診査や相談の案内通知時に予防接種勧奨の文書を同封しました。	健康推進課
②生活習慣病の発症予防	個人の健診結果を活用したきめ細やかな保健指導を訪問や相談会・結果説明会等にて実施しました。また、特定健診受診率向上のために、効果的な受診勧奨通知を行い受診率向上につなげました。	健康推進課
③生活習慣病の重症化予防の徹底	個人の健診結果を活用したきめ細やかな保健指導を訪問や相談会・結果説明会等にて実施しました。相談会では、ボディコンポジションアナライザー(体組成計)を導入し、健診データと照らし合わせながら、生活改善の動機付けにつなげました。	健康推進課
④生活習慣の改善	各種イベントで健康相談を実施し、早期受診・健診の受診勧奨に努めました。	健康推進課
⑤社会環境の改善	健康教育・広報等で啓発・広報を行いました。また、ライフサイクルに沿って関係課と連携しました。	健康推進課
⑥社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	自殺対策・健康づくりを地域で展開するために、地域にある「いきいきサロン」を中心に「茶飲ん場」の内容も兼ね備えた居場所づくりに関係団体とともにの取り組みました。また、健康をキーワードに取り組む団体の活動状況の実績をまとめ周知・啓発につなげました。	健康推進課
⑦地域医療体制の構築	夜間・休日診療体制については、西諸医師会の協力及び関係機関との連携により、円滑な運営を図りました。また、医療人材の育成・確保を図るため、市内の医療機関で実習をする医学生や市内の医療機関に就職し、奨学金を返還する看護師等に対する補助を行い、医療人材の育成や確保へつなげる取組を行いました。	健康推進課 医療介護連携室
⑧保健センターの体制及び検診体制	乳幼児健康診査についても、小児科等の専門医による健康診査を実施するため、センターで全て行いました。	健康推進課

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

施策	実施状況	担当課
①障がい者スポーツ・レクリエーションの周知、振興	県の障がい者スポーツ大会への参加促進や各団体の施設利用等への支援を行いました。また、障がい者スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、県の障がい者スポーツ協会とも連携し、スポーツ教室の開催を行い、普及に努めました。	福祉課 スポーツ振興課 健康推進課
②スポーツ活動の支援	障がい者団体が主体的になり、各種競技の振興を図り、団体と連携を取りながら支援しました。	福祉課 スポーツ振興課

2 医療費負担、能力の回復・向上に関する支援

(1) 障がい者等に対する医療費負担の軽減

施策	実施状況	担当課
①重度障がい者への医療費の助成	医療費の一部助成を継続して実施しました。また、制度内容については、各種手帳交付時に「しょうがいしゃのしおり」を配付、説明しました。	福祉課
②自立支援医療費（更生医療）の支給	対象者には制度内容の説明を行い、適切に対応しました。	福祉課
③未就学児への医療費の助成	0歳から小学校入学前までの未就学児については、入院・外来ともに、1診療報酬明細書ごとに350円を超えた医療費を助成しました。また、小学校入学から中学校卒業までの就学児については、入院・外来ともに、1診療報酬明細書ごとに800円を超えた医療費を助成しました。	子育て支援課
④自立支援医療費（育成医療）の支給	各医療機関からの連絡や相談等に対応するとともに、ホームページを活用した制度の周知を行いました。	福祉課
⑤自立支援医療費（精神通院医療）の支給	精神障がい者への医療費助成を引き続き行い、経済的負担を軽減しました。	福祉課

(2) 福祉用具の普及促進と利用支援

施策	実施状況	担当課
①補装具費の支給	障がい者の状態に適した補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給し、安心した日常生活が送れるよう支援しました。	福祉課
②障がい者への日常生活用具の給付	在宅で生活している身体障がい者（児）や難病患者の日常生活における利便性を向上させるための用具を給付しました。	福祉課
③小児慢性特定疾患児 [※] への日常生活用具の給付	関係機関との連携や情報交換等を行いながら、制度の周知に努め、必要な方へ給付を行いました。	福祉課

(3) 社会的リハビリテーションの充実

施策	実施状況	担当課
①社会的リハビリテーション [※] の充実	小林市障がい者自立支援協議会において、各分野の関係者で各部会を設置し、連携しながら、障がい者への支援方法について協議しました。また、ゆうあい会については概ね月1回、自主活動も取り入れながら実施しました。	福祉課 健康推進課

第6節 暮らしやすい環境づくりの推進

1 住居の確保・住環境の改善

(1) 住居の確保・住環境の改善

施策	実施状況	担当課
①住宅改修・住宅改造の推進	障がい者のいる世帯に対し、住宅を当該障がい者の居住に適するように改造するために要する費用の一部を助成しました。	福祉課
②市営住宅への入居の推進	優先入居制度*により住居の確保に努めました。また、優先入居制度については、市営住宅入居募集時に入居希望者に説明を行い、市のホームページでも制度の周知を図りました。	管財課
③障がい者等の入居支援	障がい者や高齢者等が、障がいや年齢等の理由により入居制限を受けることを防止するため、県と連携し宮崎県あんしん賃貸支援事業*に民間賃貸住宅事業者や家主等が協力店として加盟してもらうよう普及に努めました。	管財課

(2) 居住支援サービスの充実

施策	実施状況	担当課
①居住支援サービスの充実	地域生活の拠点となるグループホームの確保、整備の促進については、サービス提供事業者と連携しながら、必要に応じて対応しました。また、補助事業の活用についても情報提供を行いました。	福祉課

2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

(1) 住宅、公共施設等のバリアフリー化の推進

施策	実施状況	担当課
①市営住宅の整備	新団地は、エレベーター付きの団地となっており、高齢者や障がい者にやさしい住宅で、安心して快適に暮らせる住宅の整備に取り組みました。	管財課
②公共施設、公園等の整備	公園等について、高齢者・障がい者に優しいバリアフリーの環境づくりに努めました。また、市営住宅の団地内の公園等の遊具については、定期的に安全点検を行い、障がい者でも安心して安全に利用できる施設の維持管理に努めました。	建設課 管財課

(2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

施策	実施状況	担当課
①公共交通機関のバリアフリー化の推進	駅前ロータリー、駐車場を整備し、障がい者専用駐車場・点字タイル・段差解消などバリアフリーの環境づくりに努めました。	建設課

②道路のバリアフリー化の推進	障がい者が安全で安心して移動できるよう、文化会館周辺に視覚障がい者用誘導ブロックを設置しました。	建設課
----------------	--	-----

3 安全な環境の確保

(1) 安全な交通環境の確保

施策	実施状況	担当課
①交通安全意識の啓発	全ての市民に対する啓発活動を継続して実施していきながら、特に障がい者や高齢者、児童等といった交通弱者に対する交通安全意識の高揚を図りました。	危機管理課
②交通標識等の整備	市道新設・道路改良の際や通学路点検及び市民要望等を踏まえて、小林警察署内公安委員会に交通標識・標示等を設置いただき、安心・安全な交通環境の整備を図りました。	建設課

(2) 防災・防犯対策の推進

施策	実施状況	担当課
①防災の拠点施設の整備	福祉避難所 [*] としては市内にある養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、医療機関の計7か所を指定しており、連携して支援にあたることとしています。	危機管理課 福祉課
②緊急時の要援護者対策	災害時避難行動要支援者 [*] の正確な情報把握に努めるとともに、自主防災組織の結成を支援しました。	危機管理課
③避難場所と避難経路の周知	自主防災組織の結成にあわせて防災マップの作成を推進し、防災意識の向上と避難場所や避難経路の周知を図りました。	危機管理課
④防災知識・技術及び防犯知識に関する普及啓発等	小林市障がい者自立支援協議会の地域支援部会において障がい者とのコミュニケーションハンドブックを作成し、回覧板を通じて地域住民への周知を行いました。また、消費者被害防止については、平成29年4月から西諸3市町による西諸県地域消費生活相談窓口を開設し、30年3月から相談員を2名体制としたほか、専用電話も開設し体制整備に努めました。	危機管理課 福祉課 市民課

第7節 生きがいのある心豊かな生活の推進

1 社会参加の促進

(1) 芸術・文化・余暇活動への支援

施策	実施状況	担当課
①活動・発表機会の拡大	各障害者支援施設の秋祭りや精神障がい者のこすもす祭、当事者団体のイベント等に積極的に参加し、情報交換等行いました。また、市民の学習成果や社会教育課が実施している各種講座を発表する場として、文化祭の作品展示や市民音楽祭等を開催しました。	福祉課 社会教育課

②余暇活動への支援	関係団体・機関等と連携しながら、障がい者が積極的に余暇活動へ参加できるよう、公共施設の利用申請に関して減免手続きを行いました。また、県の障がい者スポーツ大会の参加者を募集し、現地までの送迎等参加しやすい環境づくりに配慮しました。	福祉課
-----------	--	-----

(2) 生涯学習の推進

施策	実施状況	担当課
①各種講座の充実	障がい者も参加しやすい講座を計画し、障がい者向けの専門的な資格を持つ講師による講座を開講しました。	社会教育課
②図書サービス、音声・映像ライブラリー等の充実	来館困難な市民への図書宅配サービスを継続して実施しました。またライブラリー等は「小林朗読友の会」に協力いただき、毎月、広報・おしらせ、議会だより等の行政情報に関しては朗読CDを作成し配置しました。	社会教育課

(3) 社会参加の促進と外出手段の確保

施策	実施状況	担当課
①移動支援事業の充実	在宅生活者の通院や買物等の外出にあたっては、移動介助等の支援に対してサービス給付を行いました。	福祉課
②自動車改造費用・運転免許取得費用の助成	「しょうがいしゃのしおり」やホームページ等での案内により周知を図り、自動車改造費用及び運転免許取得費の助成を行いました。	福祉課
③公共交通機関の運賃割引制度等の周知	各種手帳交付の際に公共交通機関の運賃割引制度についての周知を行いました。また、手帳を所持していない方からの問い合わせがあった際も、「しょうがいしゃのしおり」を活用し、制度内容の説明を行いました。	福祉課

(4) 情報提供の充実

施策	実施状況	担当課
①情報提供の充実	わかりやすい表現方法やホームページ等の作成に努めました。また、日常生活用具給付事業により障がい種別に配慮した用具の支給を行いました。	福祉課

(5) コミュニケーション支援の充実

施策	実施状況	担当課
①コミュニケーション支援の充実	手話通訳者*養成講座及び要約筆記奉仕員養成講座の開催によりボランティアの育成に努め、また、手話通訳者派遣事業によって情報保障を行いました。さらに、平成29年12月議会において、手話の理解及び普及並びに手話を利用しやすい環境の構築を図るため、小林市手話言語条例を制定しました。	福祉課

2 活動の基盤づくり

(1) 障がい者団体の育成

施策	実施状況	担当課
①障がい者団体の育成	各障がい者団体等の組織に対し、補助金等の交付を行うとともに運営について支援を行い、自主運営に向けた働きかけを実施しました。また、障がい者相談員協会が毎年実施しているまちなか点検では、障がい者の視点によるバリアフリー化について意見交換を行いました。	福祉課
②自主グループ等の活動支援	毎年福祉バザーにおいては、障がい者、高齢者等各福祉団体が協力し、協議会を設置し開催しました。また、自立支援協議会においては福祉・保健・医療・教育等関係機関が連携し、各部会で協議を行い、情報交換や共有を図りました。	福祉課

(2) ボランティア活動の支援

施策	実施状況	担当課
①ボランティアの育成	手話通訳及び要約筆記等の講座を開設しボランティアを育成し、コミュニケーション支援の充実を図りました。また、市開催のイベント等においては、手話通訳者と要約筆記奉仕員を設置し、情報バリアフリーを実施しました。	福祉課
②ボランティア、NPO等の活動支援	八幡原市民活動支援センターに交流スペースを設け、市民向けに開放しました。また、団体等の活動については、使用料の減免手続きを行う等、活動費補助についても支援を行いました。さらに、障がい者団体を含むNPO、その他ボランティア団体の活動支援として、元気なまちづくり支援補助金、NPOパートナーシップ創造事業補助金の交付を行いました。	福祉課 企画政策課
③市民のボランティア活動への参加促進	各団体のイベント等の案内や活動内容を市民活動支援センターのホームページ、facebook、センターだよりに掲載し情報発信を行いました。	企画政策課

第8節 行政サービス等における配慮

1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

(1) 障がい及び障がい者への理解の促進

施策	実施状況	担当課
①市職員への啓発	毎年、12月3日から9日までの障害者週間にチラシを配布して周知を図りました。また、職員用PC回覧板において障害者差別解消法の概要について周知しました。	福祉課
②民間事業者等への啓発	障害者週間に市内の大型商業施設や大型スーパーでチラシを配布して周知を図りました。	福祉課

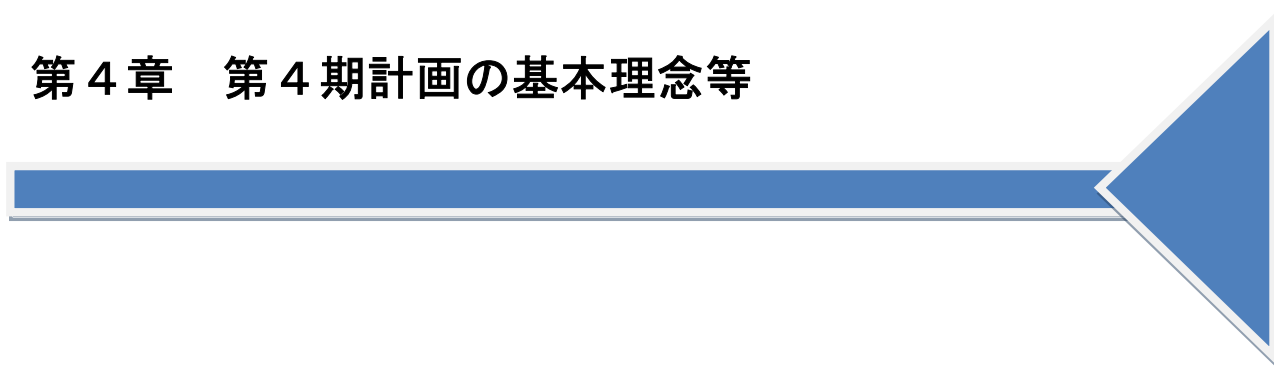
(2) 選挙等における配慮

施策	実施状況	担当課
①情報提供の推進	国・県政選挙については、県から提供されるもので障がい者に対して伝わるように努めました。また、選挙公報については、全戸配付に努めました。	選挙管理委員会
②投票環境の整備	各庁舎に開設する期日前投票所においては、バリアフリー化が図られた環境となっています。また、投票日における各投票所においては、車椅子の配置や一部の投票所でスロープの設置を行いました。さらに、投票における代理投票の要求については、適切な対応を行いました。	選挙管理委員会
③投票機会の確保	指定施設への記載台等の選挙器材貸出しにも応じ、適正な投票環境の基での投票機会の確保に努めました。	選挙管理委員会

(3) 行政事務等における配慮

施策	実施状況	担当課
①行政事務等における配慮	障がい者や団体等の総会やイベント等に参加して、意見交換や協議等を行いました。また、障がい者の団体等と各種協議会を設置しており、情報の共有化を図りました。さらに、障がい者の負担軽減を考慮し、申請手続き等の簡素化を実施しました。	福祉課

第4章 第4期計画の基本理念等



1 基本理念

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの選択により意思決定ができ、社会参加が促進されるよう、施策の充実を図っていくことが必要です。また、障がい者を取り巻く物理的な障壁や、障がい者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、誰もが地域で安心して生活できる環境の整備が求められます。

本市に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するため、以下の基本理念を定めます。

【基本理念】

認めあい、支えあう、
優しさあふれるふれあいのまち 小林

2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す7つの基本的視点の下に施策の展開を図ります。

【基本的視点】

- (1) 障がいを理由とする差別の禁止
- (2) 地域社会における共生等
- (3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (4) 当事者本位の総合的な支援
- (5) 障がい特性等に配慮した支援
- (6) アクセシビリティ[※]の向上
- (7) 総合的かつ計画的な取組の推進

(1) 障がい理由とする差別の禁止

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障がい者団体等との連携を図りながら、市民や事業者・事業主の理解の下、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

(2) 地域社会における共生等

全ての障がい者は、障がいのない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。このことを前提に、市民一人一人が障がいについて理解を深めることを推進するとともに、障がい者施策の実施を図ります。

(3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、障がい者の意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(4) 当事者本位の総合的な支援

障がい者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野と連携を図り、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

(5) 障がい特性等に配慮した支援

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、施策を実施します。

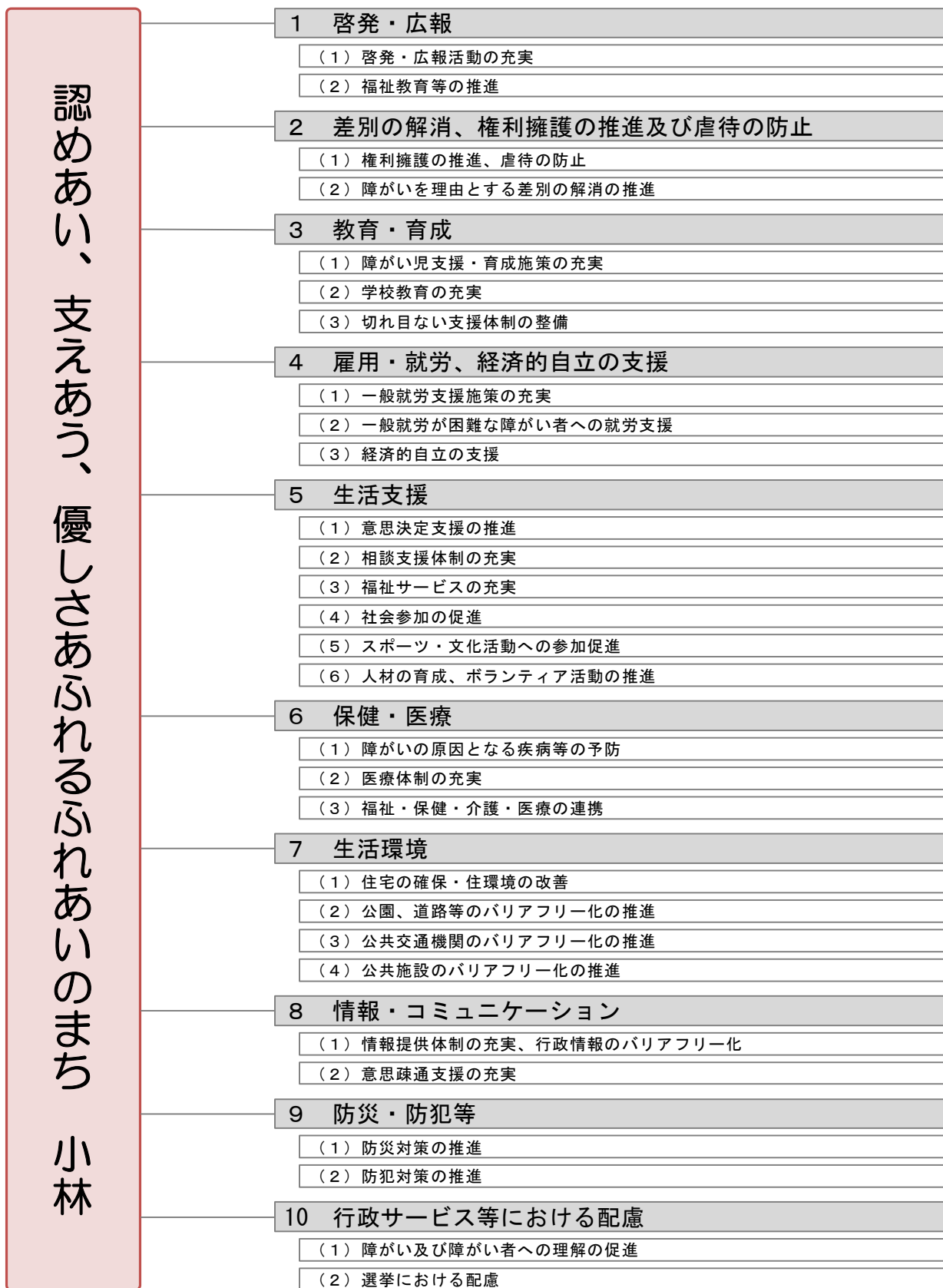
(6) アクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるよう、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

(7) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下、障がい者施策を実施します。

3 施策の体系



第5章 施策の展開



1 啓発・広報

広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、市民の理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた障がいや障がい者に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

(1) 啓発・広報活動の充実

障がい及び障がい者に対する理解を深めるため、小林市障害者福祉連絡協議会や小林市障がい者自立支援協議会等の関係団体・機関等と連携しながら、市のホームページ等で啓発の推進に取り組みます。

障がい者を含めた人権問題の解決や理解を深めるために、関係機関と連携し、研修や講演会を実施します。また、県教育委員会及び宮崎県人権・同和教育研究協議会の協力を得ながら、全ての小・中学校の社会科及び人権教育担当職員を対象に研修会を行います。

① 啓発・広報の推進

小林市障害者福祉連絡協議会や小林市障がい者自立支援協会等の関係団体、機関等と連携しながら、啓発の推進に取り組むとともに、各種制度等について、市のホームページや広報紙を媒体として、いち早く市民、関係団体等に情報提供します。また、毎年12月の障がい者週間における啓発活動の充実に努めます。

② 意識啓発活動の充実

障がい者から直接話を聞く機会や、車いす体験等、障がい者をより理解するための機会を設けるなど、効果的な手法による啓発活動を推進します。また、福祉しよっぷの効果的な実施を図るとともに、手話講座を開催しながら、手話によるコミュニケーションの普及啓発を図ります。

③ 人権啓発の推進

障がい者等の人権問題の理解を深めるため、関係機関と連携し研修会や講演会を行います。また、各学校に対して人権意識の高揚を図る観点から、常に呼びかけを行います。さらに、県教育委員会及び宮崎県人権・同和教育研究協議会と連携を深めながら、本市の研修会が実践的な内容になるよう努めます。

④ 発達障がいへの理解の促進

発達障がいの特性を理解し、特性に応じた適切な支援・早期療育につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、発達障がいに対する理解促進を図ります。

⑤ 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発

精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、関係機関との連携を強化するとともに広報紙等による啓発活動に努めます。

(2) 福祉教育等の推進

総合的な学習の時間や学校行事等を活用し、学校の近隣地域の社会福祉団体、ボランティア、福祉課等と連携しながら、福祉施設訪問等の体験活動等と道徳の時間を関連させた「人にやさしいまちづくり」を推進し、児童生徒の障がい及び障がい者に対する理解を一層深めます。

幼保小連絡協議会を定期的で開催し、幼保・小で一貫した教育の推進を図り、各研修会、子ども同士の交流、教職員の交流を通して幼保段階から小学校への滑らかな接続を図ります。また、特別支援学校の子どもや教職員の交流を図ります。

各学校において、小林市人権教育基本方針を基に作成した人権教育の全体構想に沿って、道徳の時間を核に心の教育を進め、全教育活動を通して人権教育の充実を目指した取組を行います。

① 学校における福祉教育の推進

各学校において、計画的に福祉教育に取り組むことで、児童生徒一人一人が課題意識を持って、人にやさしいまちづくりに参画できる意識を育てるよう教育活動を推進します。

② 交流教育の推進

幼保小連携協議会や研修会を定期的で開催し、連携を密にし相互理解を深めます。また、初任者研修や教職経験10年経過研修での特別支援学校での交流研修等を実施します。

③ 人権教育の推進

各学校において、道徳教育をはじめ教育活動全体を通じ、児童生徒一人一人の意識が高まるよう人権教育に取り組みます。また、西諸みんなで人権を考える取組については、各学校で主体的に計画し、人権教育の指導方法の工夫改善に取り組みます。

④ 地域における福祉教育の推進

毎月1回、2時間程度の学習内容で実施している家庭教育学級やしあわせ学園、生きがい（高齢者）学級において、必須講座として1回は人権同和教育についてのカリキュラムを継続して組み入れ、人権教育についての講座に取り組みます。

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者への虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障がい者の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度を推進します。また、障がい者への虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。

① 権利擁護の推進

障がい等の理由で判断能力やコミュニケーションが不十分な人が、住み慣れた地域で安心した生活を続けるために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理の支援、相談等を行う成年後見制度の推進に努めます。

② 虐待防止に向けた取組の充実

相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。

また、児童については、要保護児童対策地域協議会における研修の実施と、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、「障害者差別解消法」の内容について周知・啓発を行います。また、障がい者及びその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

① 障害者差別解消法の周知

広く市民に対して「障害者差別解消法」の趣旨・目的等の周知及び啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

② 差別に関する連携体制の充実

障がい者に対する差別やその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等の連携体制の充実を図ります。

3 教育・育成

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を目指し、障がいのある子どもの保育・教育の充実を図ります。

(1) 障がい児支援・育成施策の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で保育等を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

① 保育士等への研修の実施

障がいのある子どもが、身近な地域で保育等を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

② 発達障がい児への支援

保育所等と県や市の関係機関との連携を図り、発達障がいの早期発見、早期支援に努めます。

③ 多様な教育・保育サービスの充実

個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ施設のバリアフリー化や保育士等の特別支援保育に係る質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。

④ 相談支援体制の充実

保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行い、療育施設や医療機関等と連携を図ります。

また、小学校就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談で小学校入学への不安の解消を図るとともに、関係機関との連携で入学後の学習又は学校生活において支援を行います。

⑤ 保護者への子育て支援

障がいのある子どもの保護者に対し、学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減を図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。

⑥ 保育所等訪問支援*

保育所等を利用している障がいのある子どもが、保育所等で集団活動を行うに当たり、専門的な援助を必要とする場合に、訪問指導を行うなどの支援に努めます。

(2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

① 個別支援体制の推進

障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じように教育が受けられるよう、児童生徒の障がいの特性に応じた個別の支援を図ります。

② 特別支援教育の充実

関係機関、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。

③ 教育上の相互理解

障がいについての理解を深めるため、小中学校において、特別支援学校との交流を積極的に進めます。

④ 学校施設、設備の改善

新たな学校施設の整備は、児童生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設についても、宮崎県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」*等に基づき、バリアフリー化の整備を検討していきます。

⑤ 教員の専門性の向上

教員の資質向上のための研修の充実に努めます。また、インクルーシブ教育*の推進を図り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学べる体制を構築していきます。

⑥ 放課後等の居場所づくり

障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして放課後等デイサービス等の充実に努めます。

(3) 切れ目ない支援体制の整備

障がいのある子どもが、将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、小学校就学前から卒業後までの一貫したきめ細やかな支援の構築を進めます。

① 小学校就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築

「改正発達障害者支援法」に基づき、小学校就学前から卒業後に至るまで、切れ目のない支援体制を促進するため、福祉関係機関及び教育関係機関等が連携し、一貫した支援体制の整備に努めます。

② 児童発達支援事業の充実

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実を図ります。

4 雇用・就労、経済的自立の支援

障がい者が、地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要であり、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現するために、雇用支援・就労支援を推進します。

また、障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度^{*}、貸付制度^{*}の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

(1) 一般就労支援施策の充実

県の雇用関係の機関やハローワーク等と連携を図り、障がい者の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。また、障がい者就労支援事業等により、障がい者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

① 企業等における理解の促進

広報紙やパンフレット等により改正障害者雇用促進法の周知を図り、法定雇用率^{*}等の障がい者雇用についての理解促進を図ります。

② 均等な雇用機会、待遇の確保

関係機関と連携し、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての周知・啓発に努め、障がいの有無にかかわらず均等な雇用機会及び待遇の確保を図ります。

③ 障がい者就労支援事業の活用

ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会等、各種事業の周知に努めます。

④ 一般就労への移行

ハローワークや関係機関との連携を図り、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進に努めます。

(2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援

働く意欲があっても、一般就労の難しい障がい者に対して、個々の特性に合った仕事が見つけられる支援体制の整備を支援します。また、「小林市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

① 福祉的就労の支援

一般就労が困難な障がい者が、障がいの特性に配慮して提供される就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用した福祉的就労を支援します。また、市役所内での「福祉しょっぷ」の開催を継続するとともに、平成30年12月に開設した「福祉売店えみあす」を通じ、就労機会の提供と障がい者に対する理解の普及を図ります。

② 物品・役務の調達推進

「小林市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

(3) 経済的自立の支援

障がい者が、必要とされる適切な医療を継続して受診できる環境を整えるため、障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

① 医療費の助成

障がい者が、必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

② 障がいのある子どもへの就学奨励

障がいのある児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて扶助します。

③ 各種手当等の支給

特別障害者手当^{*}、障害児福祉手当^{*}、特別児童扶養手当^{*}についての周知を図り、支給を行います。

5 生活支援

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人一人の障がい者のニーズ・実態に応じた相談支援体制及び障がい福祉サービス等の量的・質的充実を図ります。

また、障がい者が安心して自由に意思表示ができるように支援します。

(1) 意思決定支援の推進

平成29年3月に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン^{*}」を踏まえ、障がい者の意思決定支援のより一層の充実を図ります。

① 意思決定のための支援

障がい者の意思確認ができるよう、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示ができるように支援します。

また、意思決定支援推進のため、家族や事業者等との連携強化を図ります。

② 意思決定支援体制の促進

自己決定や意思決定が困難な障がい者を支援するため、関係者間で、本人の日常生活や福祉サービスでの表情、感情、行動に関する記録等の情報に加え、これまでの生活史、人間関係等の様々な情報を共有し、本人の意思及び選考を推定する体制の促進を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

障がい者の様々な相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員等の協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

① 相談体制の充実

円滑な相談支援を実施するため、保健所や市内の障がい者に関する相談機関との連携強化を図ります。また、障害者基幹相談支援センターの設置を検討します。

② 身近な相談員による相談体制の充実

地域における身近な相談者である民生委員・児童委員等の相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

(3) 福祉サービスの充実

障がい者の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

① 訪問系サービスの充実

障がい者が、その適性に応じて、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、重度訪問介護等のサービスにより介護や家事援助等の支援を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障がい者の状況に応じて、主に日中において通所等による生活介護や自立訓練等のサービスを提供します。

③ 居住系サービスの充実

障がい者が、主に夜間において施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供します。

④ 地域生活支援事業の推進

障がい者が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等を実施し、障がい者や介助者の地域生活を支援します。

⑤ 家族介護者への支援

短期入所サービスや日中一時支援事業^{*}等の周知を図り、障がい者を介護している家族の負担軽減に努めます。

⑥ 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービスが提供され、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、小林市障がい者自立支援協議会などにおいて事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、人材養成に努めるとともに、必要となる人材の確保を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

(4) 社会参加の促進

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域交流や地域行事への参加の促進を図ります。

① 地域交流の促進

障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し地域交流を促進します。

② 地域行事への参加促進

障がい者がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保等に努め、参加の促進を図ります。

(5) スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等への参加を促進し、障がい者の地域の中での生きがいつくりを支援します。

① スポーツ活動の参加機会の充実

宮崎県障がい者スポーツ大会への参加を支援するとともに、障がい者のスポーツニーズに対応するため、関係機関と連携し、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。

② 文化活動の参加機会の充実

障がい者が、文化・芸術活動に参加しやすくなるように関係団体等と連携し、要約筆記者[※]等による支援を行いながら講座等の開催に努めます。また、図書館においては、障がい者を対象とした本の宅配サービスの周知を図るとともに、障がい者向けの音声・映像ライブラリー等の質的・量的な充実に努めます。

(6) 人材の育成、ボランティア活動の推進

サービス等の担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用、障がい者団体・ボランティア団体の活動支援を行い、障がい者の多様化するニーズに対応します。

① ホームヘルパー等の確保

ホームヘルパー等の障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。

② ボランティア活動への参加の促進

関係機関と連携し、ボランティアの養成及びボランティア団体の機能強化を図り、ボランティア活動への参加の促進に努めます。

③ ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等を行い、講座等の情報提供の充実に努めます。

6 保健・医療

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がい者がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージに応じた健康に関する取組を推進します。

① 小学校就学前における支援体制の充実

乳幼児健診等を通して、療育の必要な児童を早期に療育につなげられるよう、定期健診の受診率の向上に努めます。また、児童発達支援事業所及び保育所等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。

② 各種検（健）診等の実施

障がいの原因となる疾病等の予防や病気の早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種検（健）診等を実施します。また、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。

③ 精神保健対策の充実

障がいの状況に応じて、心の健康づくり等の幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。また、医療が必要な場合は、医療機関等と連携を図ります。

(2) 医療体制の充実

障がい者が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携を図り、医療体制の充実を図ります。

① 地域医療体制の充実

地域医療市民活動団体への支援、医療機関の連携と機能分担の推進、西諸医師会の協力による夜間・休日の診療などについて継続して実施していきます。また、医師の働きやすい環境整備や看護師等養成所の運営支援、地域医療人材の育成・確保を図る奨学金制度等の運用を実施し、地域医療提供体制の確保に努めます。

② 救急医療体制の充実

疾病等による障がい発生の予防・軽減のため、医師会や関係機関等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。

③ 歯科治療に関する情報提供

障がい者が安心して歯の治療を受けられるよう、関係機関等と連携し、専門の歯科医等の情報提供を図ります。

(3) 福祉・保健・介護・医療の連携

地域社会において障がい者が安心して生活を送るため、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。また、福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するよう、計画相談の質の向上を図ります。

① 関係機関等との連携強化

地域社会において障がい者が、安心して生活を送れるよう、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。

② 計画相談の質の向上

福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障がい者を対象とする計画相談（ケアマネジメント）の質の向上を図ります。

③ 医療的ニーズへの対応

医療的ニーズの高い障がい者や障がい児のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

7 生活環境

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、住宅の確保・住環境の改善を図るとともに、障がい者が安心して生活できる公共施設等のバリアフリー化を推進します。

(1) 住宅の確保・住環境の改善

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活用具給付事業に基づく住宅改修に要する費用の助成を継続するとともに、グループホームの開設に対して支援します。

(2) 公園、道路等のバリアフリー化の推進

公園、道路等の改修や整備時においては、障がい者に配慮したものとなるよう、バリアフリー化に努めるとともに、誰でも利用しやすい公園や道路の改修、整備を行い、利便性・安全性の向上に努めます。

(3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

路線バス等の公共交通機関について、障がい者が利用しやすいように利便性・安全性の向上の推進に努めます。

(4) 公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設の整備時においては、宮崎県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化に努めます。

8 情報・コミュニケーション

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

（１）情報提供体制の充実、行政情報のバリアフリー化

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

① 情報提供体制の充実

しょうがいしゃのしおりや広報紙、市ホームページ等の活用により、障がい者や介助者等に対し、福祉サービスの制度・内容等について、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めます。

② 行政情報のバリアフリー化

視覚障がい者等に対して、ボランティアによる広報紙の音訳CDを配布し対応しています。今後も継続実施するとともに、様々な障がい特性に対応したバリアフリー化の充実に努めます。

（２）意思疎通支援の充実

聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。また、障がい者が必要な支援や配慮を受けられるよう、障がい者に関するマークの周知を図ります。

① 手話通訳者・要約筆記者等の確保

手話通訳者派遣事業について、制度の周知等を図るとともに、講座等を開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。

② 小林市手話言語条例に基づく取組の推進

平成30年4月に施行した小林市手話言語条例に基づき、手話の啓発や普及を進めるため、事業者や学校において手話に関する講話を開催します。

③ 障がい者に関するマーク等の周知

意思疎通に困難がある等、外見では分かりにくい障がい者が、必要な支援や配慮を受けられるよう、絵記号や障がい者に関するマーク等の周知を図ります。

9 防災・防犯等

障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

(1) 防災対策の推進

関係機関や関係課と連携して、災害等の緊急時における災害時避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害等の緊急時に適切な行動がとれるよう普及啓発を図ります。また、障がい者に配慮した避難所の整備に努めます。

① 防災情報の提供体制の整備

防災に関する情報を障がい者に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、聴覚障がい者に対して文字表示機能付き防災ラジオを配付するなど障がい特性に応じた情報提供体制の整備に努めます。また、平成30年3月に作成した「小林市障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の周知を図ります。

② 避難行動要支援体制の充実

災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者の更新と情報共有を図り、体制の充実に努めます。

③ 災害時における医療機関との連携

西諸医師会や消防署、警察等の関係機関と連携を図り、地域における災害時の医療体制を確保します。

④ 障がい者に配慮した避難所の整備

福祉避難所の周知を図るとともに、避難所において、障がい等の特性に応じた配慮、多目的トイレや必要な物資の確保等の対応に努めます。

また、特別な配慮を必要とする人が安心して生活を送れるよう、必要な物資や人材が確保された福祉避難所の速やかな設置と関係機関との連携に努めます。

⑤ 地域防災訓練の強化

災害時に初期消火や応急手当などの適切な活動を全ての住民が行えるように、地域で協力して障がい者が参加する防災訓練の実施を働き掛けます。また、地域住民に対して、自治会や自主防災組織が取り組んでいる防災活動や障がい者のことを理解してもらえよう意識啓発に努めます。

(2) 防犯対策の推進

多様化する特殊詐欺等の被害防止のため、広報紙やイベント等で情報発信を行い啓発に努め、市、県の相談窓口の周知を行います。また、消費者トラブルの情報や防止策等の情報周知に努めます。

① 防犯対策の啓発、防犯活動

関係機関、防犯団体との情報共有・連携強化を図るとともに、地域における防犯に対する意識を高め、防犯活動の推進に努めます。

② 防災対策の啓発

自治会等において防災についての啓発を行い、地域住民が平時からお互いに協力し自助・共助を目的とする自主防災組織の充実に努めます。

③ 消費者トラブルの防止と支援

消費者トラブルの情報や防止策等の情報周知に努め、消費者としての利益を守れるよう消費生活に関する相談体制等の充実に努めます。

10 行政サービス等における配慮

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

(1) 障がい及び障がい者への理解の促進

障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。

① 必要かつ合理的な配慮の実施

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

② 職員への啓発

職員に対して障がい者への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

(2) 選挙における配慮

障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、選挙等における配慮を行います。

① 情報提供の推進

選挙等における情報の提供に当たっては、手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、障がい特性及び障がい者の生活実態等に応じた情報の提供に努めます。

② 投票環境の整備

移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた取り組みを推進するとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施などを推進します。

③ 投票機会の確保

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進に向け、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

第6章 計画の推進



1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心を一層高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進します。

(2) 計画の推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

計画の進行管理と点検・評価に当たっては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

資料編



1 用語解説

頁	用語	解説
2	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。
2	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
2	高次脳機能障がい	病気や事故など様々な原因で脳が部分的に損傷されたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などの知的な機能に障がいがあった状態。
2	障害者の権利に関する条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定められた条約。
2	障害者総合支援法	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成 24 年 6 月に障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月に施行されている。
2	障害者差別解消法	<p>障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成 28 年 4 月に施行されている。この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別となる。</p> <p>「不当な差別的取扱い」</p> <p>例えば、車椅子を利用していることでレストランへの入店を断ることや、障がいがあるという理由でアパートを貸さないことは、障がいを理由とする不当な差別的取扱いとなる。</p> <p>「合理的配慮」</p> <p>例えば、車椅子を利用している人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障がい者の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなど、障がい者の特性に応じた必要な工夫ややり方を選択することを合理的配慮という。</p>

頁	用語	解説
2	障害者雇用促進法	障がい者の雇用促進を図るため、事業主の義務や障がい者本人への公的支援措置などを規定する法律。
4	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がい者に対して交付される。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。
4	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもの。
4	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあると認定された人に対して交付される。精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級から3級までである。
4	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、財産管理、契約、遺産分割の協議等の支援を行う制度。
4	発達障害者支援法	発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。
5	地域生活支援拠点	相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受入れ、対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う拠点。
5	就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、相談をとおり就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供する障がい福祉サービス。
31	おもいやり駐車場制度	歩行が困難な人に利用証を交付することで、商業施設や病院、官公庁などの公共的施設の駐車スペースを確保するもの。制度対象者は、障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な人で、利用証を車内に掲示している。利用できる駐車場は、県に登録した駐車場で、駐車区内に「おもいやり駐車場」であることを示すステッカーを掲示している。
32	ガイドヘルパー	全身性障がい者、視覚障がい者、知的障がい者など一人で外出するのが困難な人について、必要なサポートや介助を行う人のこと。移動介護従事者ともいう。
49	障害者虐待防止法	障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律で平成24年10月に施行されている。

頁	用語	解説
52	福祉しょっぷ	小林市内の障がい福祉サービス事業所で作られた製品を展示・販売し、障がいについての理解促進を図るもの。
52	手話言語条例	本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が互いに助け合いながら安心して暮らすことができる小林市を目指し制定し、平成30年4月1日から施行されている。
54	臨床心理士	臨床心理学に基づいた知識と技術で援助する専門職は、日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員など、さまざまな名称で呼ばれている。臨床心理士は、これらのうち、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職。
54	教育支援ファイル「絆」	障がいや病気の有無にかかわらず、支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族や関係機関が共通理解を持って支援を行っていくことを目的に本市で研究、開発された相談支援ファイル。
55	特別支援教育エリアサポート充実事業	幼保小中高に在籍する障がいのある子どもが県内どの地域においても質の高い指導・支援を一貫して受けられるようにするため、宮崎県が独自に構築したエリアサポート体制の充実を図る事業。
55	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
55	特別支援教育コーディネーター	保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置づけられる。
56	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う障がい福祉サービス。
57	ピアカウンセリング	障がいのある当事者自身が、お互いに平等な立場で話を聞き合うこと。
58	地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行う障がい福祉サービス。
60	小児慢性特定疾患児	慢性的な疾病を抱える児童。

頁	用語	解説
60	社会的リハビリテーション	社会関係の中に生きる障がい者自身の全面的発達と権利を確保し、一方人間を取り巻く社会環境にその可能性の開花を阻む社会障壁があるならば、それに科学技術的に挑んで、障がい社会そのものの再構築を図る社会努力のこと。
61	優先入居制度	ひとり親世帯や子育て世帯の人を対象に、子育てを担う方への住宅確保を支援するもの。
61	宮崎県あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅の市場において、高齢者、障がい者、外国人及び子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、様々な居住支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の居住の安定確保と、安心できる賃貸借関係の構築を目的とする事業。
62	福祉避難所	災害時に、一時避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、乳幼児など特に配慮を要する人たち（要配慮者）を滞在させることを想定した避難施設。
62	災害時避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
63	手話通訳者	聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障がいのある人と聴覚に障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人のこと。
68	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
76	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行う事業。
76	「人にやさしい福祉のまちづくり」条例	人にやさしい福祉のまちづくりに関し、宮崎県、事業者、県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針や必要な施策を定めることにより、人にやさしい福祉のまちづくり総合的な推進を図り、もって県民の福祉の推進に資することを目的としている。
76	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

頁	用語	解説
78	医療費助成制度	重度の身体障がい者又は知的障がい者が健康保険による医療を受けたとき、他の法令などにより医療費の給付を受けている場合を除き、支払われた医療費の一部を助成する。ただし、所得制限がある。
78	貸付制度	障がい者に対して、生業を営むための準備金、就職するための支度金、住宅の増改築をするための経費などについての貸付を行う制度。
78	法定雇用率	従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用促進法によって義務づけられた障がい者の雇用割合。
79	特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当。ただし、施設等に入所している人及び病院等に3か月以上入院している人は該当しない。
79	障害児福祉手当	20歳未満で、精神（知的も含む）又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に支給される手当。ただし、施設等に入所している人は該当しない。
79	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当。ただし、障がい児が施設等に入所している場合は該当しない。
80	障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン	事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を目的とした指針。
81	日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び生活支援等を行う事業。
82	要約筆記者	話されている内容を要約し、文字として聴覚障がい者へ伝える通訳者。

2 小林市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、小林市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

3 小林市障害者施策推進協議会委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	西諸医師会	事務局長	遊木 和敏
2	小林保健所	次長	平田 雅昭
3	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志
4	小林市社会福祉協議会 須木支所	支所長	田代 典生
5	小林市社会福祉協議会 野尻支所	支所長	荻窪 哲司
6	小林公共職業安定所	所長	松山 和幸
7	小林市区長会	会長	倉田 富夫
8	小林市民生委員・児童委員協議会	会長	吉脇 辰男
9	小林市あかつき福祉協会	会長	早田 孝信
10	小林市視覚障がい者福祉会	会長	山下 美智雄
11	西諸聴覚障がい者協会 小林支部	支部長	徳永 吉朗
12	障害者支援施設 日章野菊の里 障害者支援センター	園長	吉田 耕二
13	指定障害福祉サービス事業所 ふれあいの里	施設長	小田 恭子
14	障害者支援施設 ありの実園	園長	近見 エキ
15	障害者支援施設 あさひの里	施設長	松元 和由紀
16	就労継続支援B型事業所 ふれあいさろん「元気」	管理者	紙屋 正嗣
17	NPO法人 あゆみの会	理事長	飯谷 哲男
18	NPO法人 西諸地域活動センター菜の花	施設長	吉村 洋子
19	医療法人浩然会 内村病院	精神保健福祉士	窪谷 くみ子
20	小林市	副市長	壺岐 秀彦
21	小林市	教育長	中屋敷 史生
22	小林市	福祉事務所長	押川 逸夫
23	小林市	健康推進課長	一色 俊一郎
24	小林市	須木庁舎 住民生活課長	金丸 浩二
25	小林市	野尻庁舎 住民生活課長	中神 正広

4 小林市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画素案を策定するため、小林市障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 障害者計画の総合的な計画立案に関すること。
- (2) 障害者計画の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、福祉事務所長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議)

第6条 策定委員会は、策定事項について小林市障害者施策推進協議会の審議を経るものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、障害者計画の策定完了の日までとする。

(報告)

第8条 策定委員会は、策定結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の設置に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

5 小林市障害者計画策定委員会委員名簿

	所属	職名	氏名
1	学校教育課	総務グループ主幹	川俣 洋寿
2	管財課	市営住宅グループ主幹	末永 教郁
3	企画政策課	企画政策グループ主幹	神之菌 勇次
4	危機管理課	危機管理グループ主幹	山内 寿朗
5	健康推進課	健康支援グループ主幹	川原 真砂子
6	医療介護連携室	室長	山下 雄三
7	建設課	都市整備グループ主幹	千田 倫史
8	子育て支援課	子育て支援グループ主幹	高原 隆一郎
9	市民課	人権グループ主幹	神之菌 敬章
10	社会教育課	社会教育グループ主幹	高妻 朋博
11	選挙管理委員会	選挙グループ主幹	田爪 定美
12	スポーツ振興課	スポーツ振興グループ主幹	齋藤 康志
13	総務課	職員グループ主幹	園田 恵津子
14	福祉事務所	所長	押川 逸夫
15	福祉課	課長	池上 宗市
16	福祉課	主幹	花畑 慎吾

6 小林市手話言語条例

平成29年12月22日

条例第22号

言語は、互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、ものごとを考え、コミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、平成18年に採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。手話を必要とする人がいつでもどこでも安心して意思疎通を図ることができる地域社会の構築が求められています。

ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が互いに助け合いながら安心して暮らすことができる小林市を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及を推進するとともに、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市が推進する施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第6条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、児童生徒等に対し、手話への理解の促進に努めるものとする。

2 市は、学校教育の場において、手話を必要とする児童生徒等に対し、手話による学習支援に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 市民が手話による意思疎通をし、又は情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(4) 手話による意思疎通支援の拡充のための施策

(5) ろう者の災害時における情報の取得及び意思疎通の配慮を図るための施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の方針の策定若しくは変更又は同項各号に掲げる施策の評価を必要とするときは、ろう者及び市民の意見を反映するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第4期小林市障がい者計画

令和2年3月

発行・編集

小林市 福祉課

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

TEL 0984-23-0111 FAX 0984-23-4934

